

別表第23

水位観測所・危機管理型水位計・河川監視カメラ一覧表

1 水防に必要な水位観測所（県）

※ 県のホームページで、観測データを公開しています。（<https://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/>）
 ※ ●は暫定運用を行っているものを示しています。

番号	担当建設事務所・支所名	河川名	観測所名	堤防高		基準水位		観測所			河川種別		
				左岸	右岸	・氾濫危険 ・避難判断 ・氾濫注意 ・水防団待機		位置	管理者	洪水予報	水防警報	水位周知	
1	西部	多治比川	多治比	2.87	2.68	1.15	0.85	0.70	【西部管内】 安芸高田市吉田町多治比	県 (河川系)			○
2	西部	南原川	南原	2.91	3.14	2.00	1.90	1.05	【西部管内】 広島市安佐北区可部町上町屋字下小野1452-2	県 (河川系)			○
3	西部	三篠川	向原	4.00	3.12	1.30(1.15)	1.15(1.05)	1.05(0.65)	【西部管内】 安芸高田市向原町長田字田屋3462-2地先	県 (河川系)		○	●
4	西部	安川	上安	5.20	5.20	3.25	2.85	2.70	【西部管内】 広島市安佐南区相田二丁目地先	県 (河川系)		○	○
5	西部	瀬野川	石原	4.60	4.30	2.90	2.20	1.90	【西部管内】 安芸郡海田町石原地先	県 (河川系)		○	○
6	西部	猿猴川	段原	4.40	4.40	(2.15)			【西部管内】 広島市南区段原末広町地先	県 (河川系)		○	
7	西部	府中大川	温品	12.86	12.86	1.45	1.15	1.00	【西部管内】 広島市東区温品七丁目	県 (河川系)			○
8	西部	府中大川	大須	3.57	3.61	2.30	1.90	1.40	【西部管内】 安芸郡府中町大須三丁目	県 (河川系)			○
9	西部	根谷川	三入南	3.58	3.66	1.65	1.35	1.30	【西部管内】 広島市安佐北区三入三丁目	県 (河川系)		○	○
10	西部	瀬野川	瀬野	4.40	4.05	2.00	1.80	1.50	【西部管内】 広島市安芸区瀬野一丁目1123	県 (河川系)			○
11	西部	水内川	菅沢	6.85	6.94	3.50	3.25	2.40	【西部管内】 広島市佐伯区湯来町菅沢字向志割531地先	県 (河川系)		○	○
12	西部	二河川	呉地	4.87	4.74	2.15	1.75	1.65	【西部管内】 安芸郡熊野町字三戸山530	県 (河川系)			○
13	西部	鈴張川	向田	4.03	3.62	2.45	2.10	1.45	【西部管内】 広島市安佐北区安佐町飯室字向田4401-4	県 (河川系)			○

※ 県のホームページで、観測データを公開しています。(https://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/)
 ※ ●は暫定運用を行っているものを示しています。

番号	担当建設事務所・支所名	河川名	観測所名	堤防高		基準水位		観測所		河川種別		
				左岸	右岸	・氾濫危険 ・避難判断 ・氾濫注意 ・水防団待機		位置	管理者	洪水予報	水防警報	水位周知
14	西部	京橋川	段原	4.40 4.40		(2.15)		【西部管内】 広島市南区段原末広町地先	県 (河川系)		○	
15	西部	岡ノ下川	中州橋	4.06 4.21		2.10 1.65 1.45		【西部管内】 広島市佐伯区五日市中央四丁目7-34地先	県 (河川系)			○
16	西部	八幡川	中地	4.00 4.75		3.50 3.15 2.50 1.70		【西部管内】 広島市佐伯区八幡東	県 (ダム系)		○	○
17	西部	三篠川	白木			2.10(1.85) 1.85(1.75) 1.75		【西部管内】 広島市安佐北区白木町小越	国 (太田川)			●
18	西部	水内川	湯来			3.05 2.80 2.30		【西部管内】 広島市佐伯区湯来町麦谷	国 (太田川)			○
19	呉	黒瀬川	町田	4.90 5.60		3.45 2.75 2.00 1.50		【呉管内】 呉市広弁天橋町8	県 (河川系)	○	○	
20	呉	二河川	二河	5.00 4.90		2.50 2.15 2.00 1.50		【呉管内】 呉市二河町1	県 (河川系)		○	○
21	呉	野呂川	藤波	1.50 2.40		1.30 1.05 0.80		【呉管内】 呉市安浦町内海浦尻北	県 (ダム系)			○
22	廿日市	御手洗川	宮内	4.00 3.40		2.20 1.95 1.95		【廿日市管内】 廿日市市宮内字西畑口3648-9地先	県 (河川系)			○
23	廿日市	可愛川	平良	2.48 2.48		1.27 1.05 0.85		【廿日市管内】 廿日市市平良二丁目207-1	県 (河川系)			○
24	廿日市	永慶寺川	水ノ越	3.45 3.60		2.05 1.85 1.85		【廿日市管内】 廿日市市大野水ノ越4110	県 (河川系)			○
25	安芸太田	冠川	石井谷	4.48 4.83		2.30 2.10 2.05		【安芸太田管内】 山県郡北広島町石井谷字岸本	県 (河川系)			○
26	安芸太田	志路原川	春木	4.17 4.02		1.65 1.55 1.10 0.90		【安芸太田管内】 山県郡北広島町春木字茶堂1425-3地先	県 (河川系)		○	○
27	安芸太田	太田川	土居	10.06 10.01		3.90 3.65 3.55 3.10		【安芸太田管内】 山県郡安芸太田町土居	国 (太田川)		○	○

※ 県のホームページで、観測データを公開しています。(https://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/)
 ※ ●は暫定運用を行っているものを示しています。

番号	担当建設事務所・支所名	河川名	観測所名	堤防高		基準水位		観測所			河川種別		
				左岸	右岸	・氾濫危険 ・避難判断 ・氾濫注意 ・水防団待機	位置	管理者	洪水予報	水防警報	水位周知		
28	東広島	入野川	失平	4.41	3.83	2.35 1.80 1.75	【東広島管内】 東広島市河内町入野失平2110-1地先	県 (河川系)			○		
29	東広島	賀茂川	新庄	5.85	5.79	1.95 1.60 1.50 1.20	【東広島管内】 竹原市新庄町町田1981-2	県 (河川系)		○	○		
30	東広島	沼田川	河戸	4.36	3.08	2.40 2.25 2.00	【東広島管内】 東広島市河内町河戸字中須賀	県 (河川系)			○		
31	東広島	入野川	中島	3.78	3.78	1.75 1.30 1.30	【東広島管内】 東広島市高屋町大字中島	県 (河川系)			○		
32	東広島	黒瀬川	樋ノ詰	5.02	4.89	3.00 2.70 2.35 1.20	【東広島管内】 東広島市西条町馬木樋ノ詰橋下	県 (河川系)		○	○		
33	東広島 (呉)	黒瀬川	松ヶ瀬	6.38	6.65	2.65 2.10 2.10 0.65	【東広島管内】 東広島市黒瀬町菅田松ヶ瀬橋下	県 (河川系)		○	○		
34	東広島	黒瀬川	下見	4.23	3.73	2.65 2.30 2.25 1.15	【東広島管内】 東広島市西条町西条東番蔵川合流点下	県 (河川系)		○	○		
35	東広島	三津大川	三津	3.80	3.60	1.55 1.30 1.30	【東広島管内】 東広島市安芸津町三津2635地先	県 (河川系)			○		
36	東広島	黒瀬川	御菌宇	4.57	4.89	3.20 2.75 2.50 1.70	【東広島管内】 東広島市西条町御菌宇一水橋上	県 (河川系)		○	○		
37	東広島	椋梨川	奥条	山付	7.03	3.95 3.60 2.55	【東広島管内】 東広島市河内町中河内奥条	県 (ダム系)			○		
38	東広島 (三原)	沼田川	中河内	6.86	4.61	2.30 1.95 1.80	【東広島管内】 東広島市河内町中河内正尺	県 (ダム系)			○		
39	東部	服部川	駅家中島	4.06	3.72	2.30 1.95 1.70	【東部管内】 福山市駅家町中島1125-3	県 (河川系)			○		
40	東部	河手川	瀬戸山北	3.91	3.49	2.70 2.50 1.75	【東部管内】 福山市瀬戸町山北564	県 (河川系)			○		
41	東部	箱田川	西中条	3.57	3.38	2.20 2.05 1.15 1.00	【東部管内】 福山市神辺町西中条字梶久945-1	県 (河川系)		○	○		

※ 県のホームページで、観測データを公開しています。(https://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/)
 ※ ●は暫定運用を行っているものを示しています。

番号	担当建設事務所・支所名	河川名	観測所名	堤防高		基準水位		観測所			河川種別		
				左岸	右岸	・氾濫危険 ・避難判断 ・氾濫注意 ・水防団待機	位置	管理者	洪水予報	水防警報	水位周知		
42	東部	加茂川	中野	2.40	2.40	1.40 1.25 0.70 0.50	【東部管内】 福山市加茂町大字中野266-4	県 (河川系)		○	○		
43	東部	有地川	福田	3.08	3.10	1.80 1.65 1.55 1.20	【東部管内】 福山市芦田町大字福田734-3	県 (河川系)		○	○		
44	東部	吉野川	万能倉	2.41	2.30	1.50 1.25 0.95 0.80	【東部管内】 福山市駅家町大字万能倉317-2	県 (河川系)		○	○		
45	東部	神谷川	上安井	3.20	2.90	1.95 1.75 1.35 0.70	【東部管内】 福山市新市町大字上安井2-4地先	県 (河川系)		○	○		
46	東部	出口川	大黒	1.80	2.40	1.15 1.00 0.80 0.70	【東部管内】 府中市出口町字大黒町1123	県 (河川系)		○	○		
47	東部	本郷川	今津	2.45	3.48	1.15 1.05 1.00 0.70	【東部管内】 福山市今津町字為安2043地先	県 (河川系)		○	○		
48	東部	山南川	沼隈	3.03	2.47	1.60 1.45 1.20	【東部管内】 福山市沼隈町草深1889-6	県 (河川系)			○		
49	東部	高屋川	古市	5.37	5.07	3.65 3.40 2.75 2.05	【東部管内】 福山市神辺町古市	県 (河川系)		○	○		
50	東部	砂川	府中砂川	3.97	13.48	1.50 1.25 1.05	【東部管内】 府中市元町字松原342-1	県 (河川系)			○		
51	東部	羽原川	松永	1.98	2.15	1.30 1.15 1.15	【東部管内】 福山市神村町737	県 (河川系)			○		
52	東部	手城川	手城	2.24	2.23	1.60 1.40 1.00	【東部管内】 福山市春日町七丁目	県 (河川系)			○		
53	東部	加茂川	沼	7.81	8.43	6.90 6.25 5.55	【東部管内】 福山市御幸町字下岩成1229地先	県 (ダム系)			○		
54	東部	加茂川	加茂	4.53	5.23	3.75 3.60 3.10	【東部管内】 福山市加茂町字芦原字出雲815-2地先	県 (ダム系)			○		
55	東部	瀬戸川	西神島	5.85	5.20	2.55 2.05 1.80	【東部管内】 福山市西神島町新町	国 (福山)			○		

※ 県のホームページで、観測データを公開しています。(https://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/)
 ※ ●は暫定運用を行っているものを示しています。

番号	担当建設事務所・支所名	河川名	観測所名	堤防高		基準水位		観測所		河川種別		
				左岸	右岸	・氾濫危険 ・避難判断 ・氾濫注意 ・水防団待機		位置	管理者	洪水予報	水防警報	水位周知
56	三原	西野川	西宮	3.82 4.09		1.60 1.20 0.90		【三原管内】 三原市西宮一丁目地先	県 (河川系)			○
57	三原 (東部)	藤井川	柳井橋	3.50 2.90		1.85 1.60 1.45		【三原管内】 尾道市西藤町大字柳井橋ノ詰3063-1地先	県 (河川系)			○
58	三原	天井川	沼田東	3.87 3.76		1.90 1.65 1.45 1.10		【三原管内】 三原市沼田東町釜山字徳方2018-1地先	県 (河川系)		○	○
59	三原	梨和川	南方	4.80 4.79		3.00 2.25 1.70 1.30		【三原管内】 三原市本郷町南方字中菅6196地先	県 (河川系)		○	○
60	三原	仏通寺川	本郷	3.27 2.90		2.15 1.75 1.75 1.55		【三原管内】 三原市本郷町本郷字釣戸樋4069-1地先	県 (河川系)		○	○
61	三原	菅川	菅川橋	4.55 5.18		2.15 1.60 1.35 0.90		【三原管内】 三原市本郷町船木字佐用沖2513地先	県 (河川系)		○	○
62	三原	藤井川	美之郷	2.85 3.17		2.20 2.05 1.50		【三原管内】 尾道市美之郷町中野寺前橋西詰	県 (河川系)			○
63	三原	和久原川	中之町	7.42 3.43		1.55 1.45 1.10		【三原管内】 三原市中之町4376-1	県 (河川系)			○
64	三原	椋梨川	椋梨	3.62 3.45		2.05 1.65 1.40		【三原管内】 三原市大和町椋梨	県 (河川系)			○
65	三原	椋梨川	和木	5.00 5.00		4.25 3.75 3.15		【三原管内】 三原市大和町和木字楽免	県 (ダム系)			○
66	三原	沼田川	船木	7.23 7.70		4.70 4.20 3.10 2.30		【三原管内】 三原市本郷町船木字中筋	県 (ダム系)	○	○	
67	三原	沼田川	七宝	6.78 6.64		4.65 4.50 3.60 2.90		【三原管内】 三原市沼田東町大字七宝	県 (ダム系)	○	○	
68	三原	御調川	丸門田	5.70 5.20		2.55 2.35 2.35		【三原管内】 尾道市御調町丸門田字横山	県 (ダム系)			○
69	三原 (東部)	御調川	市	4.80 5.30		2.80 2.60 2.55		【三原管内】 尾道市御調町市字河原	県 (ダム系)			○

※ 県のホームページで、観測データを公開しています。(https://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/)
 ※ ●は暫定運用を行っているものを示しています。

番号	担当建設事務所・支所名	河川名	観測所名	堤防高		基準水位		観測所			河川種別		
				左岸	右岸	・氾濫危険 ・避難判断 ・氾濫注意 ・水防団待機	位置	管理者	洪水予報	水防警報	水位周知		
70	三原	芦田川	甲山	3.56	3.44	2.65 2.25 1.95 1.70	【三原管内】 世羅郡世羅町西上原宮田垣内105-2地先	県 (農林系)		○	○		
71	北部	北溝川	十日市	2.91	2.91	1.20 1.00 1.00	【北部管内】 三次市十日市東4-6-1	県 (河川系)			○		
72	北部	板木川	下志和地	5.40	5.28	2.20 1.85 1.85 1.40	【北部管内】 三次市下志和地町2655-1地先	県 (河川系)		○	○		
73	北部	馬洗川	岡田	7.30	7.70	3.50 3.30 3.30 3.15	【北部管内】 三次市三良坂町岡田73-1地先	県 (河川系)		○	○		
74	北部	馬洗川	三玉	5.49	5.06	2.25 2.05 1.70 1.35	【北部管内】 三次市吉舎町三玉川隅学校橋	県 (河川系)		○	○		
75	北部	美波羅川	小田幸	4.92	5.02	2.15 1.80 1.80 1.60	【北部管内】 三次市小田幸町139-1地先	県 (河川系)		○	○		
76	北部	美波羅川	上壱	5.00	3.00	1.65 1.40 1.35 1.25	【北部管内】 三次市三和町上壱2768-3地先	県 (河川系)		○	○		
77	北部	国兼川	和知	3.50	3.70	2.40 2.10 1.90 1.50	【北部管内】 三次市和知町2136地先	県 (河川系)		○	○		
78	北部	西城川	小文	7.80	7.80	5.30 4.80 3.80 2.90	【北部管内】 三次市小文町39-4地先	県 (河川系)		○	○		
79	北部	神野瀬川	藤兼	5.00	4.00	3.50 3.35 2.05 1.85	【北部管内】 三次市君田町字藤兼南組401地先	県 (河川系)		○	○		
80	北部	布野川	下布野	3.99	3.16	1.90 1.55 1.55 1.30	【北部管内】 三次市布野町下布野字大伴370-1地先	県 (河川系)		○	○		
81	北部	上下川	上安田			4.05 3.80 2.95 — (2.65)	【北部管内】 三次市吉舎町上安田下郷	国 (三次)		○	○		
82	北部	上下川	計納			4.05 3.95 3.95 (2.35) — (1.90)	【北部管内】 三次市三良坂町仁賀計納479	国 (三次)		○	○		
83	庄原	西城川	西城	3.80	5.60	3.65 2.95 1.80 1.00 (1.50)	【庄原管内】 庄原市西城町中野字亀崎631-14地先	県 (河川系)		○	○		

※ 県のホームページで、観測データを公開しています。(https://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/)

※ ●は暫定運用を行っているものを示しています。

番号	担当建設事務所・支所名	河川名	観測所名	堤防高		基準水位		観測所			河川種別		
				左岸	右岸	・氾濫危険 ・避難判断 ・氾濫注意 ・水防団待機	位置	管理者	洪水予報	水防警報	水位周知		
84	庄原	成羽川	東城	4.90 5.10		4.00 3.75 3.20 3.00	【庄原管内】 庄原市東城町川西字榎ヶ坪226-4地先	県 (河川系)		○	○		
85	庄原	戸郷川	戸郷川	3.81 3.76		2.10 1.60 1.60	【庄原管内】 庄原市板橋町字西原沖50-1	県 (河川系)			○		
86	庄原	比和川	比和	3.60 2.60		1.70 1.45 1.35 1.00	【庄原管内】 庄原市比和町比和1119-1地先	県 (河川系)		○	○		
87	庄原	西城川	高	5.60 5.60		2.60 2.30 1.10	【庄原管内】 庄原市川西町字中島	県 (河川系)			○		
88	庄原	西城川	石丸	5.48 5.63		4.85 4.15 2.65	【庄原管内】 庄原市東本町二丁目	県 (ダム系)			○		

2 その他の水位観測所（県）

	建設事務所・支所名	河川名	観測所名	堤防高		観測所		備考
				左岸	右岸	位置	管理者	
1	西部	本村川	上甲立	4.40	3.70	安芸高田市甲田町上甲立字六地藏1252-2地先	県（河川系）	
2	西部	大毛寺川	亀山	3.86	4.05	広島市安佐北区亀山	県（河川系）	
3	西部	長瀬川	下原	5.70	5.59	安芸高田市高宮町川根字下原	県（河川系）	
4	西部	生田川	門田	7.18	7.28	安芸高田市高宮町房後字立石	県（河川系）	
5	西部	石内川	石内	5.23	4.83	広島市佐伯区五日市町石内字平田3712-3	県（河川系）	
6	西部	吉山川	久地	3.96	3.73	広島市安佐北区安佐町久地字城下乙4492	県（河川系）	
7	西部	八幡川	白川	-	-	広島市佐伯区五日市町下河内向原1169-3	県（ダム系）	魚切ダム
8	西部	八幡川	小深川	5.80	4.20	広島市佐伯区五日市町下小深川	県（ダム系）	魚切ダム
9	西部	梶毛川	上中	5.59	5.59	広島市佐伯区五日市町大字石内3470-1地先	県（ダム系）	梶毛ダム
10	西部	石内川	高井	5.46	山付け	広島市佐伯区八幡東四丁目32-5-6地先	県（ダム系）	梶毛ダム
11	西部	岡ノ下川	岡ノ下	2.57	2.81	広島市佐伯区五日市中央1地先	県（河川系）	
12	呉	長谷川	惣引谷	4.00	4.00	呉市郷原町字惣引谷3252-1	県（河川系）	
13	呉	野呂川	市原	2.50	2.50	呉市安浦町中畑字打田原甲	県（ダム系）	野呂川ダム
14	廿日市	小瀬川	本郷	2.78	5.96	廿日市市浅原字安前中山1115-3	県（ダム系）	小瀬川ダム
15	廿日市	小瀬川	釜ヶ原	5.70	8.30	【廿日市管内 直轄区間】 山口県岩国市美和町釜ヶ原	県（ダム系）	小瀬川ダム
16	廿日市	小瀬川	岩倉	5.10	山付け	廿日市市津田地内	県（ダム系）	小瀬川ダム
17	安芸太田	江の川	大朝	4.10	3.73	山県郡北広島町大朝2493	県（河川系）	
18	東広島	高野川	風早	2.60	2.70	東広島市安芸津町風早字印内501-8地先	県（河川系）	
19	東広島	本川	下野	1.77	2.00	竹原市下野町字大応	県（河川系）	
20	東広島	賀茂川	竹原	4.39	3.90	竹原市竹原町吉崎	県（河川系）	
21	東広島	古河川	古河	7.50	8.22	東広島市西条町田口字古河	県（河川系）	

	建設事務所・支所名	河川名	観測所名	堤防高		観測所		備考
				左岸	右岸	位置	管理者	
22	東部	上下川	二森	3.00	3.00	府中市上下町二森下陰地20-1地先	県（河川系）	
23	東部	才町川	大橋	7.21	3.60	福山市駅家町大橋	県（河川系）	
24	東部	神谷川	新市宮内	3.88	4.38	福山市新市町宮内2155-3	県（河川系）	
25	東部	小田川	山野	4.50	4.90	福山市山野町山野	県（河川系）	
26	東部	加屋川	津之郷	2.85	2.70	福山市津之郷町津之郷字芹田792-2	県（河川系）	
27	東部	服部川	服部	3.50	2.75	福山市駅家町助元1322	県（河川系）	
28	東部	手城川	春日池	12.00	-	福山市春日町四丁目	県（河川系）	
29	東部	福川	福川	3.97	-	福山市神島町四丁目	県（河川系）	
30	東部	四川	大谷池	306.60	山付け	福山市加茂町百谷2193-14	県（ダム系）	四川ダム
31	東部	四川	百谷	3.45	2.57	福山市加茂町百谷	県（ダム系）	四川ダム
32	東部	谷尻川	種	3.22	3.09	福山市加茂町字北山189	県（ダム系）	四川ダム
33	東部	四川	出雲	2.56	2.54	福山市加茂町字芦原字出雲838	県（ダム系）	四川ダム
34	東部	芦田川	前原	-	-	【東部管内 直轄区間】 府中市父石町下前原	県（農林系）	三川ダム
35	東部	芦田川	七社	-	-	【東部管内 直轄区間】 福山市駅家町下山守378-2	県（農林系）	三川ダム
36	三原	芦田川	駅前	3.75	3.75	世羅郡世羅町伊尾室谷2521地先	県（農林系）	三川ダム
37	三原	山田川	伊尾	4.71	3.81	世羅郡世羅町大字伊尾1382-18	県（ダム系）	山田川ダム
38	三原	山田川	青近	2.85	2.42	世羅郡世羅町青近1439-9	県（ダム系）	山田川ダム
39	三原	野間川	今田	2.25	2.31	尾道市御調町今田字大通886-3	県（ダム系）	野間川ダム
40	庄原	西城川	下金田	-	-	庄原市水越町字大貝1309-1	県（ダム系）	庄原ダム

3 国土交通省有水位観測所

番号	事務所名	河川名	観測所名	観測方法	堤防高 左岸 右岸	水位		位置	備考
						計画高水位 氾濫注意水位 水防団待機水位 零点高			
1	太田川	旧太田川	三篠橋	口ガ ↓	6.55 6.05		5.023 2.700 2.500 -0.500	広島市中区基町1番地	氾濫危険水位 3.200 避難判断水位 2.800
2	太田川	旧太田川	江波	自口ガ 記↓			4.440 2.500 2.000 -0.040	広島市中区江波南2丁目	避難判断水位 5.900
3	太田川	古川	古川	自口ガ 記↓			6.300 2.900	広島市安佐南区安古市1丁目	氾濫危険水位 4.200 避難判断水位 4.200
4	太田川	根谷川	上原橋				21.960		
5	太田川	根谷川	新川橋	自口ガ 記↓	5.80 6.00		3.908 2.200 1.300 17.000	広島市安佐北区可部南2丁目	氾濫危険水位 3.800 避難判断水位 2.600
6	太田川	三篠川	白木	自口ガ 記↓			115.500	広島市安佐北区白木町小越	
7	太田川	三篠川	中深川	自口ガ 記↓	6.90 6.20		5.240 2.800 2.000 18.000	広島市安佐北区深川4丁目	氾濫危険水位 3.300 避難判断水位 3.000
8	太田川	三篠川	上庄				15.500	広島市安佐北区深川3丁目	
9	太田川	水内川	湯来	自口ガ 記↓			147.630	広島市佐伯区湯来町麦谷	
10	太田川	太田川	土居	口ガ ↓	10.06 10.01		7.738 4.000 3.100 265.349	山県郡安芸太田町土居	氾濫危険水位 5.000 避難判断水位 4.600
11	太田川	太田川	加計	口ガ ↓	7.64 7.49		7.107 2.000 0.000 167.803	山県郡安芸太田町加計中ノ渡	氾濫危険水位 3.700 避難判断水位 2.900
12	太田川	太田川	飯室	口ガ ↓	7.01 8.24		10.246 3.800 2.500 47.500	広島市安佐北区安佐町大字飯室	氾濫危険水位 7.100 避難判断水位 6.000
13	太田川	太田川	中野	自口ガ 記↓	9.53 8.84		8.080 5.500 4.300 15.320	広島市安佐北区可部1丁目	氾濫危険水位 6.900 避難判断水位 6.200
14	太田川	太田川	玖村	自口ガ 記↓	9.40 9.20		7.369 4.500 2.700 10.000	広島市安佐北区落合2丁目	
15	太田川	太田川	矢口第二				6.000	広島市安佐北区口田5丁目	

番号	事務所名	河川名	観測所名	観測方法	堤防高 左岸 右岸	水位		位置	備考
						計画水位 氾濫注意 水位 水位 高	高水位 水位 高		
16	太田川	太田川	矢口第一	自記 ロガ	11.05 11.04		8.722 5.000 3.400 4.500	広島市安佐北区口田1丁目	氾濫危険水位 7.400 避難判断水位 6.100
17	太田川	太田川	長和久	自記 ロガ	9.32 10.24		7.580 0.000	広島市安佐南区長束1丁目	
18	太田川	太田川	祇園大橋	ロガ	10.12 9.11		7.134 4.300 2.900 0.000	広島市西区大宮3丁目	氾濫危険水位 7.000 避難判断水位 6.400
19	太田川	放太田 水路川	草津	自記 ロガ	6.20 6.10		4.400 0.000	広島市西区草津港1丁目	
20	太田川	小瀬川	小川津	自記 ロガ	6.50 8.00		6.492 4.000 2.600 12.000	山口県岩国市小瀬字小川津	氾濫危険水位 6.200 避難判断水位 5.700
21	太田川	小瀬川	両国橋	自記 ロガ	6.90 6.90		6.074 3.900 2.800 2.970	山口県岩国市小瀬字墨屋堂	氾濫危険水位 4.900 避難判断水位 4.400
22	太田川	小瀬川	和木	自記 ロガ	5.40 5.67		3.700 0.000	山口県玖珂郡和木町和木	
23	温井ダム	滝山川	黒滝	自記			381.600	山県郡安芸太田町向山字黒滝	
24	温井ダム	滝山川	滝山	自記			182.200	山県郡安芸太田町加計字八幡	
25	温井ダム	滝山川	後平	自記			182.300	山県郡安芸太田町加計字大平	
26	弥栄ダム	小瀬川	下ヶ原	自記			123.000	大竹市大栗林下ヶ原	
27	弥栄ダム	小瀬川	防鹿	自記			14.019 7.550	大竹市小方町防鹿	
28	福山	芦田川	山手	自記 ロガ	8.70 8.70		5.834 3.720 2.720 1.949	福山市山手町	氾濫危険水位 5.600 避難判断水位 5.000
29	福山	芦田川	府中	自記 ロガ	7.07 7.07		4.837 2.500 1.500 24.870	府中市府川町	氾濫危険水位 3.900 避難判断水位 3.600
30	福山	芦田川	郷分	自記 ロガ	9.39 8.90		7.033 3.316	福山市御幸町大字中津原字下組	

番号	事務所名	河川名	観測所名	観測方法	堤防高		水位		位置	備考
					左岸	右岸	計画水位 氾濫注意 水防団待機 零点	高水位 水位 機水位 高		
31	福山	芦田川	上戸手	自記	8.68	8.36		13.090	福山市新市町戸手	
32	福山	芦田川	矢野原	自記	7.80	6.90		6.481 4.000 3.000 97.800	府中市河佐町大字矢野原	氾濫危険水位 4.600 避難判断水位 4.000
33	福山	高屋川	御幸	自記	7.80	7.84		6.609 4.500 3.500 2.949	福山市御幸町中津原地先	氾濫危険水位 5.800 避難判断水位 5.400
34	福山	高屋川	神辺	自記	4.90	4.91		20.000	福山市神辺町字上御領野々上地先	
35	福山	瀬戸川	西神島	自記	5.85	5.20		1.800 2.250	福山市神島町新町地先	氾濫危険水位 2.550 避難判断水位 2.050
36	福山	神谷川	新市	自記				17.988	福山市新市町新市	
37	福山	芦田川	山手左岸	自記				1.949	福山市北本庄	
38	福山	高屋川	掛ノ橋	自記				8.117	福山市神辺町領家	
39	八田原ダム	芦田川	伊尾	自記				4.760 249.509	世羅郡世羅町大字伊尾	
40	八田原ダム	芦田川	永野山	自記				157.791	府中市久佐町字ツカ丸286-105	
41	八田原ダム	芦田川	山守橋	自記				8.491	福山市駅家町上山守地先	
42	八田原ダム	宇津戸川	宇津戸川	自記				277.721	世羅郡世羅町大字宇津戸字田原4-3	
43	八田原ダム	矢多田川	矢多田川	自記				254.764	世羅郡世羅町大字伊尾字清信2078	
44	三次	江の川	粟屋	自記	13.75	山付		10.200 5.600 4.500 149.010	三次市粟屋町2114-1	氾濫危険水位 6.500 避難判断水位 6.100
45	三次	江の川	尾関山	自記	15.00	14.36		13.360 8.000 6.000 144.150	三次市三次町五日市	氾濫危険水位 9.500 避難判断水位 8.900

番号	事務所名	河川名	観測所名	観測方法	堤防高 左岸 右岸	水位		位置	備考
						計画高水位 氾濫注意水位 水防団待機水位 零点高	観測水位		
46	三次	江の川	大津	自記	山付 12.37	13.730 5.200 4.200 96.130		島根県邑智郡邑南町下口羽	
47	三次	上下川	計納	自記		3.950 197.300		三次市三良坂町仁賀計納478-3	氾濫危険水位 4.190 避難判断水位 4.050
48	三次	馬洗川	南畑敷	自記	9.37 9.21	7.420 4.400 3.500 154.390		三次市南畑敷町	氾濫危険水位 6.000 避難判断水位 5.600
49	三次	神野瀬川	神野瀬川	自記	6.10 5.20	7.840 4.500 3.500 156.270		三次市三原町三原188-3	氾濫危険水位 5.500 避難判断水位 5.100
50	三次	西城川	三次	自記	山付 9.03	7.130 4.000 3.000 152.530		三次市三次町太才	氾濫危険水位 5.900 避難判断水位 5.600
51	三次	西城川	庄原	自記	6.73 7.44	6.100 4.000 3.000 232.180		庄原市本町柳	
52	三次	江の川	吉田	自記	9.20 6.23	7.590 5.900 4.600 191.850		安芸高田市吉田町吉田字大浜	氾濫危険水位 6.500 避難判断水位 5.900
53	三次	田総川	竹の花	自記		247.094		庄原市総領町稲草	灰塚ダム
54	三次	上下川	上安田	自記		249.540		三次市吉舎町安田字下河原	灰塚ダム
55	三次	上下川	市場	自記	199.77 200.65	194.694		三次市三良坂町仁賀896-1	灰塚ダム
56	三次	江の川	上川立	自記	6.78 6.63	172.970		三次市上川立町2402-6	
57	土師ダム	江の川	川井	自記		5.140 3.500 2.500 254.900		山県郡北広島町川井荒瀬	
58	土師ダム	江の川	下土師	自記	6.70 山付	2.880 218.970		安芸高田市八千代町勝田	

4 危機管理型水位計（県）

番号	担当建設事務所・支所名	水系	河川名	水位	観測所		備考
				観測開始水位	位置	管理者	
1	西部	太田川	矢口川	-1.8	広島市安佐北区口田南二丁目		県
2	西部	太田川	奥迫川	-1.4	広島市安佐北区深川五丁目		県
3	西部	太田川	麻下川	-1.92	広島市安佐北区小河原町（平岩橋）		県
4	西部	太田川	湯坂川	-1.8	広島市安佐北区狩留賀町（中須賀橋）		県
5	西部	太田川	河津川	-0.96	広島市安佐北区白木町三田（夫婦橋）		県
6	西部	太田川	関川	-4.08	広島市安佐北区白木町小峠（落合橋）		県
7	西部	太田川	栄堂川	-1.32	広島市安佐北区白木町井原（上甲田橋）		県
8	西部	瀬野川	畑賀川	-2.26	広島市安芸区畑賀二丁目（山手橋）		県
9	西部	瀬野川	熊野川	-2.28	広島市安芸区上瀬野南（向井橋）		県
10	西部	矢野川	矢野川	-1.12	広島市安芸区矢野西五丁目（中原橋）		県
11	西部	太田川	見坂川	-1.38	安芸高田市向原町長田（大正橋）		県
12	西部	江の川	大土川	-1.38	安芸高田市甲田町高田原（小田東橋）		県
13	西部	江の川	本村川	-1.62	安芸高田市美土里町本郷（誠和橋）		県
14	西部	江の川	戸島川	-2.46	安芸高田市向原町戸島（真土橋）		県
15	西部	太田川	三篠川	-2.91	安芸高田市向原町坂（実重橋）		県
16	西部	太田川	榎川	-1.75	安芸郡府中町山田（山田大橋）		県
17	西部	瀬野川	三迫川	-2.22	安芸郡海田町曾田（三迫橋）		県
18	西部	尾崎川	尾崎川	-1.62	安芸郡海田町南堀川町		県
19	西部	瀬野川	熊野川	-1.44	安芸郡熊野町新宮（海上橋）		県
20	西部	総頭川	総頭川	-1.56	安芸郡坂町坂西二丁目（月見橋）		県
21	西部	太田川	二又川	-2.556	広島市東区牛田早稲田		県
22	西部	太田川	山本川	-2.118	広島市安佐南区長東西		県
23	西部	太田川	奥畑川	-1.98	広島市安佐南区伴中央（役神橋）		県
24	西部	太田川	打尾谷川	-2.58	広島市佐伯区湯来町多田（臯月橋）		県
25	西部	江の川	生田川	-2.478	安芸高田市美土里町北（中北日南上農道橋）		県
26	西部	江の川	簸ノ川	-2.31	安芸高田市八千代町佐々井（次郎丸橋）		県
27	西部	永田川	永田川	-1.926	江田島市能美町鹿川（永田川橋）		県
28	西部	二河川	平谷川	-0.912	安芸郡熊野町平谷（明神橋）		県
29	呉	堺川	堺川	-1.26	呉市中通（巴橋）		県

番号	担当建設事務所・支所名	水系	河川名	水位	観測所		備考
				観測開始水位	位置	管理者	
30	呉	堺川	内神川	-1.08	呉市内神町（濱田橋）	県	
31	呉	野呂川	中畑川	-1.86	呉市安浦町中央北二丁目（御幸橋）	県	
32	呉	大谷川	大谷川	-1.3	呉市阿賀中央	県	
33	呉	高田川	高田川	-1.404	呉市豊町久比	県	
34	廿日市	小瀬川	玖島川	-3.66	大竹市栗谷町後原（登里橋）	県	
35	廿日市	太田川	太田川	-2.526	廿日市市吉和（中央橋）	県	
36	廿日市	小瀬川	玖島川	-2.808	廿日市市永原（友和橋）	県	
37	安芸太田	太田川	西宗川	-3.024	山県郡安芸太田町穴（坂根橋）	県	
38	安芸太田	太田川	西宗川	-2.964	山県郡北広島町都志見（琴庄橋）	県	
39	安芸太田	太田川	柴木川	-2.1	山県郡北広島町東八幡原（京塚橋）	県	
40	安芸太田	江の川	江の川	-3.054	山県郡北広島町川戸（川戸大橋）	県	
41	安芸太田	江の川	志路原川	-3.912	山県郡北広島町海応寺（新海応寺橋）	県	
42	安芸太田	江の川	大塚川	-1.764	山県郡北広島町大朝（女ヶ原橋）	県	
43	東広島	太田川	東川	-0.96	東広島市志和町志和東（六日市橋）	県	
44	東広島	黒瀬川	深堂川	-1.68	東広島市八本松町飯田（四ツ町橋上流）	県	
45	東広島	沼田川	沼田川	-2.22	東広島市福富町下竹仁（木矢橋）	県	
46	東広島	沼田川	霜降川	-1.1	東広島市豊栄町清武	県	
47	東広島	蛇道川	蛇道川	-2	東広島市安芸津町風早（がんぎょう橋）	県	
48	東広島	賀茂川	田万里川	-1.89	竹原市西野町（大橋）	県	
49	東広島	太田川	関川	-2.754	東広島市志和町志和西（甲谷橋）	県	
50	東広島	原田川	原田川	-0.978	豊田郡大崎上島町原田	県	
51	東部	芦田川	六間川	-1.98	福山市神辺町新十九（太陽橋）	県	
52	東部	芦田川	天王前川	-1.1	福山市神辺町平野（古市排水機場）	県	
53	東部	芦田川	西谷川	-1.8	福山市駅家町坊寺（深田橋）	県	
54	東部	芦田川	戸手川	-0.9	福山市新市町戸手	県	
55	東部	羽原川	鍋田川	-1.5	福山市神村町（鍋田橋）	県	
56	東部	高梁川	小田川	-1.62	神石郡神石高原町小島（観音橋）	県	
57	東部	芦田川	小田川	-2.13	福山市山手町（湯伝橋）	県	
58	東部	芦田川	新川	-1.074	福山市神辺町川南	県	
59	東部	芦田川	深水川	-1.734	福山市神辺町宇湯野（馬崎橋）	県	

番号	担当建設事務所・支所名	水系	河川名	水位	観測所		備考
				観測開始水位	位置	管理者	
60	東部	芦田川	竹田川	-2.1	福山市神辺町下竹田（梅崎橋）		県
61	東部	新川	新川	-0.924	福山市金江町		県
62	東部	芦田川	阿字川	-1.86	府中市木野山町（八幡橋）		県
63	東部	芦田川	矢多田川	-2.346	府中市上下町矢多田（坊地橋）		県
64	東部	高梁川	成羽川	-3.066	神石郡神石高原町小野（手入橋）		県
65	東部	高梁川	高光川	-1.914	神石郡神石高原町福永（祇園橋下流歩道）		県
66	三原	芦田川	泉川	-2.4	三原市久井町和草（黒河橋）		県
67	三原	沼田川	三次川	-2.4	三原市本郷町南方（姿沖橋）		県
68	三原	沼田川	大草川	-2.7	三原市大和町大草（新上中橋）		県
69	三原	藤井川	藤井川	-1.08	三原市深町		県
70	三原	沼田川	徳良川	-1.866	三原市大和町下徳良（相良橋）		県
71	三原	栗原川	栗原川	-1.872	尾道市門田町（金本橋）		県
72	三原	重井川	重井川	-1.878	尾道市因島重井町		県
73	三原	江の川	美波羅川	-2.736	世羅郡世羅町小国（新屋橋）		県
74	三原	芦田川	宇津戸川	-2.202	世羅郡世羅町宇津戸（仲良し橋）		県
75	三原	芦田川	神崎川	-1.578	世羅郡世羅町東神崎（新神崎橋）		県
76	三原	芦田川	手綱川	-2.16	世羅郡世羅町本郷（大田小橋）		県
77	北部	江の川	馬洗川	-1.44	三次市吉舎町徳市（下橋）		県
78	北部	江の川	岩屋寺谷川	-1	三次市畠敷町		県
79	北部	江の川	四十貫川	-1.02	三次市四拾貫町		県
80	北部	江の川	上下川	-2.16	三次市甲奴町西野（梶田上橋）		県
81	北部	江の川	小童川	-0.84	三次市甲奴町小童（欠ヶ戸橋）		県
82	北部	江の川	長田川	-1.44	三次市三良坂町長田		県
83	北部	江の川	小似川	-1.56	三次市青河町（原田大橋）		県
84	北部	江の川	今出原川	-1.44	三次市三和町羽出庭（新板木橋側道橋）		県
85	北部	江の川	作木川	-2.082	三次市作木町下作木（新撰荷地橋）		県
86	北部	江の川	飯田川	-2.16	三次市三和町上老（想田橋）		県
87	北部	江の川	片丘川	-1.686	三次市十日市町（坂根橋）		県
88	庄原	江の川	国兼川	-2.28	庄原市七塚町（山内橋）		県
89	庄原	江の川	本村川	-2.16	庄原市峰田町（中田橋）		県

番号	担当建設事務所・支所名	水系	河川名	水位	観測所		備考
				観測開始水位	位置	管理者	
90	庄原	高梁川	成羽川	-1.8	庄原市東城町小奴可（小奴可二号橋）	県	
91	庄原	江の川	神野瀬川	-2.484	庄原市高野町南（高野夢架大橋）	県	
92	庄原	江の川	萩川	-2.694	庄原市口和町向泉（泉橋）	県	
93	庄原	江の川	湯木川	-2.808	庄原市口和町永田（新古城橋）	県	
94	庄原	江の川	比和川	-3.516	庄原市濁川町（比和川橋）	県	
95	庄原	江の川	川北川	-2.628	庄原市川北町（川北橋）	県	
96	庄原	江の川	田総川	-3.846	庄原市総領町稲草（割岩橋）	県	
97	庄原	江の川	亀谷川	-2.142	庄原市総領町亀谷（大矢橋）	県	
98	庄原	高梁川	帝釈川	-2.724	庄原市東城町帝釈未渡	県	
99	庄原	高梁川	福代川	-1.35	庄原市東城町川東	県	
100	庄原	高梁川	粟田川	-2.49	庄原市東城町粟田	県	
101	庄原	高梁川	内堀川	-1.26	庄原市東城町内堀（清水舎橋）	県	

5 危機管理型水位計（国）

番号	所管事務所	水系	河川名	水位	観測所		備考
				観測開始水位	位置	管理者	
1	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐北区可部町大字今井田 地先	国	
2	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐北区安佐町大字宮野 地先	国	
3	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐北区安佐町大字飯室 地先	国	
4	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県山県郡安芸太田町穴 地先	国	
5	太田川河川事務所	太田川_国	根谷川		広島県広島市安佐北区可部東 地先	国	
6	太田川河川事務所	太田川_国	三篠川		広島県広島市安佐北区上深川町 地先	国	
7	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市東区牛田新町地先	国	
8	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市東区戸坂千足地先	国	
9	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐北区口田南地先	国	
10	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐北区可部町今井田地先	国	
11	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐南区八木地先	国	
12	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐南区八木地先	国	
13	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐南区八木地先	国	
14	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐北区安佐町筒瀬地先	国	
15	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐北区安佐町久地地先	国	
16	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐北区安佐町久地地先	国	
17	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県山県郡安芸太田町穴地先	国	
18	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県山県郡安芸太田町穴程原地先	国	
19	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市佐伯区湯来町下地先	国	
20	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県山県郡安芸太田町坪野地先	国	
21	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県山県郡安芸太田町坪野地先	国	
22	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県山県郡安芸太田町中筒賀地先	国	
23	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県山県郡安芸太田町坪野地先	国	
24	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県山県郡安芸太田町津浪地先	国	
25	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県山県郡安芸太田町加計地先	国	
26	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県山県郡安芸太田町加計地先	国	
27	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県山県郡安芸太田町下殿河内鶴渡瀬地先	国	
28	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県山県郡安芸太田町加計鮎ヶ平地先	国	
29	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県安芸太田町下殿河内地先	国	
30	太田川河川事務所	太田川_国	太田川		広島県山県郡安芸太田町下筒賀西調子地先	国	

番 号	所管 事務所	水系	河川名	水位	観 測 所		備考
				観測開始水位	位 置	管理者	
31	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県山県郡安芸太田町下筒賀西調子地先	国	
32	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県山県郡安芸太田町下筒賀地先	国	
33	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県山県郡安芸太田町上殿地先	国	
34	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県山県郡安芸太田町中筒賀地先	国	
35	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県山県郡安芸太田町中筒賀正地地先	国	
36	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県山県郡安芸太田町土居地先	国	
37	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県山県郡安芸太田町土居地先	国	
38	太田川 河川事務所	太田川_国	三篠川		広島県広島市安佐北区深川地先	国	
39	太田川 河川事務所	太田川_国	三篠川		広島県広島市安佐北区深川地先	国	
40	太田川 河川事務所	太田川_国	三篠川		広島県広島市安佐北区深川地先	国	
41	太田川 河川事務所	太田川_国	三篠川		広島県広島市安佐北区深川地先	国	
42	太田川 河川事務所	太田川_国	三篠川		広島県広島市安佐北区上深川町地先	国	
43	太田川 河川事務所	太田川_国	三篠川		広島県広島市安佐北区上深川町地先	国	
44	太田川 河川事務所	太田川_国	三篠川		広島県広島市安佐北区上深川町地先	国	
45	太田川 河川事務所	太田川_国	三篠川		区広島県広島市安佐北区上深川町地先	国	
46	太田川 河川事務所	太田川_国	三篠川		広島県広島市安佐北区狩留家町地先	国	
47	太田川 河川事務所	太田川_国	三篠川		区広島県広島市安佐北区狩留家町地先	国	
48	太田川 河川事務所	太田川_国	根谷川		広島県広島市安佐北区深川地先	国	
49	太田川 河川事務所	太田川_国	根谷川		広島県広島市安佐北区可部町中島地先	国	
50	太田川 河川事務所	太田川_国	根谷川		広島県広島市安佐北区可部南地先	国	
51	太田川 河川事務所	太田川_国	古川		広島県広島市安佐南区西原地先	国	
52	太田川 河川事務所	太田川_国	古川		広島県広島市安佐南区緑井地先	国	
53	太田川 河川事務所	太田川_国	天満川		広島県広島市中区江波地先	国	
54	太田川 河川事務所	太田川_国	天満川		広島県広島市西区東観音町地先	国	
55	太田川 河川事務所	太田川_国	天満川		広島県広島市中区広瀬町地先	国	
56	太田川 河川事務所	太田川_国	天満川		広島県広島市中区広瀬北町地先	国	
57	太田川 河川事務所	太田川_国	天満川		広島県広島市西区横川町地先	国	
58	太田川 河川事務所	太田川_国	旧太田川		広島県広島市中区江波東地先	国	
59	太田川 河川事務所	太田川_国	旧太田川		広島県広島市中区光南地先	国	
60	太田川 河川事務所	太田川_国	旧太田川		広島県広島市中区基町地先	国	
61	太田川 河川事務所	太田川_国	旧太田川		広島県広島市中区寺町地先	国	
62	太田川 河川事務所	太田川_国	旧太田川		広島県広島市中区中島町地先	国	

番 号	所管 事務所	水系	河川名	水位	観測所		備考
				観測開始水位	位置	管理者	
63	太田川 河川事務所	太田川_国	旧太田川		広島県広島市中区寺町地先	国	
64	太田川 河川事務所	太田川_国	旧太田川		広島県広島市中区白島北町地先	国	
65	太田川 河川事務所	太田川_国	旧太田川		広島県広島市東区牛田新町地先	国	
66	太田川 河川事務所	太田川_国	元安川		広島県広島市中区加古町地先	国	
67	太田川 河川事務所	太田川_国	元安川		広島県広島市中区大手町地先	国	
68	太田川 河川事務所	太田川_国	元安川		広島県広島市中区大手町地先	国	
69	太田川 河川事務所	小瀬川	小瀬川		山口県玖珂郡和木町瀬田地先	国	
70	太田川 河川事務所	小瀬川	小瀬川		山口県玖珂郡和木町関ヶ浜地先	国	
71	太田川 河川事務所	小瀬川	小瀬川		山口県岩国市小瀬地先	国	
72	太田川 河川事務所	小瀬川	小瀬川		広島県大竹市木野地先	国	
73	太田川 河川事務所	小瀬川	小瀬川		広島県大竹市穂仁原木野地先	国	
74	太田川 河川事務所	小瀬川	小瀬川		山口県岩国市小瀬地先	国	
75	太田川 河川事務所	小瀬川	小瀬川		山口県岩国市小瀬地先	国	
76	太田川 河川事務所	小瀬川	小瀬川		山口県岩国市小瀬地先	国	
77	太田川 河川事務所	小瀬川	小瀬川		広島県大竹市穂仁原地先	国	
78	太田川 河川事務所	小瀬川	小瀬川		広島県大竹市比作地先	国	
79	太田川 河川事務所	小瀬川	小瀬川		広島県大竹市広島県大竹市安条地先	国	
80	太田川 河川事務所	小瀬川	小瀬川		広島県大竹市広島県大竹市安条地先	国	
81	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐北区可部町今井田地先	国	
82	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐北区安佐町毛木	国	
83	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐北区安佐町飯室地先	国	
84	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐北区安佐町飯室地先	国	
85	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐北区安佐町久地地先	国	
86	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐北区安佐町久地地先	国	
87	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐北区安佐町小河内地先	国	
88	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市佐伯区湯来町下地先	国	
89	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県山県郡安芸太田町中筒賀地先	国	
90	太田川 河川事務所	小瀬川	小瀬川		広島県大竹市防鹿地先	国	
91	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市西区己斐本町地先	国	
92	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市西区己斐東地先	国	
93	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市西区大宮地先	国	
94	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐南区長束地先	国	

番 号	所管 事務所	水系	河川名	水位	観 測 所		備考
				観測開始水位	位 置	管理者	
95	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐南区西原地先	国	
96	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐南区東野地先	国	
97	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐北区真亀地先	国	
98	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐北区亀山地先	国	
99	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市安佐北区可部町今井田地先	国	
100	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県広島市佐伯区湯来町下地地先	国	
101	太田川 河川事務所	太田川_国	太田川		広島県安芸太田町下殿河地先	国	
102	太田川 河川事務所	太田川_国	三篠川		広島県広島市安佐北区深川地先	国	
103	太田川 河川事務所	太田川_国	根谷川		広島県広島市安佐北区可部地先	国	
104	太田川 河川事務所	太田川_国	古川		広島県広島市安佐南区中須地先	国	
105	太田川 河川事務所	太田川_国	旧太田川		広島県広島市中区基町地先	国	
106	太田川 河川事務所	小瀬川	小瀬川		広島県大竹市新町地先	国	
107	太田川 河川事務所	小瀬川	小瀬川		広島県大竹市小瀬地先	国	
1	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県福山市(芦田川17k600右岸)	国	
2	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県福山市(芦田川19k800右岸)	国	
3	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県福山市(芦田川21k400右岸)	国	
4	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県福山市(芦田川21k600左岸)	国	
5	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県府中市(芦田川27k000右岸)	国	
6	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県府中市(芦田川28k800右岸)	国	
7	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県府中市(芦田川29k600左岸)	国	
8	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県府中市(芦田川30k800左岸)	国	
9	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県府中市(芦田川31k600左岸)	国	
10	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県府中市(芦田川33k400左岸)	国	
11	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県府中市(芦田川34k000左岸)	国	
12	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県府中市(芦田川35k200左岸)	国	
13	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県府中市(芦田川36k800左岸)	国	
14	福山河川 国道事務所	芦田川	高屋川		広島県福山市(高屋川3k000右岸)	国	
15	福山河川 国道事務所	芦田川	高屋川		広島県福山市(高屋川4k000左岸)	国	
16	福山河川 国道事務所	芦田川	高屋川		広島県福山市(高屋川5k400右岸)	国	
17	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県福山市福山市洗谷地区 (芦田川5k400右岸)	国	直八樋門
18	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県福山市福山市相方地区 (芦田川22k200左岸)	国	新市排水樋管
19	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県府中市府中市父石地区 (芦田川28k600左岸)	国	

番号	所管事務所	水系	河川名	水位	観測所		備考
				観測開始水位	位置	管理者	
20	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県府中市府中市大平地区 (芦田川34k600右岸)	国	広瀬橋
21	福山河川 国道事務所	芦田川	高屋川		広島県福山市福山市横尾地区 (高屋川0k000右岸)	国	出原橋
22	福山河川 国道事務所	芦田川	高屋川		広島県福山市福山市横尾地区 (高屋川3k600左岸)	国	川南排水樋門
23	福山河川 国道事務所	芦田川	高屋川		広島県福山市福山市川北地区 (高屋川7k600右岸)	国	
24	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県福山市(芦田川7k800右岸)	国	
25	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県福山市(芦田川9k000右岸)	国	
26	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県福山市(芦田川10k000左岸)	国	
27	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県福山市本庄町中地先 (芦田川9k220左岸)	国	山手第2見通し
28	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県福山市本庄町中地先 (芦田川9k320左岸)	国	山手第1見通し
29	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県福山市御幸町中津原地先 (芦田川13k970左岸)	国	
30	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県福山市駅家町坊寺地先 (芦田川17k210左岸)	国	服部川
31	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県福山市駅家町大橋地先 (芦田川18k000右岸)	国	才町川
32	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県福山市芦田町福田地先 (芦田川19k890左岸)	国	
33	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県府中市中須町地先 (芦田川23k560左岸)	国	砂川
34	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県府中市高木町地先 (芦田川24k930左岸)	国	
35	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県府中市用土町地先 (芦田川26k160右岸)	国	府中第2見通し
36	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県府中市用土町地先 (芦田川26k200右岸)	国	府中第1見通し
37	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県府中市府中町地先 (芦田川27k030左岸)	国	
38	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県府中市河佐町地先 (芦田川37k470左岸)	国	矢野原第2見通し
39	福山河川 国道事務所	芦田川	芦田川		広島県府中市河佐町地先 (芦田川37k500左岸)	国	矢野原第1見通し
40	福山河川 国道事務所	芦田川	高屋川		広島県福山市御幸町中津原地先 (高屋川2k760右岸)	国	御幸第2見通し
41	福山河川 国道事務所	芦田川	高屋川		広島県福山市御幸町中津原地先 (高屋川2k800右岸)	国	御幸第1見通し
42	福山河川 国道事務所	芦田川	高屋川		広島県福山市神辺町川南地先 (高屋川5k500右岸)	国	加茂川
1	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県三次市作木町伊賀和志330	国	
2	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県三次市下志和地町	国	
3	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県安芸高田市甲田町上甲立	国	
4	三次河川 国道事務所	江の川	馬洗川		広島県三次市南畑敷町	国	
5	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県三次市	国	
6	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県三次市	国	
7	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県三次市	国	
8	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県三次市	国	
9	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県安芸高田市	国	

番 号	所管 事務所	水系	河川名	水位	観測所		備考
				観測開始水位	位置	管理者	
10	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県三次市	国	
11	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県三次市	国	
12	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県三次市	国	
13	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県三次市	国	
14	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県三次市	国	
15	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県三次市	国	
16	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県三次市	国	
17	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県三次市	国	
18	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県安芸高田市	国	
19	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県安芸高田市	国	
20	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県安芸高田市	国	
21	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県安芸高田市	国	
22	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県安芸高田市	国	
23	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県安芸高田市	国	
24	三次河川 国道事務所	江の川	神野瀬川		広島県三次市	国	
25	三次河川 国道事務所	江の川	神野瀬川		広島県三次市	国	
26	三次河川 国道事務所	江の川	神野瀬川		広島県三次市	国	
27	三次河川 国道事務所	江の川	神野瀬川		広島県三次市	国	
28	三次河川 国道事務所	江の川	馬洗川		広島県三次市	国	
29	三次河川 国道事務所	江の川	馬洗川		広島県三次市	国	
30	三次河川 国道事務所	江の川	西城川		広島県三次市	国	
31	三次河川 国道事務所	江の川	西城川		広島県三次市	国	
32	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県三次市	国	
33	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県三次市亀谷	国	
34	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県三次市米丸	国	
35	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県三次市市場	国	
36	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県三次市鈴江	国	
37	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県三次市若屋	国	
38	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県三次市片山	国	
39	三次河川 国道事務所	江の川	神野瀬川		広島県三次市大谷	国	
40	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県三次市日下町引字根地先	国	
41	三次河川 国道事務所	江の川	江の川		広島県三次市三次市下津河内地先	国	

番 号	所管 事務所	水系	河川名	水位	観測所		備考	
				観測開始水位	位置	管理者		
42	三次河川 国道事務所	江の川	江の川			広島県安芸高田市下川根地先	国	
43	三次河川 国道事務所	江の川	江の川			広島県安芸高田市式敷地先	国	
44	三次河川 国道事務所	江の川	江の川			広島県三次市十日市西4丁目地先	国	
45	三次河川 国道事務所	江の川	神野瀬川			広島県三次市日下町日下地先	国	
46	三次河川 国道事務所	江の川	神野瀬川			広島県三次市三原町中三原地先	国	
47	三次河川 国道事務所	江の川	神野瀬川			広島県三次市布野町下布野鈷地先	国	
48	三次河川 国道事務所	江の川	江の川			広島県三次市作木町下作木港地先	国	
49	三次河川 国道事務所	江の川	江の川			広島県三次市日下町日下地先	国	
50	三次河川 国道事務所	江の川	江の川			広島県安芸高田市三田谷地先	国	
51	三次河川 国道事務所	江の川	江の川			広島県三次市三次町地先	国	
52	三次河川 国道事務所	江の川	江の川			広島県三次市船所地先	国	
53	三次河川 国道事務所	江の川	江の川			広島県三次市青河地先	国	
54	三次河川 国道事務所	江の川	江の川			広島県三次市粟屋地先	国	
55	三次河川 国道事務所	江の川	江の川			広島県安芸高田市深瀬地先	国	
56	三次河川 国道事務所	江の川	江の川			広島県安芸高田市国司地先	国	
57	三次河川 国道事務所	江の川	江の川			広島県安芸高田市安芸高田市上入江	国	
58	三次河川 国道事務所	江の川	江の川			広島県安芸高田市山手・常友地先	国	
59	三次河川 国道事務所	江の川	江の川			広島県安芸高田市長屋地先	国	
60	三次河川 国道事務所	江の川	江の川			広島県安芸高田市小原地先	国	
61	三次河川 国道事務所	江の川	江の川			広島県安芸高田市安芸高田市桂	国	
62	三次河川 国道事務所	江の川	江の川			広島県安芸高田市土師地先	国	
63	三次河川 国道事務所	江の川	江の川			広島県安芸高田市川本地先	国	
64	三次河川 国道事務所	江の川	神野瀬川			広島県三次市松原地先	国	
65	三次河川 国道事務所	江の川	江の川	右岸		広島県安芸高田市吉田町柳原地先	国	
66	三次河川 国道事務所	江の川	江の川	右岸		広島県安芸高田市吉田町竹原地先	国	
67	三次河川 国道事務所	江の川	江の川	右岸		広島県安芸高田市吉田町下入江地先	国	
68	三次河川 国道事務所	江の川	江の川	右岸		広島県安芸高田市八千代町土師地先	国	

6 河川監視カメラ（県）

	建設事務所・支所名	河川名	観測所名	観測所		備考
				位置	管理者	
1	西部	安川	安川	広島市安佐南区上安	県	
2	西部	多治比川	多治比川	安芸高田市吉田町多治比	県	
3	西部	府中大川	府中大川	安芸郡府中町大須	県	
4	西部	瀬野川	瀬野川	安芸郡海田町石原	県	
5	西部	八幡川	八幡川	広島市佐伯区八幡東一丁目	県	
6	西部	二河川	二河川	安芸郡熊野町呉地四丁目	県	
7	呉	黒瀬川	黒瀬川	呉市広中迫町	県	
8	呉	野呂川	野呂川	呉市安浦町内海南一丁目	県	
9	廿日市	可愛川	可愛川	廿日市市平良一丁目	県	
10	安芸太田	志路原川	志路原川	山県郡北広島町有田	県	
11	東広島	賀茂川	賀茂川	竹原市下野町	県	
12	東広島	黒瀬川	黒瀬川	東広島市西条町寺家	県	
13	東部	猪之子川	猪之子川	福山市瀬戸町大字長和	県	
14	東部	手城川	手城川	福山市南蔵王町五丁目	県	
15	東部	砂川	砂川	府中市高木町	県	
16	三原	菅川	菅川	三原市本郷町船木	県	
17	三原	沼田川	沼田川	三原市下北方一丁目	県	
18	三原	藤井川	藤井川	尾道市美ノ郷町三成	県	
19	三原	芦田川	芦田川	世羅郡世羅町西上原	県	
20	北部	北溝川	北溝川	三次市十日市東一丁目	県	
21	庄原	西城川	西城川	庄原市川手町	県	

7 簡易型河川監視カメラ（県）

	建設事務所・支所名	水系名	河川名	観測所名	観測所		備考
					位置	管理者	
1	東部	西谷川	西谷川	福山市駅家町今岡 今岡樋門前	福山市駅家町今岡	県	
2	東部	福川	福川	福山市神島町 第一佐波排水機場前	福山市神島町	県	
3	東部	天王前川	天王前川	福山市神辺町平野 古市排水機場前	福山市神辺町平野	県	
4	呉	野呂川	中畑川	中畑川/呉市安浦町内海北（神北川1号橋）	呉市安浦町内海北	県	
5	西部	総頭川	総頭川	総頭川/安芸郡坂町坂東 坂公民館	安芸郡坂町坂東	県	
6	西部	矢野川	矢野川	矢野川/広島市安芸区矢野西（出会橋）	広島市安芸区矢野西	県	
7	西部	瀬野川	畑賀川	畑賀川/広島市安芸区畑賀 畑賀小学校前	広島市安芸区畑賀	県	
8	西部	太田川	奥迫川	奥迫川/広島市安佐北区深川 高陽公民館前	広島市安佐北区深川	県	
9	西部	太田川	矢口川	矢口川/広島市安佐北区口田南（公會堂橋）	広島市安佐北区口田南	県	
10	西部	太田川	榎木川	榎川/安芸郡府中町本町 えの宮公園前	安芸郡府中町本町	県	
11	西部	太田川	三篠川	三篠川/広島市安佐北区白木町三田（竜王橋）	広島市安佐北区白木町三田	県	
12	西部	太田川	湯坂川	湯坂川/広島市安佐北区狩留家町（中須賀橋）	広島市安佐北区狩留家町	県	
13	西部	太田川	栄堂川	栄堂川/広島市安佐北区白木町井原（上甲橋）	広島市安佐北区白木町井原	県	
14	西部	瀬野川	瀬野川	瀬野川/広島市安芸区瀬野南1丁目（丸畑橋）	広島市安芸区瀬野南1丁目	県	
15	西部	瀬野川	熊野川	熊野川/広島市安芸区上瀬野南2丁目（鳥居橋）	広島市安芸区上瀬野南2丁目	県	
16	西部	太田川	大土川	大土川/安芸高田市甲田町高田原（平和橋）	安芸高田市甲田町高田原	県	
17	西部	尾崎川	尾崎川	尾崎川/安芸郡海田町つくも町 ひまわりプラザ前	安芸郡海田町つくも町	県	
18	呉	二河川	二河川	二河川/呉市焼山西3丁目（兔の口橋）	呉市焼山西3丁目	県	
19	呉	二河川	二河川	二河川/呉市山手2丁目（山手橋）	呉市山手2丁目	県	
20	呉	堺川	堺川	堺川/呉市中央4丁目（ともえ橋）	呉市中央4丁目	県	
21	呉	大谷川	大谷川	大谷川/呉市阿賀中央2丁目 法輪寺付近	呉市阿賀中央2丁目	県	
22	東広島	賀茂川	賀茂川	賀茂川/竹原市西野町（相生橋）	竹原市西野町	県	
23	東広島	本川	本川	本川/竹原市下野町	竹原市下野町	県	
24	東広島	黒瀬川	黒瀬川	黒瀬川/東広島市黒瀬町飯田	東広島市黒瀬町飯田	県	
25	東広島	黒瀬川	黒瀬川	黒瀬川/東広島市西条中央4丁目（勝谷橋）	東広島市西条中央4丁目	県	
26	東広島	黒瀬川	黒瀬川	黒瀬川/東広島市西条町馬木 種ノ詰橋前	東広島市西条町馬木	県	
27	東広島	沼田川	沼田川	沼田川/東広島市河内町中河内（篁橋）	東広島市河内町中河内	県	
28	東広島	沼田川	沼田川	沼田川/東広島市河内町河戸（倉地橋）	東広島市河内町河戸	県	
29	東広島	沼田川	沼田川	沼田川/東広島市福富町下竹仁（木矢橋）	東広島市福富町下竹仁	県	
30	東広島	沼田川	霜降川	霜降川/東広島市豊栄町清武（清武橋）	東広島市豊栄町清武	県	
31	東広島	沼田川	入野川	入野川/東広島市河内町入野（入野大橋）	東広島市河内町入野	県	
32	東広島	沼田川	入野川	入野川/東広島市高屋町小谷（大阪屋橋）	東広島市高屋町小谷	県	

	建設事務所・支所名	水系名	河川名	観測所名	観測所		備考
					位置	管理者	
33	東広島	三津大川	三津大川	三津大川/東広島市安芸津町三津 (新興橋)	東広島市安芸津町三津	県	
34	東広島	蛇道川	蛇道川	蛇道川/東広島市安芸津町風早	東広島市安芸津町風早	県	
35	東部	芦田川	吉野川	吉野川/福山市駅家町万能倉	福山市駅家町万能倉	県	
36	東部	芦田川	服部川	服部川/福山市駅家町倉光 (倉光堰)	福山市駅家町倉光	県	
37	東部	芦田川	戸手川	戸手川/福山市新市町戸手	福山市新市町戸手	県	
38	東部	羽原川	羽原川	羽原川/福山市松永町5丁目 (旭橋)	福山市松永町5丁目	県	
39	三原	沼田川	沼田川	沼田川/三原市沼田東町七宝 (七宝橋)	三原市沼田東町七宝	県	
40	三原	沼田川	天井川	天井川/三原市沼田東町七宝 (潮見橋)	三原市沼田東町七宝	県	
41	三原	沼田川	椋梨川	椋梨川/三原市大和町和木 (一万橋)	三原市大和町和木	県	
42	三原	沼田川	椋梨川	椋梨川/三原市大和町椋梨 (大年橋)	三原市大和町椋梨	県	
43	三原	沼田川	仏通寺川	仏通寺川/三原市本郷北3丁目 (河崎橋)	三原市本郷北3丁目	県	
44	三原	沼田川	梨和川	梨和川/三原市南方3丁目 (新境橋)	三原市南方3丁目	県	
45	三原	沼田川	三次川	三次川/三原市南方2丁目 (姿沖橋)	三原市南方2丁目	県	
46	三原	沼田川	大草川	大草川/三原市大和町大草 (新上中橋)	三原市大和町大草	県	
47	北部	江の川	岩屋寺谷川	岩屋寺谷川/三次市島敷町 八次小学校付近	三次市島敷町	県	
48	庄原	江の川	西城川	西城川/庄原市西城町大佐 (開明橋)	庄原市西城町大佐	県	
49	庄原	江の川	西城川	西城川/庄原市高町 (JR第5西城川橋りょう)	庄原市高町	県	
50	北部	江の川	西城川	西城川/三次市西河内町 (横路橋)	三次市西河内町	県	
51	庄原	高梁川	成羽川	成羽川/庄原市東城町川西 (駅前大橋)	庄原市東城町川西	県	
52	西部	岡ノ下川	岡ノ下川	岡ノ下川/広島市佐伯区坪井1丁目 (中州橋)	広島市佐伯区坪井1丁目	県	
53	呉	野呂川	野呂川	野呂川/呉市安浦町内海北7丁目	呉市安浦町内海北7丁目	県	
54	呉	野呂川	野呂川	野呂川/呉市安浦町大字原畑	呉市安浦町大字原畑	県	
55	呉	野呂川	中畑川	中畑川/呉市安浦町内海北4丁目 内海北自治会館前	呉市安浦町内海北4丁目	県	
56	西部	太田川	鈴張川	鈴張川/広島市安佐北区安佐町飯室	広島市安佐北区安佐町飯室	県	
57	安芸太田	江の川	冠川	冠川/山県郡北広島町本地	山県郡北広島町本地	県	
58	西部	太田川	三篠川	三篠川/安芸高田市向原坂	安芸高田市向原坂	県	
59	安芸太田	太田川	太田川	太田川/山県郡安芸太田町吉和郷	山県郡安芸太田町吉和郷	県	
60	東広島	沼田川	椋梨川	椋梨川/東広島市河内町下河内 串ヶ平橋前	東広島市河内町下河内	県	
61	東部	芦田川	加茂川	加茂川/福山市加茂町下加茂	福山市加茂町下加茂	県	
62	東部	芦田川	神谷川	神谷川/福山市新市町常 (金名波橋)	福山市新市町常	県	
63	東部	高梁川	小田川	小田川/神石郡神石高原町小島 河森橋前	神石郡神石高原町小島	県	
64	三原	和久原川	和久原川	和久原川/三原市館町2丁目	三原市館町2丁目	県	
65	三原	西野川	西野川	西野川/三原市西町1丁目 梶新橋前	三原市西町1丁目	県	

	建設事務所・支所名	水系名	河川名	観測所名	観測所		備考
					位置	管理者	
66	三原	芦田川	御調川	御調川/尾道市御調町大田 御調橋前	尾道市御調町大田	県	
67	三原	芦田川	御調川	御調川/尾道市御調町丸河南 河内橋	尾道市御調町丸河南	県	
68	三原	藤井川	藤井川	藤井川/尾道市西藤町 (柳井橋)	尾道市西藤町	県	
69	北部	神野瀬川	神野瀬川	神野瀬川/三次市君田町東入君 (新記念橋前)	三次市君田町東入君	県	
70	北部	江の川	馬洗川	馬洗川/三次市吉舎町清綱 引野橋前	三次市吉舎町清綱	県	
71	北部	江の川	美波羅川	美波羅川/三次市三和町敷名 (三ツ又橋)	三次市三和町敷名	県	
72	北部	江の川	国兼川	国兼川/三次市向江田町 陣山橋前	三次市向江田町	県	
73	北部	江の川	上下川	上下川/三次市三良坂町仁賀 (落合橋)	三次市三良坂町仁賀	県	
74	庄原	江の川	西城川	西城川/庄原市水越町 新大田橋前	庄原市水越町	県	
75	庄原	江の川	比和川	比和川/庄原市比和町比和 比和中央大橋前	庄原市比和町比和	県	
76	庄原	高梁川	成羽川	成羽川/庄原市東城町小奴可 (市場橋)	庄原市東城町小奴可	県	
77	庄原	江の川	戸郷川	戸郷川/庄原市三日市町 末納橋前	庄原市三日市町	県	
78	西部	太田川	根谷川	根谷川/広島市安佐北区大林 利涉橋前	広島県広島市安佐北区大林	県	
79	西部	太田川	南原川	南原川/広島市安佐北区可部8丁目 (横川橋)	広島県広島市安佐北区可部8丁目	県	
80	西部	太田川	水内川	水内川/広島市佐伯区湯来町大字菅澤 (志割橋)	広島県広島市佐伯区湯来町大字菅澤	県	
81	西部	永田川	永田川	永田川/江田島市能美町鹿川	広島県江田島市能美町鹿川	県	
82	廿日市	小瀬川	玖島川	玖島川/大竹市栗谷町小栗林 新能保里橋前	広島県大竹市栗谷町小栗林	県	
83	廿日市	御手洗川	御手洗川	御手洗川/廿日市市宮内 宮内市民センター前	広島県廿日市市宮内	県	
84	東広島	原田川	原田川	原田川/大崎上島町原田	広島県大崎上島町原田	県	
85	東部	芦田川	河手川	河手川/福山市瀬戸町山北	広島県福山市瀬戸町山北	県	
86	東部	芦田川	高屋川	高屋川/福山市神辺町上御領 栄橋前	広島県福山市神辺町上御領	県	
87	東部	芦田川	加茂川	加茂川/福山市加茂町中野 竹ノ下橋前	広島県福山市加茂町中野	県	
88	東部	芦田川	加茂川	加茂川/福山市御幸町上岩成 (牛田橋)	広島県福山市御幸町上岩成	県	
89	東部	芦田川	箱田川	箱田川/福山市神辺町西中条	広島県福山市神辺町西中条	県	
90	東部	芦田川	有地川	有地川/福山市芦田町福田 (大正橋)	広島県福山市芦田町福田	県	
91	東部	芦田川	瀬戸川	瀬戸川/福山市瀬戸町地頭分	広島県福山市瀬戸町地頭分	県	
92	東部	本郷川	本郷川	本郷川/福山市本郷町 市頭橋前	広島県福山市本郷町	県	
93	東部	山南川	山南川	山南川/福山市沼隈町常石 鞆渡橋前	広島県福山市沼隈町常石	県	
94	東部	芦田川	出口川	出口川/府中市目崎町 亀齡橋前	広島県府中市目崎町	県	
95	三原	芦田川	御調川	御調川/尾道市御調町大田 御調橋前	広島県尾道市御調町大田	県	
96	三原	和久原川	和久原川	和久原川/三原市館町2丁目	広島県三原市館町2丁目	県	
97	三原	西野川	西野川	西野川/三原市西町1丁目 梶新橋前	広島県三原市西町1丁目	県	
98	北部	江の川	布野川	布野川/三次市布野町下布野	広島県三次市布野町下布野	県	

	建設事務所・支所名	水系名	河川名	観測所名	観測所		備考
					位置	管理者	
99	北部	江の川	馬洗川	馬洗川/三次市三良坂町岡田 岡田橋前	広島県三次市三良坂町岡田	県	
100	北部	江の川	板木川	板木川/三次市下志和地町 落合橋前	広島県三次市下志和地町	県	
101	北部	江の川	上下川	上下川/三次市吉舎町上安田 角利橋前	広島県三次市吉舎町上安田	県	
102	西部	太田川	新安川	新安川/広島市安佐南区長束3丁目 新芦田屋橋前	広島県広島市安佐南区長束3丁目	県	

8 簡易型河川監視カメラ（国）

	建設 事務所・ 支所名	河川名	観測所名	観測所		備考
				位 置	管 理 者	
1	太田川	太田川	太田川1.8km左岸	広島県広島市西区小河内町2丁目	国	
2	太田川	太田川	太田川7.4km右岸	広島県広島市安佐南区西原3丁目	国	
3	太田川	太田川	太田川8.0km右岸	広島県広島市安佐南区東原1丁目	国	
4	太田川	太田川	太田川9.8km左岸	広島県広島市安佐北区口田南1丁目1-1	国	
5	太田川	太田川	太田川11.2km右岸	広島県広島市安佐南区川内3丁目2-26	国	
6	太田川	太田川	太田川13.4km左岸	広島県広島市安佐北区落合2丁目	国	
7	太田川	太田川	太田川14.4km右岸	広島県広島市安佐南区八木9丁目	国	
8	太田川	太田川	太田川15.4km左岸	広島県広島市安佐北区可部南1丁目	国	
9	太田川	太田川	太田川18.4km左岸	広島県広島市安佐北区龜山1丁目	国	
10	太田川	太田川	太田川19.87km右岸	広島県広島市安佐南区八木町22	国	
11	太田川	太田川	太田川21.2km右岸	広島県広島市安佐北区可部町大字今井田868	国	
12	太田川	太田川	太田川22.7km右岸	広島県広島市安佐北区安佐町大字筒瀬15	国	
13	太田川	太田川	太田川23.4km左岸	広島県広島市安佐北区可部町大字今井田246	国	
14	太田川	太田川	太田川25.5km左岸	広島県広島市安佐北区可部町大字勝木1097-1	国	
15	太田川	太田川	太田川29.4km左岸	広島県広島市安佐北区安佐町飯室2662	国	
16	太田川	太田川	太田川30.4km左岸	広島県広島市安佐北区安佐町大字飯室3011	国	
17	太田川	太田川	太田川32.8km右岸	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地6714-2	国	
18	太田川	太田川	太田川35.4km左岸	広島県広島市安佐北区安佐町大字小河内659-2	国	
19	太田川	太田川	太田川38.7km左岸	広島県山県郡安芸太田町穴453-1	国	
20	太田川	太田川	太田川44.6km左岸	広島県広島市佐伯区湯来町大字下36	国	
21	太田川	太田川	太田川45.6km右岸	広島県山県郡安芸太田町穴12-1	国	
22	太田川	太田川	太田川46.4km右岸	広島県広島市佐伯区湯来町大字下696-1	国	
23	太田川	太田川	太田川47.6m左岸	広島県広島市佐伯区湯来町大字下1389	国	
24	太田川	太田川	太田川48.7km右岸	広島県山県郡安芸太田町中筒賀1046	国	
25	太田川	太田川	太田川50.2km左岸	広島県山県郡安芸太田町坪野350	国	
26	太田川	太田川	太田川54.6km右岸	広島県山県郡安芸太田町加計70	国	
27	太田川	太田川	太田川56.0km左岸	広島県山県郡安芸太田町加計1101	国	
28	太田川	太田川	太田川60.6km左岸	広島県山県郡安芸太田町下殿河内1378-7	国	
29	太田川	太田川	太田川61.6km左岸	広島県山県郡安芸太田町下筒賀442-2	国	
30	太田川	太田川	太田川62.2km左岸	広島県山県郡安芸太田町下殿河内2057	国	

	建設 事務所・ 支所名	河川名	観測所名	観測所		備考
				位 置	管 理 者	
31	太田川	太田川	太田川65.6km左岸	広島県山県郡安芸太田町上殿143-2	国	
32	太田川	太田川	太田川67.6km左岸	広島県山県郡安芸太田町土居620-1	国	
33	太田川	太田川	太田川70.7km右岸	広島県山県郡安芸太田町戸河内877-2	国	
34	太田川	太田川	草津観測所	広島県広島市西区	国	
35	太田川	太田川	扇空間	広島県広島市西区	国	
36	太田川	太田川	庚午南	広島県広島市西区	国	
37	太田川	太田川	新庄橋警報所	広島県広島市西区	国	
38	太田川	太田川	庚午橋下流	広島県広島市西区	国	
39	太田川	太田川	山手橋警報所	広島県広島市西区	国	
40	太田川	太田川	祇園大橋観測所	広島県広島市西区	国	
41	太田川	太田川	祇園水門空間	広島県広島市安佐南区	国	
42	太田川	太田川	祇園新橋上流	広島県広島市安佐南区	国	
43	太田川	太田川	安芸大橋下流	広島県広島市東区	国	
44	太田川	太田川	中調子空間	広島県広島市安佐南区	国	
45	太田川	太田川	矢口川カメラ	広島県広島市安佐南区	国	
46	太田川	太田川	佐東警報所	広島県広島市安佐南区	国	
47	太田川	太田川	せせらぎ河川公園空間	広島県広島市安佐南区	国	
48	太田川	太田川	三川合流(右岸)	広島県広島市安佐北区	国	
49	太田川	太田川	帆待樋門(空間)	広島県広島市安佐北区	国	
50	太田川	太田川	安佐北大橋上流	広島県広島市安佐北区	国	
51	太田川	太田川	飯室観測所	広島県広島市安佐北区	国	
52	太田川	太田川	長次橋下流	広島県広島市安佐北区	国	
53	太田川	太田川	大毛寺川合流	広島県広島市安佐北区	国	
54	太田川	太田川	吉山川合流	広島県広島市安佐北区	国	
55	太田川	太田川	澄合橋	広島県山県郡安芸太田町	国	
56	太田川	太田川	津状空間	広島県広島市佐伯区	国	
57	太田川	太田川	坪野空間(安水橋)	広島県広島市佐伯区	国	
58	太田川	太田川	加計観測所	広島県山県郡安芸太田町	国	
59	太田川	太田川	上原堰堤	広島県山県郡安芸太田町	国	
60	太田川	太田川	堂見橋上流	広島県山県郡安芸太田町	国	
61	太田川	太田川	轟大橋上流	広島県山県郡安芸太田町	国	

	建設 事務所・ 支所名	河川名	観測所名	観測所		備考
				位 置	管 理 者	
62	太田川	太田川	土井観測所	広島県山県郡安芸太田町	国	
63	太田川	太田川	明神大橋下流	広島県山県郡安芸太田町	国	
64	太田川	天満川	天満川1.3k m左岸	広島県広島市中区舟入中町1 4	国	
65	太田川	天満川	天満川3.1k m右岸	広島県広島市西区中広町2丁目3 1	国	
66	太田川	天満川	観音新町	広島県広島市西区	国	
67	太田川	天満川	新観音橋下流	広島県広島市西区	国	
68	太田川	旧太田川	旧太田川0.2k m左岸	広島県広島市中区吉島西3丁目	国	
69	太田川	旧太田川	旧太田川3.8k m左岸	広島県広島市中区基町1 7 - 1	国	
70	太田川	旧太田川	旧太田川5.0k m右岸	広島県広島市西区大芝公園2 - 1	国	
71	太田川	旧太田川	江波東空間	広島県広島市中区	国	
72	太田川	旧太田川	中島神崎橋下流	広島県広島市中区	国	
73	太田川	旧太田川	相生橋下流	広島県広島市中区	国	
74	太田川	旧太田川	横川空間	広島県広島市西区	国	
75	太田川	旧太田川	江波観測所	広島県広島市中区	国	
76	太田川	旧太田川	三篠橋上流	広島県広島市西区	国	
77	太田川	旧太田川	北大橋上流	広島県広島市西区	国	
78	太田川	旧太田川	寺町空間	広島県広島市西区	国	
79	太田川	元安川	元安川1.374k m左岸	広島県広島市中区大手町4丁目8	国	
80	太田川	元安川	元安川1.5k m右岸	広島県広島市中区加古町1 6	国	
81	太田川	元安川	千田沖空間	広島県広島市中区	国	
82	太田川	元安川	南大橋下流	広島県広島市中区	国	
83	太田川	古川	古川1.0k m左岸	広島県広島市安佐南区東原3丁目	国	
84	太田川	古川	古川2.8k m右岸	広島県広島市安佐南区中須2丁目3 - 2	国	
85	太田川	古川	古川4.8k m右岸	広島県広島市安佐南区緑井6丁目1 1 - 1	国	
86	太田川	古川	古川（安川合流点）	広島県広島市安佐南区	国	
87	太田川	根谷川	根の谷川0.3k m右岸	広島県広島市安佐北区可部南1丁目	国	
88	太田川	根谷川	根の谷川1.25k m右岸	広島県広島市安佐北区可部南2丁目	国	
89	太田川	根谷川	根の谷川1.6k m左岸	広島県広島市安佐北区可部東1丁目	国	
90	太田川	根谷川	根の谷川4.2k m右岸	広島県広島市安佐北区可部3丁目6 - 1 7	国	
91	太田川	根谷川	根の谷川4.4k m右岸	広島県広島市安佐北区可部3丁目1 - 1	国	
92	太田川	根谷川	新川橋（空間）	広島県広島市安佐北区	国	

	建設 事務所・ 支所名	河川名	観測所名	観測所		備考
				位 置	管 理 者	
93	太田川	根谷川	寺山橋（空間）	広島県広島市安佐北区	国	
94	太田川	根谷川	上市井堰（空間）	広島県広島市安佐北区	国	
95	太田川	三篠川	三篠川1.2km左岸	広島県広島市安佐北区深川3丁目	国	
96	太田川	三篠川	三篠川1.7km左岸	広島県広島市安佐北区深川3丁目	国	
97	太田川	三篠川	三篠川2.9km左岸	広島県広島市安佐北区深川7丁目	国	
98	太田川	三篠川	三篠川4.2km左岸	広島県広島市安佐北区深川7丁目2	国	
99	太田川	三篠川	三篠川4.8km右岸	広島県広島市安佐北区上深川町201-1	国	
100	太田川	三篠川	三篠川5.9km右岸	広島県広島市安佐北区上深川町363	国	
101	太田川	三篠川	三篠川6.65km右岸	広島県広島市安佐北区上深川1103-1	国	
102	太田川	三篠川	三篠川7.65km右岸	広島県広島市安佐北区狩留家町24-8	国	
103	太田川	三篠川	三篠川8.2km左岸	広島県広島市安佐北区狩留家町3183-1	国	
104	太田川	三篠川	三篠川9.05km右岸	広島県広島市安佐北区狩留家町652-1	国	
105	太田川	三篠川	三川合流（右岸）	広島県広島市安佐北区	国	
106	太田川	三篠川	小河原川合流（空間）	広島県広島市安佐北区	国	
107	太田川	三篠川	鳥越橋上流（空間）	広島県広島市安佐北区	国	
108	太田川	三篠川	中郷排水樋門（空間）	広島県広島市安佐北区	国	
109	太田川	小瀬川	小瀬川4.8km左岸	広島県大竹市木野1丁目12-6	国	
110	太田川	小瀬川	小瀬川5.3km右岸	山口県岩国市小瀬399	国	
111	太田川	小瀬川	小瀬川6.2km左岸	広島県大竹市木野2丁目3-13	国	
112	太田川	小瀬川	小瀬川6.3km左岸	広島県大竹市木野2丁目	国	
113	太田川	小瀬川	小瀬川7.4km左岸	広島県大竹市木野2丁目7-10	国	
114	太田川	小瀬川	小瀬川7.9km左岸	広島県大竹市防鹿3295-4	国	
115	太田川	小瀬川	小瀬川8.9km左岸	広島県大竹市防鹿3322-1	国	
116	太田川	小瀬川	小瀬川10.6km左岸	山口県岩国市小瀬1281	国	
117	太田川	小瀬川	小瀬川11.6km左岸	広島県大竹市安条3845-5	国	
118	太田川	小瀬川	小瀬川11.9km左岸	広島県大竹市安条3849	国	
119	太田川	小瀬川	新町警報所	広島県大竹市	国	
120	太田川	小瀬川	中市堰（右岸）	山口県玖珂郡和木町	国	
121	太田川	小瀬川	小瀬川出張所	山口県岩国市	国	
122	太田川	小瀬川	木野警報所	広島県大竹市	国	
123	太田川	小瀬川	油送管上流	山口県玖珂郡和木町	国	

	建設事務所・支所名	河川名	観測所名	観測所		備考
				位置	管理者	
1	三次	江の川	江の川 右岸 106.3k 伊賀和	広島県三次市伊賀和志		国
2	三次	江の川	江の川 右岸 124.6k 門田	広島県三次市作木町門田		国
3	三次	江の川	江の川 左岸 124.6k 三田谷	広島県三次市作木町門田		国
4	三次	江の川	江の川 右岸 133.8k 引字根	広島県三次市日下町引字根		国
5	三次	江の川	江の川 右岸 136.4k 日下	広島県三次市日下町日下		国
6	三次	江の川	江の川 左岸 136.4k 下津河	広島県三次市日下町下乙原		国
7	三次	江の川	江の川 右岸 141.8k 中ノ村	広島県三次市粟屋町中ノ村		国
8	三次	江の川	江の川 左岸 144.6k 旭	広島県三次市粟屋町旭		国
9	三次	江の川	江の川 左岸 146.2k 市場	広島県三次市青河町下青河		国
10	三次	江の川	江の川 右岸 146.8k 下青河	広島県三次市粟屋町上村		国
11	三次	江の川	江の川 右岸 137.8k 中所	広島県三次市三次町中所		国
12	三次	江の川	江の川 右岸 157.8k 瀬戸	広島県安芸高田市甲田町瀬戸		国
13	三次	江の川	江の川 右岸 151.4k 上志和	広島県三次市上志和地町		国
14	三次	江の川	江の川 左岸 153.4k 深瀬	広島県安芸高田市甲田町深瀬		国
15	三次	江の川	江の川 左岸 158.6k 上甲立	広島県安芸高田市甲田町上甲立		国
16	三次	江の川	江の川 右岸 158.8k 高田原	広島県安芸高田市甲田町高田原		国
17	三次	江の川	江の川 左岸 160.0k 下小原	広島県安芸高田市甲田町下小原		国
18	三次	江の川	江の川 左岸 165.4k 内堀	広島県安芸高田市吉田町内堀		国
19	三次	西城川	西城川 左岸 1.2k 檜原	広島県三次市三次町檜原		国
20	三次	神野瀬川	神野瀬川 左岸 0.4k 板崎	広島県三次市日下町日下		国
21	三次	神野瀬川	神野瀬川 左岸 1.0k 郷川	広島県三次市日下町日下		国
22	三次	神野瀬川	神野瀬川 右岸 1.2k 向三原	広島県三次市三原町向三原		国
23	三次	神野瀬川	神野瀬川 左岸 2.0k 下三原	広島県三次市三原町下三原		国
24	三次	神野瀬川	神野瀬川 右岸 4.4k 下布野	広島県三次市三原町小松原		国
25	三次	神野瀬川	神野瀬川 左岸 5.0k 上三原	広島県三次市三原町上三原		国
26	三次	馬洗川	馬洗川 左岸 5.8k 掛原	広島県三次市南畑敷町掛原		国
27	三次	江の川	川平水位観測所	島根県江津市		国
28	三次	江の川	下原樋門	島根県江津市		国
29	三次	江の川	川本水位観測所	島根県邑智郡川本町		国
30	三次	江の川	都賀大橋	島根県邑智郡美郷町		国
31	三次	江の川	宇都井大橋	島根県邑智郡美郷町		国

	建設事務所・支所名	河川名	観測所名	観測所		備考
				位置	管理者	
32	三次	江の川	尾関山	広島県三次市	国	
33	三次	江の川	毘沙門	広島県安芸高田市	国	
34	三次	神野瀬川	三原	広島県三次市	国	
35	三次	馬洗川	南島敷	広島県三次市	国	
36	三次	江の川	梶矢	広島県安芸高田市	国	
37	三次	江の川	下甲立	広島県安芸高田市	国	
38	三次	江の川	下小原	広島県安芸高田市	国	
39	三次	江の川	常友	広島県安芸高田市	国	
40	三次	江の川	竹原	広島県安芸高田市	国	
41	三次	江の川	福原	広島県安芸高田市	国	
42	三次	江の川	長屋	広島県安芸高田市	国	
43	三次	江の川	下土師	広島県安芸高田市	国	
44	三次	江の川	伊賀和志	広島県三次市	国	
45	三次	江の川	井手平	広島県三次市	国	
46	三次	江の川	式	広島県三次市	国	
47	三次	江の川	港	広島県三次市	国	
48	三次	江の川	香淀	広島県三次市	国	
49	三次	江の川	川毛	広島県三次市	国	
50	三次	江の川	荒瀬	広島県三次市	国	
51	三次	江の川	十日市西	広島県三次市	国	
52	三次	江の川	高谷山	広島県三次市	国	
53	三次	江の川	秋町	広島県三次市	国	
54	三次	江の川	瀬谷	広島県三次市	国	
55	三次	馬洗川	京蘭寺	広島県三次市	国	
56	三次	馬洗川	寺戸	広島県三次市	国	
57	三次	馬洗川	願万地	広島県三次市	国	
58	三次	馬洗川	島敷	広島県三次市	国	

	建設 事務所・ 支所名	河川名	観測所名	観測所		備考
				位 置	管 理 者	
1	福山	芦田川	芦田川 5k400右岸	広島県福山市水呑町地先	国	
2	福山	芦田川	芦田川 10k000左岸	広島県福山市北本庄5丁目地先	国	
3	福山	芦田川	芦田川 17k600右岸	広島県福山市駅家町坊寺地先	国	
4	福山	芦田川	芦田川 20k100右岸	広島県福山市芦田町福田地先	国	
5	福山	芦田川	芦田川 22k200左岸	広島県福山市新市町新市地先	国	
6	福山	芦田川	芦田川 27k000左岸	広島県府中市土生町地先	国	
7	福山	芦田川	芦田川 31k600左岸	広島県府中市篠根町地先	国	
8	福山	芦田川	芦田川 33k400左岸	広島県府中市河面町地先	国	
9	福山	芦田川	芦田川 34k600右岸	広島県府中市河佐町地先	国	
10	福山	芦田川	芦田川 36k800左岸	広島県府中市河佐町地先	国	
11	福山	高屋川	高屋川 0k600右岸	広島県福山市郷分町地先	国	
12	福山	高屋川	高屋川 3k600左岸	広島県福山市神辺町川南地先	国	
13	福山	高屋川	高屋川 4k000左岸	広島県福山市神辺町川南地先	国	
14	福山	高屋川	高屋川 5k400右岸	広島県福山市神辺町川北地先	国	
15	福山	高屋川	高屋川 7k600右岸	広島県福山市神辺町平野地先	国	

別表第24

潮位、風向・風速観測所一覧表

1 潮位観測所

	所 称	所 在 地	型 式	通信連 絡方法	設置年月日 更新年月日	摘 要
1	大 竹 港	大竹市晴海二丁目	水晶水圧式QS-10	テレメータ	S25.4 H26.3	
2	広 島 港	広島市南区宇品海岸二丁目	フース式DFT-3型	テレメータ	S25.4 H24.2.17	海上保安本部共同 管理
3	柿 浦 漁 港	江田島市大柿町柿浦	フース式DFT-3型	テレメータ	S26.2 H24.3	
4	呉 港	呉市阿賀南七丁目	フース式DFT-3型	テレメータ	S26.2 H22.7	
5	倉 橋 漁 港	呉市倉橋町海越	フース式DFT-3型	テレメータ	S26.12 H29.3	
6	御 手 洗 港	呉市豊町久比	フース式DFT-3型	テレメータ	S26.1 R2.7	
7	竹 原 港	竹原市塩町一丁目	フース式DFT-3型	テレメータ	S25.12 R2.9	風向・風速局併設
8	木 江 港	豊田郡大崎上島町野賀	水晶水圧式QS-10	テレメータ	S30.1 R3.3	
9	尾道糸崎港 (糸崎地区)	三原市城町	水晶水圧式QS-10	テレメータ	S26.4 H19.10	
10	尾道糸崎港 (尾道地区)	尾道市西御所町	フース式DFT-3型	テレメータ	S26.9 H23.3	
11	土 生 港	尾道市因島田熊東町	フース式DFT-3型	テレメータ	S25.12 H27.3	
12	福 山 港	福山市引野町沖浦	フース式DFT-3型	テレメータ	S43.5 H22.7	
13	横 田 港	福山市内海町曾根	水晶水圧式QS-10	テレメータ	S28.6 R3.3	

2 風向・風速観測所

	所 称	所 在 地	型 式	通信連 絡方法	設置年月日 更新年月日	摘 要
1	海 田	広島市南区仁保沖町	—	自記	H2.12	海田大橋
2	竹 原 港	竹原市塩町一丁目	—	テレメータ	H20.12 H22.7	潮位局併設

雨量観測所一覧表

1-ア 広島県所管

事務所名	本所・支所名	河川名	観測所名	種別	位置
西部建設事務所	本所	京橋川	西部建設	河川系	広島市南区比治山本町16-12 西部建設事務所内
		瀬野川	上瀬野	河川系	広島市安芸区上瀬野町 瀬野川公園内
		二河川	熊野町	河川系	安芸郡熊野町3815-1 熊野町役場内
		江の川	吉田町	河川系	安芸高田市吉田町字貴船1783
		簸ノ川	八千代町	河川系	安芸高田市八千代町佐々井1367 安芸高田市役所八千代支所内
		本村川	美土里町	河川系	安芸高田市美土里町本郷1775 安芸高田市役所美土里支所内
		沿岸部	大柿町	河川系	江田島市大柿町大原1274-3
		安川	瀬戸内ハイツ	河川系	広島市安佐南区沼田町伴 瀬戸内第3公園内
		八幡川	魚切ダム	ダム系	広島市佐伯区五日市上河内上山之内トチガ谷998-7
		八幡川	重光	ダム系	広島市佐伯区湯来町白砂字下重光979-7
		梶毛川	梶毛ダム	ダム系	広島市佐伯区五日市町石内
	呉	二河川	呉支所	河川系	呉市西中央一丁目3-25 西部建設事務所呉支所内
		沿岸部	蒲刈町	河川系	呉市蒲刈町宮盛1-2 呉市役所蒲刈支所内
		野呂川	野呂川ダム	ダム系	呉市安浦町中畑641-11 野呂川ダム管理事務所内
	廿日市	沿岸部	廿日市支所	河川系	廿日市市桜尾本町11-1 西部建設事務所廿日市支所内
		沿岸部	大野	河川系	廿日市市大野1-1-1 廿日市市役所大野支所内
		太田川	吉和	河川系	廿日市市吉和花原女鹿平802-2
		小瀬川	小瀬川ダム	ダム系	廿日市市浅原字前中山1030-27
		小瀬川	栗栖	ダム系	廿日市市栗栖字小浜271-4
	太安田芸	木末川	後畑	ダム系	廿日市市原字北後畑2376-2
		丁川	安芸太田支所	河川系	山県郡安芸太田町加計3087 西部建設事務所安芸太田支所内
	東広島	滝山川	芸北	河川系	山県郡北広島町南門原葉山38-2
		神洗川	黒瀬町	河川系	東広島市黒瀬町字丸山1333 東広島市役所黒瀬支所内
		棕梨川	河内	河川系	東広島市河内町中河内字室木1318
		半尾川	東広島支所	河川系	東広島市西条昭和町13-10 西部建設事務所東広島支所内
		三永川	下三永	河川系	東広島市西条町下三永
		古河川	吉川	河川系	東広島市八本松町吉川
		黒瀬川	篠	河川系	東広島市八本松町篠地内
		三津大川	三津	河川系	東広島市安芸津町三津2635
		沿岸部	大崎町	河川系	豊田郡大崎上島町中野2067-1 大崎上島町役場大崎支所内
		賀茂川	竹原	河川系	竹原市竹原町吉崎
		賀茂川	仁賀ダム	ダム系	竹原市仁賀町 仁賀ダム管理事務所内
		棕梨川	棕梨ダム	ダム系	東広島市河内町小田字内ヶ平1470-3 棕梨ダム管理事務所内
造賀川		造賀	ダム系	東広島市高屋町造賀甲19-14	
棕梨川		乃美	ダム系	東広島市豊栄町鍛冶屋字仲山341	
谷河内川	福富ダム	ダム系	東広島市福富町久芳		

事務所名	本所・支所名	河川名	観測所名	種別	位 置
東部建設事務所	本所	沿岸部	東部建設	河川系	福山市三吉町1-1-1 東部建設事務所内
		神谷川	上安井	河川系	福山市新市町上安井2-4地先
		加茂川	加茂	河川系	福山市加茂町芦原字出雲815-2地先
		山南川	沼隈町	河川系	福山市沼隈町草深1889-6 福山市役所沼隈支所内
		父尾川	井関	河川系	神石郡神石高原町坂瀬川1124-1地先
		上下川	二森	河川系	府中市上下町二森字下陰地20-1地先
		高光川	神石町	河川系	神石郡神石高原町高光2559 神石高原町役場神石支所内
	四 川	四 川	ダム系	福山市加茂町字北山	
	三原	小原川	梶山田	河川系	尾道市原田町梶山田66
		沼田川	三原支所	河川系	三原市円一町2-4-1 東部建設事務所三原支所内
		天井川	甲原	河川系	三原市小泉町甲原 甲原橋東詰
		善入寺川	本谷	河川系	三原市本郷町本谷観音寺前
		菅 川	菅川橋	河川系	三原市本郷町船木字佐用沖2513地先
		藤井川	美ノ郷	河川系	尾道市美ノ郷町 中野寺前橋西詰
		沿岸部	因島	河川系	尾道市因島土生町7-4 尾道市役所因島総合支所内
		水別川	安田	河川系	世羅郡世羅町安田字五反田2897地先
		野間川	野間川ダム	ダム系	三原市久井町吉田
		徳良川	下徳良	ダム系	三原市大和町下徳良字陰地53-1
		御調川	御調	ダム系	尾道市御調町津蟹字西垣内127-3 監視制御所
		御調川	江木	ダム系	三原市久井町江木字石田1413-5
	砂田川	山田川ダム	ダム系	世羅郡世羅町別迫	
	北部建設事務所	本所	北溝川	北部建設	河川系
美波羅川			上壺	河川系	三次市三和町上壺2768-3地先
美波羅川			三次石原	河川系	三次市石原町48-1地先
庄原		戸郷川	庄原支所	河川系	庄原市東本町1-4-1 北部建設事務所庄原支所内
		比和川	比和	河川系	庄原市比和町比和1119-1地先 庄原市役所比和支所内
		大戸川	庄原ダム	ダム系	庄原市川西町上川西

1-イ 広島県所管（農業基盤課）

河川名	観測所名	種 類	所 在 地
芦田川	甲山	三川ダム	世羅郡世羅町西上原・宮田垣内105-2地先
芦田川	三川	〃	世羅郡世羅町伊尾城ヶ平10665-2
芦田川	賀茂	〃	世羅郡世羅町賀茂正田2660-1
芦田川	七社	〃	福山市駅家町下山守378-2

1-ウ 広島県所管（土砂災害発生監視システム）

事務所名	本所・支所名	観測所名	位置
西部建設事務所	本所	江波	広島市中区江波西一丁目1-13
		福木	広島市東区馬木九丁目1-2
		中山新町	広島市東区中山新町二丁目8-1
		楠那	広島市南区楠那町5-7
		己斐	広島市西区己斐中三丁目127
		堂免橋	広島市安佐北区可部町上町屋
		日浦	広島市安佐北区安佐町あさひが丘955
		上原	広島市安佐北区可部町上原
		揚倉山	安芸郡府中町大通三丁目5-1
		海田	安芸郡海田町幸町10-1
		坂	安芸郡坂町2912
		彩が丘	広島市佐伯区河内南二丁目10-1
		川根	安芸高田市高宮町川根字篠原5579
		下甲立	安芸高田市甲田町下甲立639-2
		白木	広島市安佐北区白木町市川1428
		多治比	安芸高田市吉田町多治比字於手保2631
		佐々部	安芸高田市高宮町佐々部字大明神99-4
		向原坂	安芸高田市向原町坂字松田2157-6
		桑田	安芸高田市美土里町桑田字大谷31-1
		奥畑	広島市安佐南区沼田町大字伴奥畑地先
		五月が丘	広島市佐伯区五月が丘二丁目23-1
		五日市観音	広島市佐伯区坪井三丁目88
		井口台	広島市西区井口台三丁目5-1
		牛田早稲田	広島市東区牛田早稲田四丁目9-1
		祇園山本	広島市安佐南区山本町方置山1514-1地先
		秋月	江田島市江田島町秋月二丁目5272-3
		中町	江田島市能美町中町2332
		菅沢	広島市佐伯区湯来町菅沢字向志割531地先
		杉並台	広島市佐伯区湯来町杉並台64-18
		高祖	江田島市沖美町高祖109-49
		蒲刈大浦	呉市蒲刈町大浦1347
		豊島	呉市豊浜町豊島3690
		内海	呉市安浦町内海131
	焼山	呉市焼山宮ヶ迫一丁目3-1	
	郷原	呉市郷原町1584-1	
	呉	呉市東畑二丁目7-38	
	広	呉市広中迫町4-1	
	小坪	呉市広小坪一丁目24-1	
	仁方	呉市仁方本町一丁目6-6	
	警固屋	呉市見晴一丁目	
	波多見	呉市音戸町波多見9-11-1	
	宇和木	呉市倉橋町5926-2	
	田戸	呉市蒲刈町田戸字十年	
	下蒲刈	呉市下蒲刈町下島2119	
	大長	呉市豊町大長6815-2	
川尻	呉市川尻町原山二丁目5450-4		
斎島	呉市豊浜町斎島		
尾曾郷	呉市倉橋町尾曾郷		
室尾	呉市倉橋町1116-1		
天応	呉市天応大浜二丁目1-64		
田原	呉市音戸町渡子3-16-1		
原	廿日市市原439-2		
馬の口	廿日市市大野馬の口2645-1		
栗谷	大竹市栗谷町小栗林字大木場217		
大竹市	大竹市小方一丁目11-1		
宮島町	廿日市市宮島町1170-2		
浅原	廿日市市浅原2662-3		
友和	廿日市市友田19		
佐伯	廿日市市津田1989		
玖島	廿日市市玖島4323		
八坂	廿日市市八坂1-12		
中山	廿日市市大野213-1		
奴メリ谷	廿日市市大野1972-134		
矢草南	廿日市市大野矢草2725-10		
矢草北	廿日市市大野矢草2734-1		

事務所名	本所・支所名	観測所名	位 置	
西部建設事務所	安芸太田	杉ノ泊	山県郡安芸太田町下殿河内字南山227-1	
		江河内	山県郡安芸太田町下殿河内3224-1	
		水谷	山県郡安芸太田町加計字水谷580-1	
		黒峠	山県郡安芸太田町穴字黒峠591-1	
		猪山	山県郡安芸太田町猪山獅子谷253-21	
		高野	山県郡北広島町高野字毛地197-10	
		二川	山県郡北広島町八幡原字二川5-1	
		川小田	山県郡北広島町川小田字出賀原905-6	
		大塚	山県郡北広島町大塚字岩崎2253-1	
		川戸	山県郡北広島町川戸字辻田2567	
		新都	山県郡北広島町大字新都227-24	
		中原	山県郡北広島町中原字湯川谷1400-1	
		吉木	山県郡北広島町吉木字大坪2444-3	
		中ノ原	山県郡安芸太田町中筒賀字中ノ原地先	
		布原	山県郡安芸太田町上筒賀字布原地先	
	東広島	新庄	竹原市新庄町町田1981-2	
		高美が丘	東広島市高屋高美が丘一丁目	
		郷曾	東広島市西条町郷曾今田	
		久芳	東広島市福富町久芳金口1539-3	
		吉原	東広島市豊栄町吉原兼石1094地先	
		田万里	竹原市田万里1241	
		小梨	竹原市小梨町字横走1887-2	
		志和東	東広島市志和町志和東六日市810-1地先	
		上組	豊田郡大崎上島町東野下中垣内3424	
		岩伏	東広島市安芸津町岩伏	
東部建設事務所	本所	明石	豊田郡大崎上島町沖浦字水野元127	
		瀬戸	福山市瀬戸町長和嫁田437-1	
		南松永	福山市南松永町四丁目30	
		羽高	府中市諸毛町字羽高3000	
		大浦	福山市内海町大浦乙781	
		田尻	福山市田尻町	
		山野	福山市山野町山野	
		古市	福山市神辺町大字川北	
		川南	神石郡神石高原町高蓋1602-2	
		油木安田	神石郡神石高原町安田字行司向	
	三原	下豊松	神石郡神石高原町下豊松429	
		高尾	尾道市御調町高尾	
		和木	三原市大和町和木450	
		西野	三原市西野町大西	
		末光	三原市沼田町末光	
		向田野浦	三原市鷺浦町向田野浦	
		外浦	尾道市因島外浦町933-1	
		林	尾道市瀬戸町林1330-4	
		吉田	三原市久井町吉田385-4	
		有井	尾道市向島町有井	
	北部建設事務所	本所	黒川	世羅郡世羅町黒川527-17
			別迫	世羅郡世羅町別迫字北垣内1135
			南畑敷	三次市南畑敷町354
			青河	三次市青河町原田
			櫃田	三次市君田町櫃田68-6
東入君			三次市君田町東入君字大柳371-2	
横谷			三次市布野町横谷字瀬戸774-1	
ゆめランド			三次市布野町下布野字大谷661-1	
敷地			三次市吉舎町敷地字小林2247-2	
仁賀			三次市三良坂町仁賀字仁賀1362-1	
庄原		作木西野	三次市作木町西野字本郷175-4	
		甲奴本郷	三次市甲奴町本郷字トン迫917	
		竹地谷	庄原市口和町竹地谷字中本谷193-5	
		永田	庄原市口和町永田字宮沖甲9	
		中領家	庄原市総領町中領家字小迫551-1	
庄原	川北	庄原市川北町上重行1431-3		
	戸郷川	庄原市板橋町字西原沖50-1		
	本村町	庄原市本村町中山		
	西城中野	庄原市西城町中野字網立650-8		
	高暮	庄原市高野町高暮字中組539		
	新市	庄原市高野町新市字柏奥177-1		
	川東	庄原市東城町川東223		

2 気象台所管

河川名	観測所名	所在地
京橋川	広島	広島市中区上八丁堀 広島地方気象台
山倉川	三入	広島市安佐北区三入
水内川	佐伯湯来	広島市佐伯区湯来町大字和田字中須賀
本村川	美土里	安芸高田市美土里町横田
大土川	甲田	安芸高田市甲田町高田原
二河川	呉	呉市宝町 呉特別地域気象観測所
沿岸部	倉橋	呉市倉橋町須川
沿岸部	呉市蒲刈	呉市蒲刈町大浦字前沖浦
林川	廿日市津田	廿日市市津田
沿岸部	大竹	大竹市立戸
太田川	加計	山県郡安芸太田町加計字神田
柴木川	内黒山	山県郡安芸太田町大字横川字横川東平
滝山川	王泊	山県郡北広島町細見
江の川	大朝	山県郡北広島町大朝字大坪
吉木川	都志見	山県郡北広島町都志見
柴木川	八幡	山県郡北広島町東八幡原
番蔵川	東広島	東広島市八本松町原
棕梨川	安宿	東広島市豊栄町安宿
関川	志和	東広島市志和町志和堀
沿岸部	竹原	竹原市忠海床浦
本郷川	福山	福山市松永町 福山特別地域気象観測所
上下川	上下	府中市上下町上下
芦田川	府中	府中市土生町
安田川	油木	神石郡神石高原町安田伊ノ平谷
善入寺川	本郷	三原市本郷町善入寺平岩 広島航空気象観測所
沿岸部	生口島	尾道市瀬戸田町御寺
神崎川	世羅	世羅郡世羅町大字東神崎字大田
神野瀬川	君田	三次市君田町櫃田字市井谷
西城川	三次	三次市三次町
西城川	庄原	庄原市東本町
道後川	道後山	庄原市西城町三坂
神野瀬川	高野	庄原市高野町新市
福代川	東城	庄原市東城町川東

3 国土交通省雨量観測所

(1) 河川関係

観測所名	所在地	水系(河川名)	備考
駅家	福山市駅家町服部本郷486-2	芦田川 (服部川)	
神辺	福山市神辺町字上御領野々上1807-4	芦田川 (高屋川)	
府中	府中市府川町	芦田川 (芦田川)	
大谷山	福山市芦田町大字福田字新庄南平377-2	芦田川 (芦田川)	
福山	福山市三吉町4-4-13	その他 (芦田川)	
御調	尾道市御調町丸門田1491-4	芦田川 (御調川)	
箕島	福山市箕島町釣ヶ端山367-3	芦田川 (芦田川)	
高蓋	神石郡神石高原町高蓋甲565	芦田川 (矢多田川)	
古城	府中市上下町矢多田字豆栗1024-4	芦田川 (矢多田川)	
八田原	世羅郡世羅町大字小谷字苦谷山1100-1	芦田川 (芦田川)	(ハッタバラ)
賀茂	世羅郡世羅町大字賀茂字東坊362-2	芦田川 (芦田川)	
宇津戸	世羅郡世羅町大字宇津戸字関谷1433-2	芦田川 (宇津戸川)	
油木	庄原市西城町油木字上工人1178-3	江の川 (六の原川)	
高暮	庄原市高野町高暮字本高暮山266-4	江の川 (神野瀬川)	(コウボ)
比和	庄原市比和町木屋原字若宮沖85-2	江の川 (比和川)	
西城	庄原市西城町中野字赤羽根623-2	江の川 (西城川)	
大月	庄原市口和町大月字上岡343-2	江の川 (竹地川)	
大津	島根県邑智郡邑南町下口羽2983-3	江の川 (江の川)	
布野	三次市布野町上布野地内	江の川 (布野川)	
庄原	庄原市本町柳	江の川 (西城川)	
三次	三次市十日市西6-2-1	江の川 (馬洗川)	
総領	庄原市総領町稲草字陰地2189-3	江の川 (領家川)	
高宮	安芸高田市高宮町舟木字上中野郷635-3	江の川 (生田川)	
美土里	安芸高田市美土里町北字鉄木谷1121-12	江の川 (生田川)	
吉舎	三次市吉舎町吉舎	江の川 (馬洗川)	
板木	三次市三和町下板木字高迫12-2	江の川 (板木川)	
津名	世羅郡世羅西町下津田字町屋林393-3	江の川 (馬洗川)	
吉田	安芸高田市吉田町常友字西大坪1204-1	江の川 (江の川)	
大朝	山県郡北広島町大朝字平岩298-2	江の川 (江の川)	
志路原	山県郡北広島町志路原字土井原1570-2	江の川 (志路原川)	(シジハラ)
藤原	山県郡北広島町川戸字藤原4562-7	江の川 (江の川)	(トウハラ)
本地	山県郡北広島町本地字西浦2477-5	江の川 (都合谷川)	
土師	安芸高田市八千代町土師字新開369-24	江の川 (江の川)	(ハジ)
上領家	庄原市総領町上領家180-1	江の川 (田総川)	

観測所名	所在地	水系(河川名)	備考
灰塚ダム	三次市三良坂町仁賀1575	江の川 (上下川)	
黒目	庄原市総領町黒目2486-1	江の川 (耳高川)	
上安田	三次市吉舎町上安田	江の川 (上下川)	
西野	三次市甲奴町西野40-2	江の川 (上下川)	
檜原	廿日市市玖島字檜原4323-1	小瀬川 (玖島川)	
小瀬	岩国市小瀬字沖原282-6	小瀬川 (小瀬川)	
中道	廿日市市中道三島原	小瀬川 (小瀬川)	
弥栄ダム	大竹市小方町小方813-1	小瀬川 (小瀬川)	
津田	廿日市市津田93	小瀬川 (林川)	
日宛	岩国市美和町大根川松原	小瀬川 (長谷川)	
溝口	山県郡北広島町溝口字大崎1151	太田川 (丁川)	
七曲	山県郡北広島町吉木字七曲4779-1	太田川 (西宗川)	
加計	山県郡安芸太田町加計中ノ渡	太田川 (太田川)	
向原	安芸高田市向原町坂字松ノ木3641-4	太田川 (三篠川)	
鈴張	広島市安佐北区安佐町鈴張字戸木谷1567-4	太田川 (鈴張川)	
大林	広島市安佐北区大林町字下毛山2137-2	太田川 (根谷川)	
筒賀	山県郡安芸太田町中筒賀	太田川 (筒賀川)	
南原	広島市安佐北区可部町南原字無神477	太田川 (南原川)	(ナバラ)
白木	広島市安佐北区白木町小越字関川612-4	太田川 (関川)	
飯室	広島市安佐北区安佐町飯室	太田川 (太田川)	(イムロ)
湯来	広島市佐伯区湯来町麦谷字中河原1594-1	太田川 (水内川)	
可部	広島市安佐北区可部2丁目22-7	太田川 (太田川)	
狩留家	広島市安佐北区狩留家町2658	太田川 (三篠川)	
戸山	広島市安佐南区沼田町大字阿戸字大原51-3	太田川 (吉山川)	
高瀬	広島市安佐南区八木5-31-1	太田川 (安川)	
大谷	広島市佐伯区湯来町多田字上大谷44-2	太田川 (水内川)	
広島	広島市中区八丁堀3-20	太田川 (京橋川)	
雄鹿原	山県郡北広島町中祖字城岩山33-4	太田川 (大佐川)	(オガワラ)
松原	山県郡安芸太田町松原	太田川 (松原川)	
温井ダム	山県郡安芸太田町加計字瀧山1956-2	太田川 (太田川)	
王泊	山県郡北広島町細見字野田ヶ原361	太田川 (高野川)	
大暮	山県郡北広島町大暮字西小屋ヶ原664-2	太田川 (大暮川)	(オオグレ)
上奥原	山県郡北広島町草安字下野ヶ原35-4	太田川 (滝山川)	
東城	庄原市東城町川東字糸谷35-3	高梁川 (成羽川)	
時安	神石郡神石高原町時安3299-2	高梁川 (矢川)	

(2) 砂防関係

河川名	観測所名	所在地	備考
太田川水系小河内川	小河内	広島市安佐北区安佐町大字小河内字平原谷	
太田川水系小河内川	沢田	広島市安佐北区安佐町大字小河内字西沢田	
太田川水系根谷川	市川	広島市安佐北区白木町大字市川字宮地山	
太田川水系三篠川	深川	広島市安佐北区深川5丁目12-1	
太田川水系吉山川	くすのき台	広島市安佐北区安佐町大字くすの木台4-2	
太田川水系吉山川	吉山	広島市安佐南区沼田町大字吉山字影浦	
太田川水系安川	毘沙門台	広島市安佐南区毘沙門台4丁目500-226	
太田川水系安川	相田	広島市安佐南区相田7丁目	
その他沿岸部	地御前	廿日市市宮内877-2	
御手洗川	野貝原	廿日市市原字川末125-1	
永慶寺川	矢草	廿日市市大野矢草2734-1	
八幡川水系石内川	石内	広島市佐伯区五日市町大字石内字奥原3366-4	
太田川水系戸坂川(矢口川)	温品	広島市東区戸坂町748	
小瀬川水系玖島川	赤土地	広島市佐伯区湯来白砂字赤土地地先	(アカドチ)
その他沿岸部	湯舟	大竹市湯船町	(湯舟砂防堰堤敷地内)

別表第26

県内主要ダム概要

1 ダム及び貯水池の諸元

諸元	小瀬川ダム	魚切ダム	椋梨ダム	野呂川ダム
(1) ダム				
高さ	49.00m	79.80m	39.50m	44.80m
堤頂の標高	EL 226.00m	EL 229.00m	EL 266.50m	EL 135.80m
越流頂の標高	EL 210.00m	EL 220.00m	EL 255.50m	EL 124.40m
洪水吐ゲート		主放水設備		
規模及び数	高12.80m×巾8.0m 2門	高8,473m×巾8.0m 2門 (非常洪水吐) 高1.70m×巾1.70m 1門 (常用洪水吐)	高9.5m×巾7.5m 2門	高10.3m×巾10.0m 1門
開閉の速さ	0.3m/分	0.3m/分	0.3m/分	0.3m/分
排水管ゲート				
規模及び数	内径0.60m 1門	内径1.0m 1門	内径0.75m 1門	内径0.60m 1門
開閉				
計画高水流量	990m ³ /S	420m ³ /S	640m ³ /S	150(300)m ³ /S
計画放流量	400m ³ /S	60m ³ /S	415m ³ /S	75(110)m ³ /S
(2) 貯水池				
直接集水面積	135km ²	38.4km ²	160.0km ²	13.0km ²
湛水面積	0.9km ²	0.4km ²	0.729km ²	0.14km ²
最大背水距離 (平水時)	4.1km	2.1km	3.63km	0.6km
計画洪水位	EL 224.60m	EL 227.0m	EL 265.00m	EL 134.40m
常時満水位	EL 216.00m	EL 210.50m	EL 264.70m	EL 124.40m
制限水位	EL 211.50m (6/16~9/30)		EL 260.60m (6/16~9/30)	
予備放流水位	EL 211.50m		EL 258.80m	
最低水位	EL 205.50m	EL 186.0m	EL 250.00m	EL 122.4m
有効貯水量	9,900,000m ³ 治水容量8,400,000m ³	7,840,000m ³	6,270,000m ³	1,200,000m ³
最大使用水量	3.00m ³ /S	1.81m ³ /S	12.00m ³ /S	
洪水流量	200m ³ /S	60m ³ /S	180m ³ /S	20(100)m ³ /S

諸元	御調ダム	山田川ダム	四川ダム	梶毛ダム
(1) ダム				
高さ	53.10m	32.10m	58.90m	49.00m
堤頂の標高	EL 179.10m	EL 420.10m	EL 166.90m	EL 184.00m
越流頂の標高	EL 175.30m	EL 416.50m	EL 163.30m	EL 181.6m
洪水吐ゲート				
規模及び数	高2.0m×巾13.50m 10門 (非常用洪水吐)	高2.0m×巾13.50m 2門 (非常用洪水吐)	高2.0m×巾12.0m 4門 (非常用洪水吐)	高0.8m×巾12.5m 8門 (非常用洪水吐)
	高3.1m×巾2.7m 1門 (常用洪水吐)	高2.0m×巾1.7m 1門 (常用洪水吐)	高1.4m×巾1.2m 1門 (常用洪水吐)	高0.8m×巾1.0m 1門 (常用洪水吐)
開閉の速さ				
排水管ゲート				
規模及び数	φ0.35m 1門	φ0.35, 0.15m 各1門	φ0.4, 0.15m 各1門	φ0.25m 1門
開閉				
計画高水流量	260m ³ /S	50m ³ /S	70m ³ /S	50m ³ /S
計画放流量	110m ³ /S	8m ³ /S	15m ³ /S	5m ³ /S
(2) 貯水池				
直接集水面積	54.0 k m ²	5.6 k m ²	9.0 k m ²	3.5 k m ²
湛水面積	0.34 k m ²	0.11 k m ²	0.09 k m ²	0.08 k m ²
最大背水距離 (平水時)	1.4km	1.0km		
計画洪水位	EL 177.30m	EL 418.5m	EL 165.30m	EL 182.40m
常時満水位	EL 157.60m	EL 410.0m	EL 148.50m	EL 171.10m
予備放流水位				
最低水位	EL 149.50m	EL 406.0m	EL 133.20m	EL 162.0m
有効貯水量	4,500,000m ³	590,000m ³	1,500,000m ³	930,000m ³
最大使用水量		0.134m ³ /S		
洪水流量	60m ³ /S	4m ³ /S	4m ³ /S	5m ³ /S

諸元	福富ダム	仁賀ダム	野間川ダム	庄原ダム
(1) ダム				
高さ	58.00m	47.00m	31.50m	42.00m
堤頂の標高	EL 334.00m	EL 163.50m	EL 404.50m	EL 343.00m
越流頂の標高	EL 330.50m	EL 160.00m	EL 401.10m	EL 339.20m
洪水吐ゲート				
規模及び数	高2.5m×巾80～13.4m (巾計99.0m) 9門 (非常用洪水吐)	高2.0m×幅13.0m 4門 (非常用洪水吐)	高2.0m×幅9.5m 2門 (非常用洪水吐)	高2.2m×幅13.5m 2門 (非常用洪水吐)
	高3.0m×巾3.8m 2門 (常用洪水吐)	高1.8m×幅1.8m 1門 (常用洪水吐)	高3.9m×幅2.5m 1門 (常用洪水吐)	高0.86m×幅0.86m 1門 (常用洪水吐)
開閉の速さ				
排水管ゲート				
規模及び数	φ0.8m, 0.2m 各1門	φ0.4m, φ0.1m 各1門	φ0.15m, φ0.25m 各1門	φ0.20m, φ0.10m 各1門
開閉				
計画高水流量	290m ³ /S	95m ³ /S	45m ³ /S	23m ³ /S
計画放流量	90m ³ /S	25m ³ /S	20m ³ /S	4m ³ /S
(2) 貯水池				
直接集水面積	53.8k m ²	10.5km ²	4.39km ²	4.2km ²
湛水面積	0.7k m ²	0.21km ²	0.06km ²	0.06km ²
最大背水距離 (平水時)				
計画洪水位	EL 333.00m	EL 162.00m	EL 403.1m	EL 341.4m
常時満水位	EL 322.60m	EL 151.20m	EL 397.2m	EL 328.9m
予備放流水位				
最低水位	EL 303.20m	EL 136.80m	EL 386.9m	EL 318.6m
有効貯水量	9,800,000m ³	2,500,000m ³	494,000m ³	638,000m ³
最大使用水量				
洪水流量	50m ³ /S	13m ³ /S	4m ³ /S	5m ³ /S

諸元	二級ダム	三川ダム	藤尾ダム	三河ダム
(1) ダム	3類			
高さ	32.00m	53.0m	32.50m	28.20m
堤頂の標高	EL 150.50m	EL 322.00m	EL 330.0m	EL 354.20m
越流頂の標高	EL 140.20m	EL 313.40m	EL 322.7m	EL 350.10m
洪水吐ゲート				
規模及び数	高6.92m×幅7.50m 4門	高6.9m×幅7.0m 3門	高4.1m×幅6.0m 2門	主ゲート φ0.55m ジェットフローゲート 1門 副ゲート φ0.55m スルースバルブ 1門
開閉の速さ	0.40m/分	0.4m/分	0.3m/分	
排水管ゲート				
規模及び数		主φ0.9, 副φ0.4m 各1門	高0.72m×幅0.72m 2門	主ゲート φ0.15m ジェットフローゲート 1門 副ゲート φ0.15m スルースバルブ 1門
開閉		0.05m/分	0.3m/分	
計画高水流量	840m ³ /S	670m ³ /S(設計)	53.32m ³ /S(設計)	200m ³ /S(設計)
計画放流量		804m ³ /S(異常)	40m ³ /S	
(2) 貯水池				
直接集水面積	232.0km ²	108.0km ²	10.0km ²	6.30km ²
湛水面積	0.161km ²	0.77km ²	0.09km ²	0.22km ²
最大背水距離 (平水時)	2.39km	4.7km	1.37km	1.30km
計画洪水位			EL 326.8m	EL 352.50m
常時満水位	EL 147.00m(10.00m)	EL 320.0m	EL 318.2m	EL 350.10m
予備放流水位	EL 146.00m(9.00m)	EL 318.5m	(洪水調節容量 550千m ³)	
最低水位	EL 137.00m(0.00m)	EL 287.0m	EL 309.2m	EL 336.60m
有効貯水量	932,000m ³	12,306,981m ³	810,000m ³	1,580,000m ³
最大使用水量	6.00m ³ /S	主 6.10m ³ /S 副 0.85m ³ /S	0.266m ³ /S	1.258m ³ /S (年間総取水 2,080千m ³)
洪水流量	420m ³ /S	70m ³ /S	25m ³ /S	10m ³ /S

諸元	灰塚ダム	土師ダム	高瀬堰	八田原ダム
(1) ダム				
高さ	50.0m	50.00m	5.50m	84.9m
ゲート天端高		(非越流頂標H) EL 259.00m	TP 13.65m	EL 254.90m
敷高	EL 251.0m EL 247.3m	(越流頂標H) EL 246.00m	TP 8.15m	EL 170.00m
主ゲート	(自然越流部) H7.4m×W16.3m 1門 (オリフィス部) H2.9m×W5.2m 2門	(常用洪水吐) H4.0m×W4.5m 2門	H5.5m×W43.0m 6門	(常用洪水吐) 上層 H2.8m×W2.8m 1門 下層 H3.578m×W3.2m 2門
流量調整ゲート		(非常用洪水吐) H11.736m×W7.8m 3門	H5.5m×W10.0m 1門	(非常用洪水吐) H11.65m×W11.5m 2門
魚道ゲート			H3.8m×W6.0m 2門	
舟通し			W2.0m 1門	
排水管ゲート	利水放流設備	低位放流設備 φ2,700 1門		利水放流設備
規模及び数	φ1,300 1門 環境用水放流設備 H2.05×W2.2 2門	利水放流設備 φ1,200 1門 φ400 1門		φ1,000 1門 φ400 1門
開閉				
計画高水流量	1150m ³ /S	1,900m ³ /S	8,000m ³ /S	1,250m ³ /S
計画放流量	800m ³ /S	800m ³ /S		500m ³ /S
(2) 貯水池				
直接集水面積	217 k m ²	307.5km ²	1,480km ²	241.6km ²
湛水面積	3.54 k m ²	2.8km ²	1.0km ²	2.61km ²
最大背水距離 (平水時)		9.0km		
計画洪水位	EL 247.3m	EL 256.40m	TP 15.65m	TP 252.90m
常時満水位	EL 231.2m	EL 254.40m	TP 13.65m	TP 235.00m
		(10/16~6/10) EL 242.90m		
		(6/11~10/15) EL 242.20m		
予備放流水位		EL 242.20m		
最低水位	EL 222.7m	EL 234.70m	TP 10.35m	EL 204.50m
有効貯水量	47,700,000m ³	41,100,000m ³	1,780,000m ³	57,000,000m ³
	治水容量 38,000,000m ³	治水容量 31,500,000m ³		治水容量 34,000,000m ³
最大使用水量		(可部PS) 22.00m ³ /S		
洪水流量	200m ³ /S	220m ³ /S		150m ³ /S

諸元	芦田川河口堰	弥栄ダム	温井ダム
(1) ダム			
高さ	6.0m	120.0m	156.0m
ゲート天端高	TP 3.50m TP -2.50m	EL 131.0m	EL 385.0m
敷高 主ゲート	TP -1.50m H6.0m×W41.4m 4門 H5.0m×W41.4m 6門	EL 11.0m (常用放流設備) H3.5m×W3.5m 3門	放流管φ3700 高圧ローラーゲート 4門
流量調整ゲート	H2.85m×W3.5m 2門	(非常放流設備) H11.5m×W9.5m 4門	H4.5m×W12.0m 5門
魚道ゲート	H2.0m×W2.0m 1門		
舟通し			
排水管ゲート		利水放流設備	利水放流設備
規模及び数		φ1,500 1条 低水放流管 φ1,700 1条	φ850 1条 φ400 1条
開閉			
計画高水流量	2,900m ³ /S	2,600m ³ /S	2,900m ³ /S
計画放流量		900m ³ /S	1,100m ³ /S
(2) 貯水池			
直接集水面積	860 k m ²	301.0 k m ²	253 k m ²
湛水面積	2.5 k m ²	3.6 k m ²	1.6 k m ²
最大背水距離 (平水時)			
計画洪水位	TP 2.614m	EL 128.0m	EL 381.0m
常時満水位	TP 2.000m	EL 106.0m	EL 360.0m
予備放流水位			
最低水位	TP -1.00m	EL 53.0m	EL 289.0m
有効貯水量	4,960,000m ³	106,000,000m ³ 治水容量 58,000,000m ³	79,000,000m ³ 治水容量 41,000,000m ³
最大使用水量 洪水流量		10.0m ³ /S 300m ³ /S	3.0m ³ /S 400m ³ /S

諸元	高暮ダム	王泊ダム	樽床ダム	立岩ダム
(1) ダム	1 類	1 類	1 類	1 類
高さ	69.40m	74.00m	42.00m	67.43m
堤頂の標高	EL 460.40m	EL 536.00m	EL 755.91m	EL 512.60m
越流頂の標高	EL 452.00m	EL 526.20m	EL 748.58m	EL 503.17m
洪水ゲート				
規模及び数	高6.55m×幅8.00m 5門	高7.52m×幅8.50m 3門	高5.80m×幅7.50m 2門	高5.91m×幅5.80m 6門
開閉の速さ	0.40m/分	0.40m/分	0.40m/分	0.80m/分
排水管ゲート				
規模及び数	内径1.20m 1門		内径1.00m 1門	高2.00m×幅2.62m 1門 (排水管内径1.20m)
開閉	1分につき5%以下		0.25m/分以下 (31.8%以下)	0.40m/分
計画高水流量	847.7m ³ /S	804m ³ /S	364m ³ /S	700.9m ³ /S
(2) 貯水池				
直接集水面積	156.7km ²	123.7km ²	39.5km ²	129.55km ²
湛水面積	1.852km ²	1.44km ²	1.799km ²	0.892km ²
最大背水距離 (平水時)	8.226km	5.103km	4.706km	4.243km
常時満水位	EL 457.20m (33.20m)	EL 532.50m (30.50m)	EL 753.89m (17.00m)	EL 507.67m (28.00m)
予備放流水位	EL 454.12m (30.12m)	EL 529.73m (27.73m)	EL 753.36m (16.47m)	EL 506.05m (26.38m)
最低水位	EL 424.00m (0.00m)	EL 502.00m (0.00m)	EL 736.89m (0.00m)	EL 479.67m (0.00m)
有効貯水量	竣工時 35,858,000m ³	竣工時 26,100,000m ³	竣工時 17,500,000m ³	15,100,000m ³
最大使用水量	20.00m ³ /S	滝山川 PS 19.00m ³ /S 下山 PS 5.00m ³ /S	7.00m ³ /S	24.00m ³ /S
洪水流量	240m ³ /S以上	330m ³ /S以上	100m ³ /S以上 放流管バルブ 内径0.35m 1門 開閉1分につき36%以下	340m ³ /S以上

2 操作規程抜粋

(1) 高暮ダム操作規程抜粋

(予備警戒時における措置)

第20条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時においてダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車等、夜間に外で洪水時における作業を行うために必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のために必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
- (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 局長及び広島県知事に対し、別表第1-2の例により、法第46条第1項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

2 前項に掲げる措置のほか、次条第2号に規定する措置を容易ならしめるため240m³/sをこえない範囲において、必要な流量の流水を貯水池から放流すること。

(洪水警戒時における措置)

第21条 洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、第12条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
 - イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位をこえているときは、240m³/sを超えない範囲において貯水池からの放流を行い貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ロ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ハ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(洪水時における措置)

第22条 洪水においては、第20条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。
 - イ 洪水時に至った時から流入量が最大となった時（以下「最大時」という。）を経て洪水時が経過するまでの間は、ダムのすべての洪水吐のゲートを全開とした時の放流量
 - ロ イの規定にかかわらず、洪水時に至った時における貯水位が予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時からイに規定する時間が経過するまでの間においては、イの規定の例により貯水池から放流すること。
 - ハ 洪水時に至った時における貯水位が、ダムの越流頂を下まわっているときは、ロの規定にかかわらずイの規定の例により貯水池から放流すること。

ただし、洪水時において、流入量が最大時を経て減水状態が確認された時に、貯水位が予備放流水位を下まわっている場合は、当該時点以後においては予備放流水位を確保するに足りる流量の流水を貯水池から放流すること。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(2) 王泊ダム操作規程抜粋

(予備警戒時における措置)

第20条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時においてダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車等、夜間に外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のために必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
- (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 局長及び広島県知事に対し、別表第1-2の例により、法第46条第1項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

2 前項に掲げる措置のほか、次条第2号に規定する措置を容易ならしめるため330m³/sをこえない範囲において、必要な流量の流水を貯水池から放流すること。

(洪水警戒時における措置)

第21条 洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、第12条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
 - イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位をこえているときは、330m³/sを超えない範囲において貯水池からの放流を行い貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ロ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ハ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(洪水時における措置)

第22条 洪水時においては、第20条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。
 - イ 洪水時に至った時から流入量が最大となった時（以下「最大時」という。）を経て洪水時が経過するまでの間は、ダムのすべての洪水吐ゲートを全開とした時の放流量
 - ロ イの規定にかかわらず、洪水時に至った時における貯水位が予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時からイに規定する時間が経過するまでの間においては、イの規定の例により貯水池から放流すること。
 - ハ 洪水時の至った時における貯水位が、ダムの越流頂を下まわっているときは、ロの規定にかかわらずイの規定の例により貯水池から放流すること。ただし、洪水時において、流入量が最大時を経て減水状態が確認された時に、貯水位が予備放流水位を下まわっている場合は当該時点以後においては予備放流水位を確保するに足りる流量の流水を貯水池から放流すること。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

(3) 樽床ダム操作規程抜粋

(予備警戒における措置)

第20条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時においてダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具(受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。)法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車等、夜間に外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
- (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 局長及び広島県知事に対し、別表第1-2の例により、法第46条第1項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

2 前項に掲げる措置のほか、次条第2号に規定する措置を容易ならしめるため100m³/sをこえない範囲において、必要な流量の流水を貯水池から放流すること。

(洪水警戒時における措置)

第21条 洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、第12条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
 - イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位をこえているときは、100m³/sをこえない範囲において貯水池からの放流を行い貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ロ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ハ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(洪水時における措置)

第22条 洪水時においては、第20条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。
 - イ 次に順序により、それぞれ次に掲げる流量の流水を貯水池から放流すること。
 - (イ) 洪水時に至った時以後30分間においては、100m³/s
 - (ロ) (イ)に規定する時間が経過した時から流入量が最大となるまでの間においては、30分前に生じた流入量に相当する流量
 - (ハ) 流入量が最大となった時(以下「最大時」という。)から流入量と放流量とが等しくなるまでの間においては、最大時における放流量
 - (ニ) (ハ)に規定する時間が経過した時から洪水時が経過するまでの間においては、流入量に相当する流量
 - (ホ) (ニ)に規定する場合において、流入量が再び増加を始めたときから30分間においては、増加を始めた時の放流量
 - (ヘ) (ホ)に規定する時間が経過した時以後においては、(ロ)、(ハ)及び(ニ)の順序で、それぞれ各号の規定による放流量
 - (ト) (ロ)に規定する場合の途中において、ダムのすべての洪水吐ゲートが全開することとなった時は、流入量が最大時を経て放流量と等しくなるまでの間は、ダムのすべての洪水吐ゲートを全開とした時の放流量
 - (チ) (ト)に規定する時間が経過した以後においては、(ニ)、(ホ)及び(ヘ)の規定による放流量
 - ロ イの規定にかかわらず、洪水時に至った時における貯水位が予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時からイ(チ)に規定する時間が経過するまでの間においては、イの規定の例により貯水池から放流すること。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(4) 立岩ダム操作規程抜粋

(予備警戒時における措置)

第20条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時において、ダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具(受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。)法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車等、夜間に外で洪水時における作業を行うために必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のために必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
- (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 局長及び広島県知事に対し、別表第1-2の例により、法第46条第1項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

2 前項に掲げる措置のほか、次条第2号に規定する措置を容易ならしめるため340m³/sをこえない範囲において、必要な流量の流水を貯水池から放流すること。

(洪水警戒時における措置)

第21条 洪水警戒時においては、前条第1号から5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、第12条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
 - イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位をこえているときは、340m³/sをこえない範囲において貯水池からの放流を行い貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ロ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ハ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(洪水時における措置)

第22条 洪水時においては、第20条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。
 - イ 洪水時に至った時から流入量が最大となった時(以下「最大時」という。)を経て洪水時が経過するまでの間は、ダムのすべての洪水吐のゲートを全開とした時の放流量
 - ロ イの規定にかかわらず、洪水時に至った時における貯水位が予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時からイに規定する時間が経過するまでの間においては、イの規定の例により貯水池から放流すること。
 - ハ 洪水時に至った時における貯水位が、ダムの越流頂を下まわっているときは、ロの規定にかかわらずイの規定の例により貯水池から放流すること。

ただし、洪水時において、流入量が最大時を経て減水状態が確認された時に、貯水位が予備放流水位を下まわっている場合は、当該時点以後にあっては予備放流水位を確保するに足りる流量の流水を貯水池から放流すること。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(5) 渡ノ瀬ダム操作規程抜粋

(予備警戒時における措置)

第20条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時においてダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車等、夜間に外で洪水時における作業を行うために必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のために必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
- (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 局長及び広島県知事に対し、別表第1-2の例により、法第46条第1項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

2 前項に掲げる措置のほか、次条第2号に規定する措置を容易ならしめるため100m³/sをこえない範囲において、必要な流量の流水を貯水池から放流すること。

(洪水警戒時における措置)

第21条 洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、第12条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
 - イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位をこえているときは、100m³/sをこえない範囲において貯水池からの放流を行い、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ロ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ハ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(洪水時における措置)

第22条 洪水時においては、第20条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにすること。
 - イ 次に順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を貯水池から放流すること。
 - (イ) 洪水時に至った時から、ダムのすべての洪水吐のゲートが全開となるまでの間は、流入量に相当する流量
 - (ロ) (イ)に規定する時間が経過した時から、流入量が最大となった時を経て、貯水位が予備放流水位に等しくなるまでの間は、ダムのすべての洪水吐のゲートを全開とした時の放流量
 - (ハ) (ロ)に規定する時間が経過した時から、洪水時が経過するまでの間は流入量に相当する流量
 - (ニ) (ハ)に規定する場合において流入量が再び増加を始めたときにおいては、(イ)、(ロ)及び(ハ)の規定の例による放流量
 - ロ イの規定にかかわらず、洪水時に至った時における貯水位が予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時から(ニ)に規定する時間が経過するまでの間においては、イの規定の例により貯水池から放流すること。
- (2) 法第49条の規程による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(6) 帝積川ダム操作規程抜粋

(予備警戒時における措置)

第20条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時において、ダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車等、夜間に外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械・器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
- (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 局長及び広島県知事並びに岡山県知事に対し、別表第1－2の例による、法第46条第1項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例によりダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

2 前項に掲げる措置のほか、次条第2号に規定する措置を容易ならしめるため180m³/sをこえない範囲において、必要な流量の流水を貯水池から放流すること。

(洪水警戒時における措置)

第21条 洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、第12条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行なうこと。
 - イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位をこえているときは、180m³/sをこえない範囲において、貯水池からの放流を行い、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ロ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ハ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

(洪水時における措置)

第22条 洪水時においては、第20条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。
 - イ 次に順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を貯水池から放流すること。
 - (イ) 洪水時に至った時から提体越流式洪水吐ゲートが全開となるまでの間は、流入量に相当する流量。
 - (ロ) (イ)に規定する時間が経過した時から、流入量が最大となった時を経て、貯水位が予備放流水位に等しくなるまでの間は、提体越流式洪水吐ゲートを全開にした時の放流量。
 - (ハ) (ロ)に規定する時間が経過した時から、洪水時が経過するまでの間は、流入量に相当する流量。
 - (ニ) (ハ)に規定する場合において、流入量が再び増加を始めた時においては、(イ)、(ロ)及び(ハ)の規定の例による放流量。
 - ロ イの規定にかかわらず洪水時に至った時における貯水位が予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時から、イ(ニ)に規定する時間が経過するまでの間においては、イの規定の例により貯水池から放流すること。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

(洪水処理時における措置)

第23条 洪水処理時においては第21条に規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水処理時に至った時において前条第1号イの規定に基づき、放流していた流量を継続し、すみやかに貯水位を予備放流水位に等しくなるよう努めること。
- (2) 洪水処理時に至ったときにおいて、貯水位が予備放流水位に等しい場合においては、流入量に相当する流量を放流すること。

(7) 南原ダム操作規程抜粋

(予備警戒時における措置)

第21条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時において、ダム及び調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車等、夜間に外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
- (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 局長及び広島県知事に対し、別表第1-2の例により、法第46条第1項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規程の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) 予備警戒時に至った時における貯水位が、下表に掲げる水位を下まわっているときは、下表に掲げる水位をこえないよう調整池に発電用水を貯留すること。又貯水位が、下表に掲げる水位をこえているときは、その水位を上昇させてはならない。

ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として大雨注意報が行われた時	洪水時基準水位 標高229.50m (水位計による表示 34.50m)
上記の大雨注意報が行われないうちで、洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時	常時満水位 〇0.4m 標高233.60m (水位計による表示 38.60m)

(7) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

2 前項に掲げる措置のほか、次条第2号に規定する措置を容易ならしめるため90m³/sをこえない範囲において必要な流量の流水を調整池から放流すること。

(洪水警戒時における措置)

第22条 洪水警戒時においては、前条第1号から第6号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は、第13条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
 - イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、洪水時基準水位をこえているとき又は等しいときは、発電による放水を停止し、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
 - ロ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、洪水時基準水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら、調整池に流水及び発電用水を貯留し、貯水位が洪水時基準水位に等しくなった時以後においては、発電による放水を停止し、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
- (3) 前号の規定により貯留された流水は、30m³/sを限度としてすみやかに調整池から放流すること。
- (4) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

(洪水時における措置)

第23条 洪水時においては、第21条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。
 - イ 洪水時に至った時における貯水位が、洪水時基準水位に等しいときは、ダムの洪水吐のゲートを全開とし、流入量が最大となった時（以下「最大時」という。）を経て貯水位が洪水時基準水位に等しくなるまで、又は、洪水時が経過するまでの間は、ダムの洪水吐のゲートを全開とした時の流量の流水を調整池から放流すること。
 - ロ 洪水時に至った時における貯水位が、洪水時基準水位をこえているときは、次に定めるところにより、調整池から放流すること。
 - (イ) 洪水時に至った時から流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダムの洪水吐のゲートが全開することとなるまでの間これを継続する。
 - (ロ) (イ)に規定する時間が経過した時から、流入量が最大時を経て貯水位が洪水時基準水位に等しくなるまで、又は、洪水時が経過するまでの間は、ダムの洪水吐のゲートを全開とした時の放流量。
 - (ハ) (イ)に規定する場合の途中において、流入量が減少しはじめたときは、洪水時が経過するまでの間流入量に相当する流量、ハイ及びロに規定する場合において、貯水位が洪水時基準水位に等しくなった時以後においては、洪水時基準水位を確保するに足りる流量の流水を調整池から放流すること。
 - ニ イ及びロー(ロ)に規定する場合において、流入量が再び増加を始めた場合には、イの規定により調整池から放流すること。
 - ホ イの規定にかかわらず、洪水時に至った時における貯水位が、洪水時基準水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら調整池に流水及び発電用水を貯留し、貯水位が洪水時基準水位に等しくなった時から発電による放水を停止して、イの規定の例により調整池から放流すること。
- (2) 法第49条の規程による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(8) 小瀬川ダム操作規則抜粋

(予備放流)

第15条 所長は、非洪水期間において、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第3号の規程により定めた予備放流水位をこえているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第16条 所長は、次の各号に定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、所長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、次の各号に定めるところによらないことができる。

- 一 流入量が毎秒200立方メートルに達した後は、流入量を限度として極力放流を行いながらゲートの開度2.50メートルまで開くこと。
- 二 ゲートの開度が2.50メートルに達した後は、ゲートを固定して、流入量が一旦最大に達した後毎秒200立方メートルに減少するまで放水すること。

(放流の原則)

第22条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないよう、かつ、放流が無効放流とならないように努めるものとする。

小瀬川ダムただし書き操作要領

(通 則)

第1条 小瀬川ダムの計画を超える洪水時における操作規則第16条に規定するただし書き操作(以下「ただし書き操作」という。)については、その要領の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれの当該各号に定めるところによる。

- 一 ただし書き操作開始水位 洪水調整容量の8割に相当する貯水位とし、EL222.80mとする。
- 二 サーチャージ水位 小瀬川ダム操作規則に定めるサーチャージ水位としEL224.60mとする。
- 三 上限水位 EL225.40mとする。

(広島、山口両県知事の承認等)

第3条 所長は、操作規則第16条に定める洪水調節を行っている場合において、貯水位がただし書き操作開始水位を超え、さらにサーチャージ水位を超えることが予測される場合には、ただし書き操作への移行について広島、山口両県知事(以下「両県知事」という。)の承認を受けるものとする。

2 所長は、前項の規定により両県知事の承認を受けた場合は、ただし書き操作への移行について、別表-1に定める関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執るものとする。

(ただし書き操作への移行)

第4条 所長は、前条の規定による両県知事の承認を受けた後、貯水位がただし書き操作開始水位に達し、さらにサーチャージ水位を超えることが予測される場合には、ただし書き操作へ移行するものとする。

2 所長は、前項の規定によりただし書き操作に移行した場合は、速やかに別表-1に定める関係機関にその旨通知しなければならない。

(ただし書き操作)

第5条 ただし書き操作は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 貯水位がただし書き操作開始水位を超えた時から流入量が放流量と等しくなるまでの間は、クレストゲートを別表-2に定める貯水位に対応したゲート開度にする。
- 二 前号に規定する時間が経過した時から流入量が計画最大放流量に等しくなるまでの間は、貯水位を流入量が放流量と等しくなった時の貯水位に保つため、流入量に等しい量の流水をダムから放流すること。

(ただし書きの操作の解除)

第6条 前条に規定する操作を行っている場合において、流入量が最大となった後流入量が計画最大放流量に等しくなったときは、ただし書き操作を解除し、操作規則第17条に定める「洪水調節後における水位の低下」へ移行するものとする。

(9) 魚切ダム操作規則抜粋

(洪水)

第3条 この規定において「洪水」とは、流水の貯水池への流入池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒60立方メートル以上である場合における当該流水をいう。

(洪水警戒体制)

第12条 西部建設事務所長（以下「所長」という。）は、広島地方気象台から降雨に関する注意報若しくは警報が発せられたとき又は細則に定めるときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次に掲げる措置を採らなければならない。

- (1) 土木局、広島地方気象台その他細則に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(洪水調節)

第14条 所長は、流入量が毎秒60立方メートルに達した後は、コンジエットゲートを1.41メートルの一定開度に保つ方法により、洪水調節を行わなければならない。ただし、水位が第6条に規定する常位満水位から2.0メートルを減じた水位より下にある場合又は標高224.7メートル以上にある場合で、気象、水象その他の状況によりこの方法により難いと認めるときは、この限りでない。

(貯留された流水を放流することができる場合。)

第18条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流することができる。

- (1) 第25条第1項の規定によりゲート等の点検又は整備を行なうため特に必要があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定により放流する場合の放流量の限度は、毎秒60立方メートルとする。

(放流の原則)

第19条 所長は、ダムから放流を行う場には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流量)

第20条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合にあっては当該規定に定める量を、その他の場合にあっては流入量に相当する量を超えてはならない。

(放流に関する通知等)

第23条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

魚切ダムただし書き操作要領

(通則)

第1条 魚切ダムの計画を越える洪水時における操作規則第14条に規定するただし書き操作（以下「ただし書き操作」という。）については、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | | |
|----------------|------------------------|-----------------------|
| 一 ただし書き操作開始水位 | 洪水調節容量の8割に相当する貯水位とし | E L 2 2 4 . 7 0 mとする。 |
| 二 サーチャージ水位 | 魚切ダム操作規則に定めるサーチャージ水位とし | E L 2 2 7 . 0 0 mとする。 |
| 三 設計洪水水位（上限水位） | 魚切ダム設計洪水水位（上限水位）は | E L 2 2 7 . 6 0 mとする。 |

(部長の承認等)

第3条 所長は、操作規則第14条に定める洪水調節を行っている場合において、貯水位がただし書き操作開始水位を越えること及びその後さらにサーチャージ水位を越えることが予測される場合には、ただし書き操作への移行に関して、土木局長（以下「局長」という。）の承認を受けるものとする。

2 所長は、前項の規定により局長の承認を受けた場合は、ただし書き操作への移行に関して、別表一に定める関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を執るものとする。

(ただし書き操作への移行)

第4条 所長は、前条の規定による局長の承認を受けた後、貯水位がただし書き操作開始水位に達し、今後さらにサーチャージ水位を超えることが予測される場合は、ただし書き操作に移行するものとする。

2 所長は、前項の規定によりただし書き操作に移行した場合には、速やかに別表一に定める関係機関にその旨通知しなければならない。

(ただし書き操作)

第5条 ただし書き操作は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 貯水位がただし書き操作開始水位を越えてから放流量が流入量と等しくなるまでの間はコンジエットゲートの開度は1.41メートルに保ち、クレストゲートは別表二に定める貯水位に対応したゲート開度とすること。
- 二 前号に規定する時間が経過した時から流入量が計画最大放流量に等しくなるまでの間は、貯水位を流入量が放流量に等しくなった時の貯水位に保つことにより、流入量に等しい放流を行うこと。

(ただし書き操作の解除)

第6条 前条に規定する操作を行っている場合において、流入量が最大となった時を経て流入量が計画最大放流量に等しくなった場合には、ただし書き操作を解除し、操作規則第15条に定める「洪水調節の水位の低下」へ移行するものとする。

(10) 棕梨ダム操作規則抜粋

(予備放流)

第17条 所長は、次条の規定により洪水調節を行なう必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第3号の規定により定めた予備放流水位をこえているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第18条 所長は、次の各号に定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他状況により特に必要と認められる場合においては、これによらないことができる。

- 一 流入量が毎秒180立方メートルに達した後は、流入量を限度として極力放流を行いながらゲートを開度3.5メートルまで開くこと。
- 二 ゲートの開度が3.50メートルに達した後は、ゲートの開度を3.50メートルに固定して、流入量が一旦最大に達した後流入量と放流量とが等しくなるまで放流すること。

(放流の原則)

第24条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じさせず、かつ、放流が無効放流とならないように努めなければならない。

棕梨ダムただし書き操作要領

(通 則)

第1条 棕梨ダムの計画を超える洪水時における操作規則第18条に規定するただし書き操作（以下「ただし書き操作」という。）については、この要領に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | | |
|---------------|------------------------|--------------|
| 一 ただし書き操作開始水位 | 洪水調節容量の8割に相当する貯水位とし | EL263.90mとする |
| 二 サーチャージ水位 | 棕梨ダム操作規則に定めるサーチャージ水位とし | EL265.00mとする |
| 三 設計洪水位（上限水位） | 棕梨ダム設計洪水位（上限水位）は | EL265.80mとする |

(部長の承認等)

第3条 所長は、操作規則第18条に定める洪水調節を行っている場合において、貯水位がただし書き操作開始水位を越えること及びその後さらにサーチャージ水位を越えることが予測される場合には、ただし書き操作への移行に関して、土木局長（以下「局長」という。）の承認を受けるものとする。

2 所長は、前項の規定により局長の承認を受けた場合は、ただし書き操作への移行に関して、別表-1に定める関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を執るものとする。

(ただし書き操作への移行)

第4条 所長は、前項の規定による局長の承認を受けた後、貯水位がただし書き操作開始水位に達し、今後さらにサーチャージ水位を越えることが予測される場合は、ただし書き操作に移行するものとする。

2 所長は、前項の規定によりただし書き操作に移行した場合には、速やかに別表-1に定める関係機関にその旨通知しなければならない。

(ただし書き操作)

第5条 ただし書き操作は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 貯水位がただし書き操作開始水位を越えてから放流量が流入量と等しくなるまでの間はクレストゲートは別表-2に定める貯水位に対応したゲート開度とすること。
- 二 前号に規定する時間が経過した時から流入量が計画最大放流量に等しくなるまでの間は、貯水位を流入量が放流量に等しくなった時の貯水位に保つことにより、流入量に等しい放流を行うこと。

(ただし書き操作の解除)

第6条 前条に規定する操作を行っている場合において、流入量が最大となった時を経て流入量が計画最大放流量に等しくなった場合には、ただし書き操作を解除し、操作規則第19条に定める「洪水調節後の水位の低下」へ移行するものとする。

(11) 野呂川ダム操作規則抜粋

(洪水警戒体制)

第12条 西部建設事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 広島地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執つたときは、直ちに、次に定める措置を執らなければならない。

- 一 土木建築局、広島地方気象台その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- 三 洪水調節計画をたてること。
- 四 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置を執ること。

(洪水調節等)

第14条 所長は、水位が常時満水位を超える場合は、ゲートを0.67メートルの一定開度に保ち自然放流により洪水及び洪水に達しない流水の調整を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

(洪水調整等の後における水位の低下)

第15条 所長は、前条の規定により洪水及び洪水に達しない流水の調節を行つた後において、水位が常時満水位を超えているときは、前条の開度に保ち自然放流により、水位を常時満水位まで低下させなければならない。

- 2 所長は、前項の水位低下を行っている場合において、気象、水象その他の状況により更に放流する必要があると認めるときは、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流することができる。

(貯留された流水を放流することができる場合)

第17条 ダムによって貯留された流水は、この操作規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流することができる。

- 一 第25条の規定によりゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)の点検又は整備を行うために特に必要があるとき。
- 二 その他特にやむを得ない理由があるとき。

(放流量)

第19条 所長は、ダムから放流を行う場合の放流量について、この操作規則に特別の定めがある場合にあっては当該定め規定する量を、その他の場合にあっては流入量に相当する量を超えないようにしなければならない。

野呂川ダムただし書き操作要領

(通 則)

第1条 野呂川ダムの計画を越える洪水時における操作規則第16条に規定するただし書き操作(以下「ただし書き操作」という。)については、この要領に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | | |
|---------------|-------------------------|---------------|
| 一 ただし書き操作開始水位 | 洪水調節容量の8割に相当する貯水位とし | EL132.80mとする。 |
| 二 サーチャージ水位 | 野呂川ダム操作規則に定めるサーチャージ水位とし | EL134.40mとする。 |
| 三 設計洪水位(上限水位) | 野呂山ダム設計洪水位(上限水位)は | EL135.30mとする。 |

(部長の承認等)

第3条 所長は、操作規則第14条に定める洪水調節を行っている場合において、貯水位がただし書き操作開始水位を超えること及びその後さらにサーチャージ水位を超えることが予測される場合には、ただし書き操作への移行に関して、土木建築局長(以下「局長」という。)の承認を受けるものとする。

2 所長は、前項の規定により局長の承認を受けた場合は、ただし書き操作への移行に関して、別表-1に定める関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を執るものとする。

(ただし書き操作への移行)

第4条 所長は、前項の規定による局長の承認を受けた後、貯水位がただし書き操作開始水位に達し、今後さらにサーチャージ水位を超えることが予測される場合は、ただし書き操作に移行するものとする。

2 所長は、前項の規定によりただし書き操作に移行した場合には、速やかに別表-1に定める関係機関にその旨通知しなければならない。

(ただし書き操作)

第5条 ただし書き操作は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 貯水位がただし書き操作開始水位を超えてから放流量が流入量と等しくなるまでの間はクレストゲートは別表-2に定める貯水位に対応したゲート開度とする。
- 二 前号に規定する時間が経過した時から流入量が計画最大放流量に等しくなるまでの間は、貯水位を流入量が放流量に等しくなった時の貯水位に保つことにより、流入量に等しい放流を行うこと。

(ただし書き操作の解除)

第6条 前条に規定する操作を行っている場合において、流入量が最大となった時を経て流入量が計画最大放流量に等しくなった場合には、ただし書き操作を解除し、操作規則第14条の「洪水調節等」へ移行するものとする。

(12) 御調ダム操作規則抜粋

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒60立方メートル以上である場合における当該流水とする。
(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高157.6メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高175.3メートルとする。

(洪水警戒体制)

第9条 東部建設事務所長（以下「所長」という。）は、細則で定める場合その他洪水が予想されるときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第10条 所長は前条の規定により警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 広島県、広島地方気象台その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を蜜にすること。
- 二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに關し必要な措置。

(洪水調節等)

第11条 所長は、洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第12条 所長は、前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第13条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

(放流の原則)

第15条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流に関する通知等)

第18条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するために必要であると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

御調ダム操作細則抜粋

(洪水警戒体制)

第3条 規則第9条に規定する細則で定める場合とは、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 広島地方気象台から御調ダム流域内（以下「流域内」という。）において、降雨に関する注意報又は、警報が発せられたとき。
- 二 流域内のいずれかの雨量観測所において、降りはじめからの雨量が70ミリメートルに達したとき
- 三 その他、洪水の発生が予測されるとき。

2 東部建設事務所長（以下「所長」という。）は、規則第9条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(洪水警戒体制の解除)

第5条 所長は、流入量が毎秒30立方メートル以下に減少しかつ、放流量が60立方メートルに減少し、気象、水象状況から洪水警戒体制を維持する必要がなくなった場合においては、規則第13条の規定による洪水警戒体制を解除するものとする。

2 所長は、洪水警戒体制を解除したときは別表1に掲げる関係機関に連絡するものとする。

(放流に関する通知等を行う場合)

第7条 所長は、次の各号の一に該当する場合は、規則第18条の規定により放流に関する通知、及び一般に周知させるための措置を執らなければならない。

- 一 規則第14条の規定により、下流に急激な水位の上昇が生じると予想されるとき。
- 二 水位が、非常用洪水吐を超えると予想させるとき。
- 三 第6条の規定により、やむを得ず放流し下流に急激な水位の上昇が生じると予想されるとき。

(放流に関する通知等を行う範囲)

第8条 規則第18条に規定する関係機関は、別表1に掲げる機関とする。

2 規則第18条に規定する一般に周知させるための必要な措置は、ダム地点から丸門田地点までの必要と認められる区間について行うものとする。

(放流に関する通知等を行う時)

第9条 所長は、第7条各号の一に規定する場合において、放流に関する通知等を行うときは、次の各号に定める時刻に実施しなければならない。

- 一 別表1に掲げる関係機関への通知は、第7条に該当する1時間前までに行わなければならない。
- 二 各警報局による警報は、下流の各地点において河川水位の急激な上昇が生じると、予想される約30分前までに行われなければならない。
- 三 警報車による警報は、第7条各号の一に該当する約30分前から、行われなければならない。

(警報車による警報の方法)

第11条 所長は、次に定める方法により警報車による警報を行わなければならない。

- 一 警報車に設置したスピーカーにより河川の水位の上昇の見込みを、一般に周知させるものとする。
- 二 警報車に設置したサイレンは、前条に準じて吹鳴させるものとする。

(13) 山田川ダム操作規則抜粋

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒4立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高410.0メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高416.5メートルとする。

(洪水警戒体制)

第10条 東部建設事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 広島地方気象台から福山・尾三区域において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他、所長が必要と認めたとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次の各号に定める措置を執らなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置を執ること。

(洪水調節等)

第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(放流の原則)

第16条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流に関する通知等)

第19条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生じさせると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を採らなければならない。

山田川ダム操作細則抜粋

(洪水警戒体制)

第3条 規則第10条第1号に規定する広島地方気象台から福山・尾三区域において、降雨に関する注意報又は警報が発せられたときとは、世羅町において、降雨に関する注意報又は警報が発せられたときとする。

(洪水警戒体制の解除)

第5条 所長は、流入量が毎秒4立方メートル未満に減少し、気象、水象その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるときは、規則第14条の規定により洪水警戒体制を解除しなければならない。

2 所長は、洪水警戒体制を解除したときは、別表第1に掲げる関係機関に連絡するものとする。

(放流に関する通知等を行う場合)

第8条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、規則第19条の規定により別表第1に掲げる関係機関に通知するとともに、一般への周知を行うものとする。

- 一 水位が、非常用洪水吐きを越えると予想されるとき。
- 二 第7条第1項に規定する基準を超えて放流するとき。
- 三 第7条第2項の規定により放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じ生じると予想されるとき。
- 四 その他、下流に急激な水位の変動を生じると予想されるとき。

(放流に関する通知等を行う範囲)

第9条 規則第19条に規定する通知すべき関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 規則第19条に規定する一般に周知させるために必要な措置は、ダム地点より砂田川合流点前までの区間について行うものとする。

(14) 四川ダム操作規程抜粋

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒4立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高148.5メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高163.3メートルとする。

(洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高148.5メートルから標高163.3メートルまでの容量1,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

(洪水警戒体制)

第9条 東部建設事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 広島地方気象台から福山・尾三区域において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第10条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次の措置を採らなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うことに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第11条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第12条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第13条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

四川ダム操作細則抜粋

(洪水警戒体制)

第3条2 規則第9条第2号に規定する洪水の発生が予想されるときは、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 四川ダム流域内において（以下「流域内」という。）24時間雨量が30ミリメートルに達したとき。
- 二 今後、流域内において時間雨量が15ミリメートルを超えると予想されるとき。
- 三 その他、東部建設事務所長（以下「所長」という。）が必要と認めたとき。

3 所長は規則第9条2項の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。

(洪水警戒体制の解除)

第5条 所長は、流入量が毎秒2立方メートル未満かつ放流量が毎秒4立方メートル未満に減少し、気象、水象その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるときは、規則第13条の規定により洪水警戒体制を解除しなければならない。

2 所長は、洪水警戒体制を解除したときは、別表第1に掲げる関係機関に連絡するものとする。

(放流に関する通知等を行う場合)

第8条 所長は、次の各号の一に該当する場合においては、規則第18条の規定により、関係機関に通知するとともに、一般への周知を行うものとする。

- 一 水位が、非常用洪水吐きを超えると予想されるとき。
- 二 規則第14条の規定により放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じると予想されるとき。
- 三 その他、下流に急激な水位の変動を生じると予想されるとき。

(放流に関する通知等を行う範囲)

第9条 規則第18条に規定する通知すべき関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 規則第18条に規定する一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から加茂川合流点までの区間について行うものとする。

(15) 梶毛ダム操作規則抜粋

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒5立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高171.1メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高181.6メートルとする。

(洪水警戒体制)

第9条 西部建設事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 広島地方気象台から広島・呉区域において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水が予想される場合
- 二 その他細則で定めるところにより洪水が予想される場合

(洪水警戒体制時における措置)

第10条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

(洪水調節等)

第11条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第12条 前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第13条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(放流の原則)

第15条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じさせないように努めるものとする。

(放流に関する通知等)

第18条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生じさせると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を採らなければならない。

梶毛ダム操作細則抜粋

(洪水警戒体制)

第3条 規則第9条第1号に規定する広島地方気象台から広島・呉地域において、降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、広島市に注意報又は警報が発せられたときとする。

2 規則第9条第2号に規定する洪水警戒体制は、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 ダムの流域内において、24時間雨量が30ミリメートルを超え、さらに降り続くと予想されるとき
- 二 今後1時間雨量が20ミリメートルを越えると予想されるとき
- 三 その他、西部建設事務所長（以下「所長」という。）が必要と認めたとき

3 所長は、規則第9条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。

(洪水警戒体制時における関係機関への連絡)

第4条 規則第10条第一号に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 所長は、規則第10条第一号の規定により連絡する内容、時期及び連絡の手段等について、あらかじめ別表第1に掲げる関係機関と協議しておくものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第5条 所長は、流入量が毎秒5立方メートル未満に減少し、気象、水象その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるときは、規則第13条の規定により洪水警戒体制を解除しなければならない。

2 所長は、洪水警戒体制を解除したときは、別表第1に掲げる関係機関に連絡するものとする。

(放流に関する通知等を行う場合)

第10条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、規則第18条の規定により、関係機関に通知するとともに一般への周知を行うものとする。

- 一 水位が、非常用洪水吐きを越えると予想される場合
- 二 別表第2に規定する基準を超えて放流する場合
- 三 その他、下流に急激な水位の変動を生じると予想される場合

(放流に関する通知等を行う範囲)

第11条 規則第18条に規定する通知すべき関係機関は、別表第1に掲げる関係機関とする。

2 規則第18条に規定する一般に周知させるために必要な措置は、ダム地点から吉合津川合流点前までの区間について行うものとする。

(16) 福富ダム操作規則抜粋

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒50立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高322.6メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高330.5メートルとする。

(洪水警戒体制)

第10条 西部建設事務所長(以下「所長」という。)は、広島地方気象台から東広島・竹原区域において、降雨に関する注意報若しくは警報が発せられ、洪水が予想される時又は細則に定めるときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を採らなければならない。

- 一 細則で定める関係機関と緊密に連絡し、気象及び水象に関する観測を行い、並びに必要な情報を収集すること。
- 二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うことに関し必要な措置

(洪水調節等)

第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を越える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

2 所長は、前項の規定により洪水警戒体制を解除したときは、第11条第1号の関係機関に連絡するものとする。

(放流の原則)

第16条 所長は、ダムから放流を行う場合には、細則で定めるところにより放流により下流に急激な水位の変動を生じさせないよう努めるものとする。

(放流に関する通知等)

第20条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生じさせると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を採らなければならない。

福富ダム操作細則抜粋

(洪水警戒体制)

第3条2 規則第10条に規定する細則で定めるときとは、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 ダムの流域内において、累計雨量が20ミリメートルを超え、さらに降り続けると予想される時。
- 二 その他、西部建設事務所長(以下「所長」という。)が必要と認めたとき。

3 所長は、規則第10条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。

(洪水警戒体制時における関係機関への連絡)

第4条 規則第11条第1号に規定する細則で定める関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 所長は、規則第11条第1号の規定により連絡する内容、時期及び連絡の手段等について、あらかじめ別表第1に掲げる関係機関と協議しておくものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第5条 所長は、流入量及び放流量が50立方メートル以下に減少し、気象、水象その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるときは、規則第14条の規定により洪水警戒体制を解除しなければならない。

(放流に関する通知等を行う場合)

第10条 所長は、次の各号の一に該当する場合において、規則第20条の規定により関係機関に通知するとともに、一般への周知を行うものとする。

- 一 水位が、非常用洪水吐きを越えると予想される時。
- 二 別表第2に規定する基準を超えて放流するとき。
- 三 その他、下流に急激な水位の変動を生じると予想される時。

(放流に関する通知等を行う範囲)

第11条 規則第20条に規定する通知すべき関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 規則第20条に規定する一般に周知させるために必要な措置は、ダム地点より造賀川合流点前までの区間について行うものとする。

(17) 仁賀ダム操作規則抜粋

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒13立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高151.2メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高160.0メートルとする。

(洪水警戒体制)

第9条 西部建設事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 広島地方気象台から竹原市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第10条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を採らなければならない。

- 一 細則で定める関係機関と緊密に連絡し、気象及び水象に関する観測を行い、並びに必要な情報を収集すること。
- 二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うことに必要な措置

(洪水調節等)

第11条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第12条 前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第13条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

2 所長は、前項の規定により洪水警戒体制を解除したときは、第10条第1号の関係機関に連絡するものとする。

(放流に関する通知等)

第17条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生じさせると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、第10条第1号の関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を採らなければならない。

仁賀ダム操作細則抜粋

(洪水警戒体制)

第3条 西部建設事務所長(以下「所長」という。)は、規則第9条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。

(洪水警戒体制時における関係機関への連絡)

第4条 規則第10条第1号に規定する細則で定める関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 所長は、規則第10条第1号の規定により連絡する内容、時期及び連絡の手段等について、あらかじめ別表第1に掲げる関係機関と協議しておくものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第5条 所長は、流入量が毎秒6立方メートル以下に減少し、気象、水象その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるときは、規則第13条の規定により洪水警戒体制を解除しなければならない。

(放流に関する通知等を行う場合)

第8条 所長は、次の各号の一に該当する場合においては、規則第17条の規定により関係機関に通知するとともに、一般への周知を行うものとする。

- 一 水位が、非常用洪水吐きを越えると予想されるとき。
- 二 ダム下流から滝ヶ谷川合流点までの区間において、30分につき30センチメートル以上の水位の変動が生じると予想されるとき。
- 三 第7条第2項の規定により放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動が生じると予想されるとき。

(放流に関する通知等を行う範囲)

第9条 規則第17条に規定する一般に周知させるために必要な措置は、ダム地点より滝ヶ谷川合流点前までの区間について行うものとする。

(18) 野間川ダム操作規則抜粋

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒4立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高397.2メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高401.1メートルとする。

(洪水警戒体制)

第10条 東部建設事務所長(以下「所長」という。)は、洪水が予想される場合は洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を採らなければならない。

- 一 別に定める関係機関と緊密に連絡し、気象及び水象に関する観測を行い、並びに必要な情報を収集すること。
- 二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うことに関し必要な措置

(洪水調節等)

第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

2 所長は、前項の規定により洪水警戒体制を解除したときは、第11条第一号の関係機関に連絡するものとする。

(放流の原則)

第16条 所長は、放流管から放流を行う場合には、別に定めるところにより放流により下流に急激な水位の変動を生じさせないよう努めるものとする。

(放流に関する通知等)

第18条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生じさせると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、第11条第一号の関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を採らなければならない。

野間川ダム操作細則抜粋

(洪水警戒体制)

第3条 規則第10条に規定する洪水が予想される場合とは、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 広島地方気象台から三原市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他洪水が予想されるとき。

2 東部建設事務所長(以下「所長」という。)は、規則第10条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。

(洪水警戒体制時における関係機関への連絡)

第4条 規則第11条第一号に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 所長は、規則第11条第一号の規定により連絡する内容、時期及び連絡の手段等について、あらかじめ前項に定める機関と協議しておくものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第5条 規則第14条第1項に規定する洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合とは、流入量が毎秒4立方メートル以下に減少し、気象、水象その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合とする。

(放流に関する通知等を行う場合)

第8条 所長は、次の各号の一に該当する場合においては、規則第18条の規定により関係機関に通知するとともに、一般への周知を行うものとする。

- 一 貯水池の水位が、非常用洪水吐きを越えると予想されるとき。
- 二 第7条第2項の規定により放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じると予想されるとき。

(放流に関する通知等を行う範囲)

第9条 規則第18条に規定する一般に周知させるために必要な措置は、ダム地点において行うものとする。

(19) 庄原ダム操作規則抜粋

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒5立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高328.9メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高339.2メートルとする。

(洪水警戒体制)

第10条 北部建設事務所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想される場合は洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

一 別に定める関係機関と緊密に連絡し、気象及び水象に関する観測を行い、並びに必要な情報を収集すること。

二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うことに関し必要な措置を行うこと

(洪水調節等)

第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

2 所長は、前項の規定により洪水警戒体制を解除したときは、第11条第一号の関係機関に連絡するものとする。

(放流の原則)

第16条 所長は、放流管から放流を行う場合には、別に定めるところにより放流により下流に急激な水位の変動を生じさせないように努めるものとする。

(放流に関する通知等)

第20条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生じさせると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、第11条第一号の関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

庄原ダム操作細則抜粋

(洪水警戒体制)

第3条 規則第10条に規定する洪水が予想される場合とは、次の各号の一に該当する場合とする。

一 広島地方気象台から庄原市において、降雨に関する注意報が発令され、かつダムサイトにおいて、累計雨量が60ミリメートルを超え、さらに降り続くと予想されるとき。

二 広島地方気象台から庄原市において、降雨に関する警報が発令され、さらに降り続くと予想されるとき。

三 その他洪水が予想されるとき。

2 北部建設事務所長（以下「所長」という。）は、規則第10条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。

(洪水警戒体制時における関係機関への連絡)

第4条 規則第11条第一号に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 所長は、規則第11条第一号の規定により連絡する内容、時期及び連絡の手段等について、あらかじめ前項に定める機関と協議しておくものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第5条 規則第14条第1項に規定する洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合とは、流入量が毎秒5立方メートル未満に減少し、気象、水象その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合とする。

(放流に関する通知等を行う範囲)

第9条 規則第20条に規定する一般に周知させるために必要な措置は、ダム地点において行うものとする。

(20) 二級ダム操作規程抜粋

(洪水警戒時における措置)

第21条 洪水警戒時においては、前条第1級から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、貯水池から放流すること。ただし、貯水池からの放流は、第12条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれらに適合するような方法で行うこと。
 - イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位をこえているときは、 $420\text{ m}^3/\text{s}$ をこえない範囲において貯水池からの放流を行い、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ロ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ハ 洪水警戒時に至った時における貯水位が予備放流水位を下まわっているときは、流入量に相当する流量を放流することによって、当該水位を保ち、洪水に対処することができる。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(洪水時における措置)

第22条 洪水時においては、第20条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、貯水池から放流すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。
 - イ 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を貯水池から放流すること。
 - (イ) 洪水時に至った時から、ダムのすべての洪水吐ゲートが全開となるまでの間は、流入量に相当する流量
 - (ロ) (イ)に規定する時間が経過した時から、流入量が最大となった時を経て、貯水位が予備放流水位に等しくなるまでの間は、ダムのすべての洪水吐ゲートを全開とした時の放流量
 - (ハ) (ロ)に規定する時間が経過した時から、洪水時が経過するまでの間は、流入量に相当する流量
 - (ニ) (ハ)に規定する場合において流入量が再び増加を始めたときにおいては、(イ)、(ロ)及び(ハ)の規定の例による放流量
 - ロ イの規定にかかわらず、洪水時に至った時における貯水位が予備放流水位を下まわっている時は、ダムのすべての洪水吐ゲートが全開となるまでの間は、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ハ 洪水吐ゲートが全開となった場合その後の放流は、イの(ロ)、(ハ)、(ニ)の規定の例により貯水池から放流すること。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(21) 三川ダム操作規程抜粋

(予備警戒時における措置)

第20条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 予備警戒時においてダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車、夜間に、外で洪水時における作業を行うために必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のために必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
- (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 局長及び広島県知事に対し、別表第1の例による、法第46条第1項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例によりダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

2 前項に掲げる措置のほか、次条第2号に規定する措置を容易ならしめるため必要な流量の流水を貯水池から放流すること。

(洪水警戒時における措置)

第21条 洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、第12条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
 - イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位をこえているときは、貯水池からの放流を行い貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ロ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ハ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量を貯水池から放流すること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(洪水時における措置)

第22条 洪水時においては、第20条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。
 - イ 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を貯水池から放流すること。
 - (イ) 洪水時に至った時以後15分間においては、 $70\text{ m}^3/\text{s}$
 - (ロ) (イ)に規定する時間が経過した時から流入量が最大となるまでの間においては、15分前に生じた流入量に相当する流量
 - (ハ) 流入量が最大となった時（以下「最大時」という。）から流入量と放流量とが等しくなるまでの間においては、最大時における放流量
 - (ニ) (ハ)に規定する時間が経過した時から洪水時が経過するまでの間においては、流入量に相当する流量
 - (ホ) (ニ)に規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから15分間においては増加を始めた時の放流量
 - (ヘ) (ホ)に規定する時間が経過した時以後においては、(ロ)、(ハ)及び(ニ)の順序で、それぞれ各号の規定による放流量
 - ロ イの規定にかかわらず、洪水時に至った時における貯水位が予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時からイ(ヘ)に規定する時間が経過するまでの間においては、イの規定の例により貯水池から放流すること。
 - ハ イ(ヘ)に規定する時間が経過した時以後においては貯水池からの放流をしながら、又は、これをしないで貯水池に流水を貯留すること。
- (2) 法第49条の規定による記録を作成すること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(洪水処理時における措置)

第23条 洪水処理時においては第21条に規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水処理時に至った時において前条第1号のイの規定に基づき、放流していた流量を継続し、すみやかに貯水位を予備放流水位に等しくするように努めること。
- (2) 洪水処理時に至った時において、貯水位が予備放流水位に等しい場合において、流入量に相当する流量を放流すること。

(22) 藤尾ダム操作規程抜粋

(予備警戒時における措置)

第19条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時において、ダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（発電機設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車、夜間に、外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
- (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 広島県知事及び中国地方建設局長に対し、別表第1の例による法第46条第1項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例によりダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(洪水警戒時又は洪水時における措置)

第20条 洪水警戒時又は洪水時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量、洪水総量、洪水継続期間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上の必要な措置

(23) 三河ダム管理規程抜粋

(洪水及び洪水時)

第5条 この規程において「洪水」とは、貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が $10\text{m}^3/\text{s}$ 以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第6条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として暴風雨警報又は大雨警報が発せられ、その他洪水が発生する恐れが大きいと認められるに至った時から洪水時に至るまで、又は洪水時に至ることがなく、これらの警報が解除されるか若しくは切り替えられ、その他洪水の発生する恐れがないと認められるまでに至るまでの間をいう。

(洪水警戒体制)

第18条 洪水警戒時には、次の各号に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 洪水時においてダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 ダムを操作するために必要な機器及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備ならびに予備電源設備を含む。）、法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警報するためのスピーカー及び警報車、夜間に外で洪水時の作業を行うため必要な機械、器具及び資材の点検および整備を行うこと。
- 三 気象官署が行う気象観測の成果を的確かつ迅速に収集し、最大流入量その他の流入量の時間的変化を予測すること。
- 四 「別表第1」に示す関係機関に対し、その旨を連絡するものとする。
- 五 その他ダムおよび貯水池の管理上必要な措置。

(洪水体制)

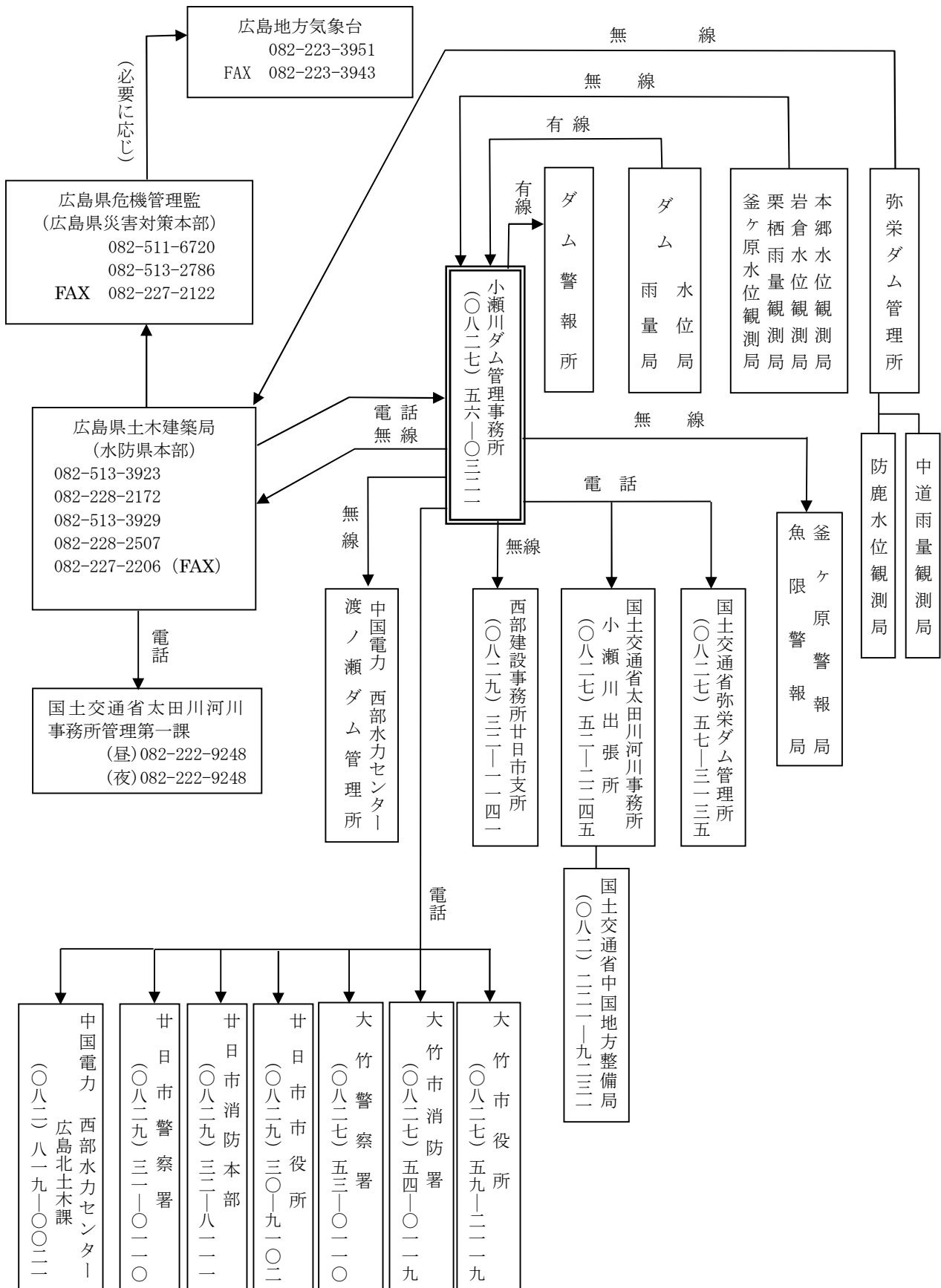
第19条 洪水時においては、前条第三号、第四号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 法第49条の規定による記録を作成すること。
- 二 その他ダムおよび貯水池の管理上必要な措置。

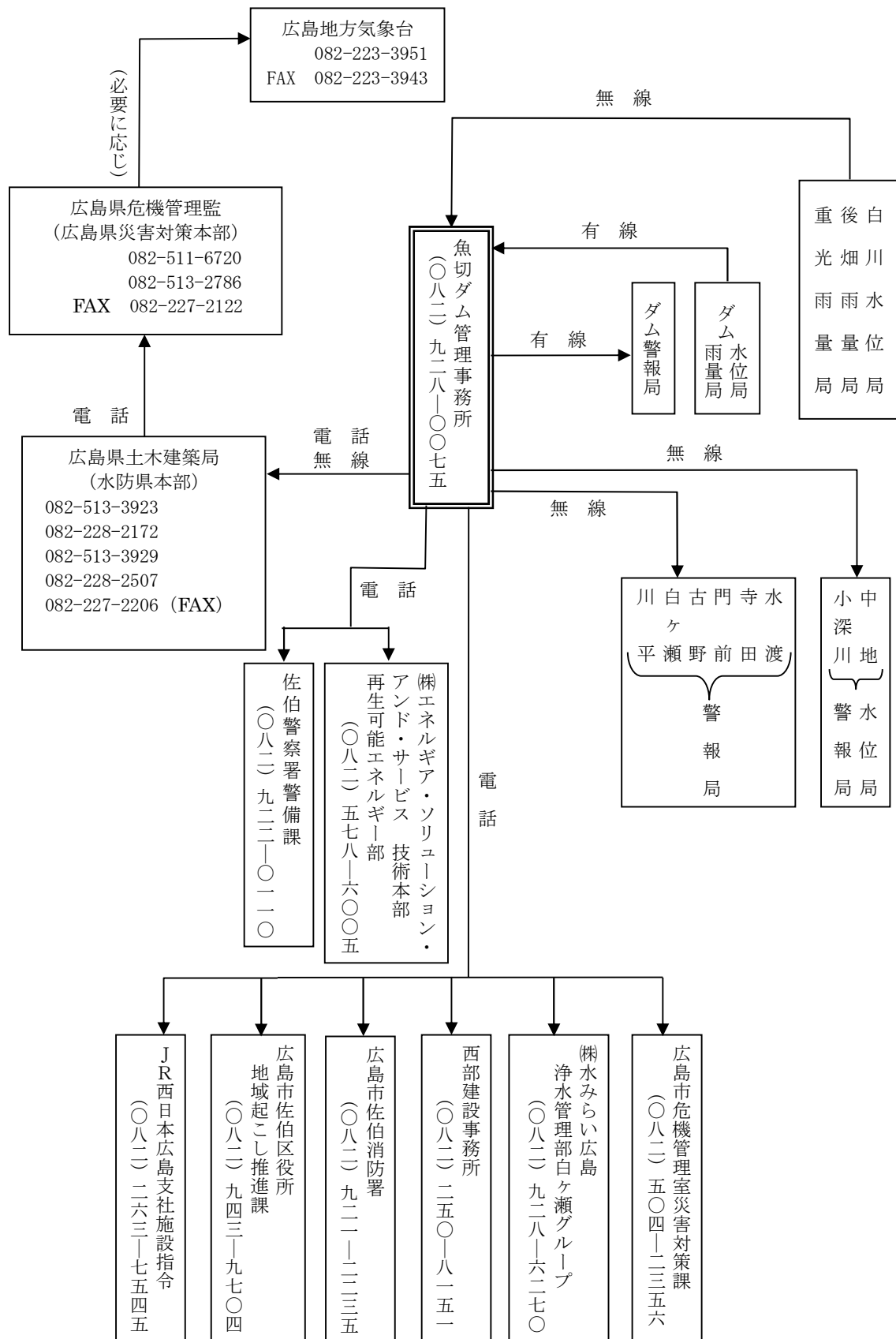
別表第 27

ダム水位雨量等通報系統図

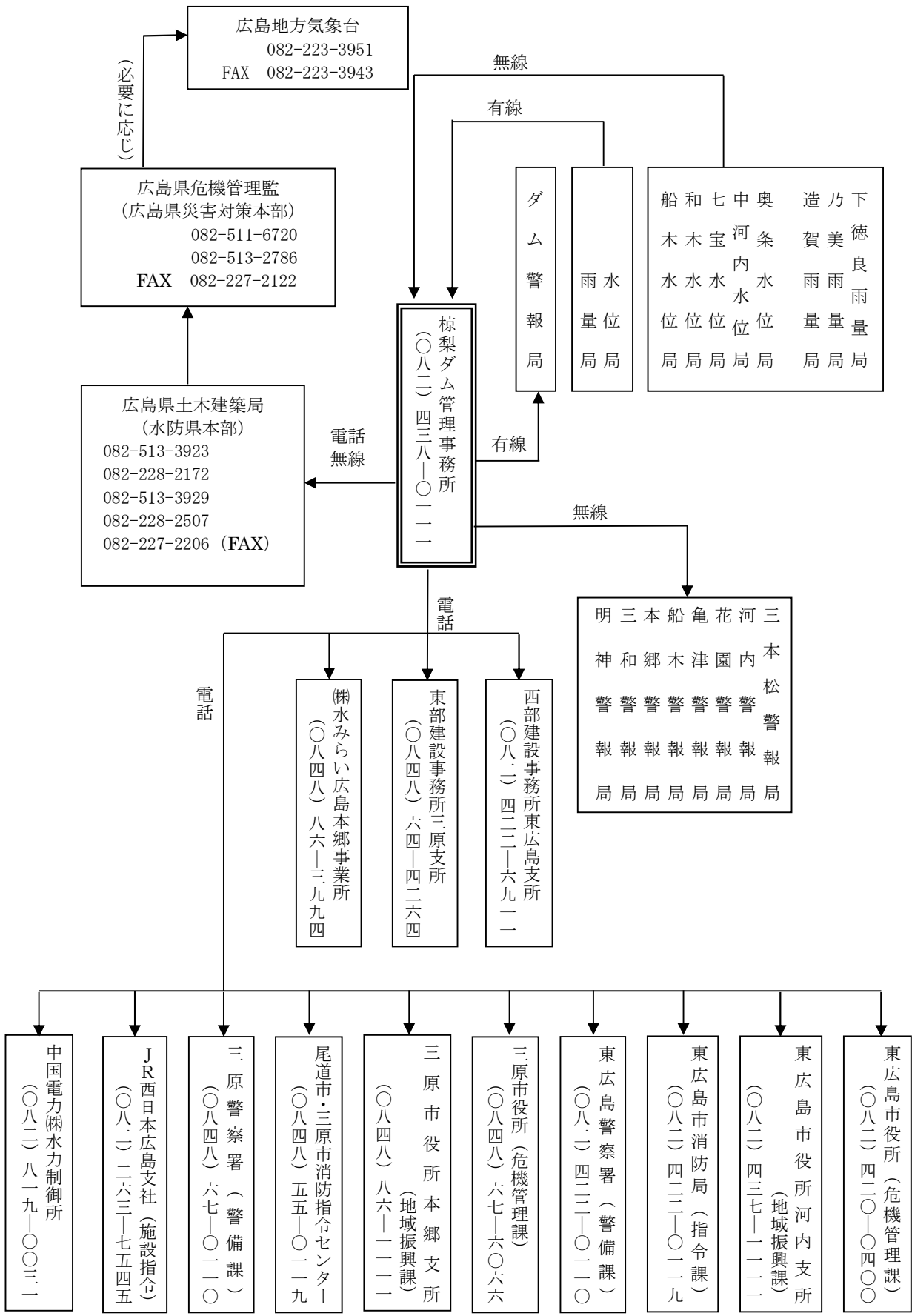
(1) 小瀬川ダム水位雨量等通報系統図



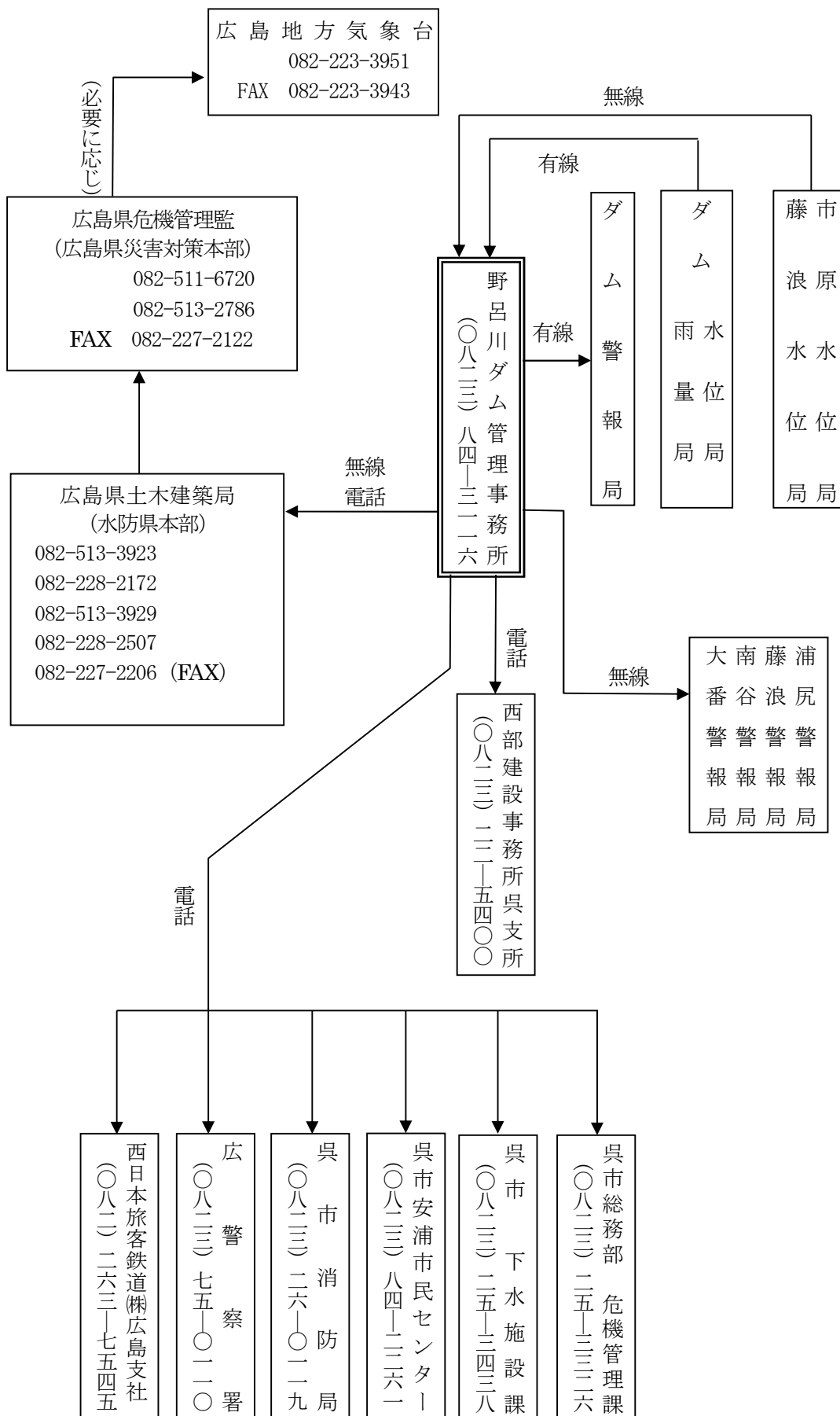
(2) 魚切ダム水位雨量等通報系統図



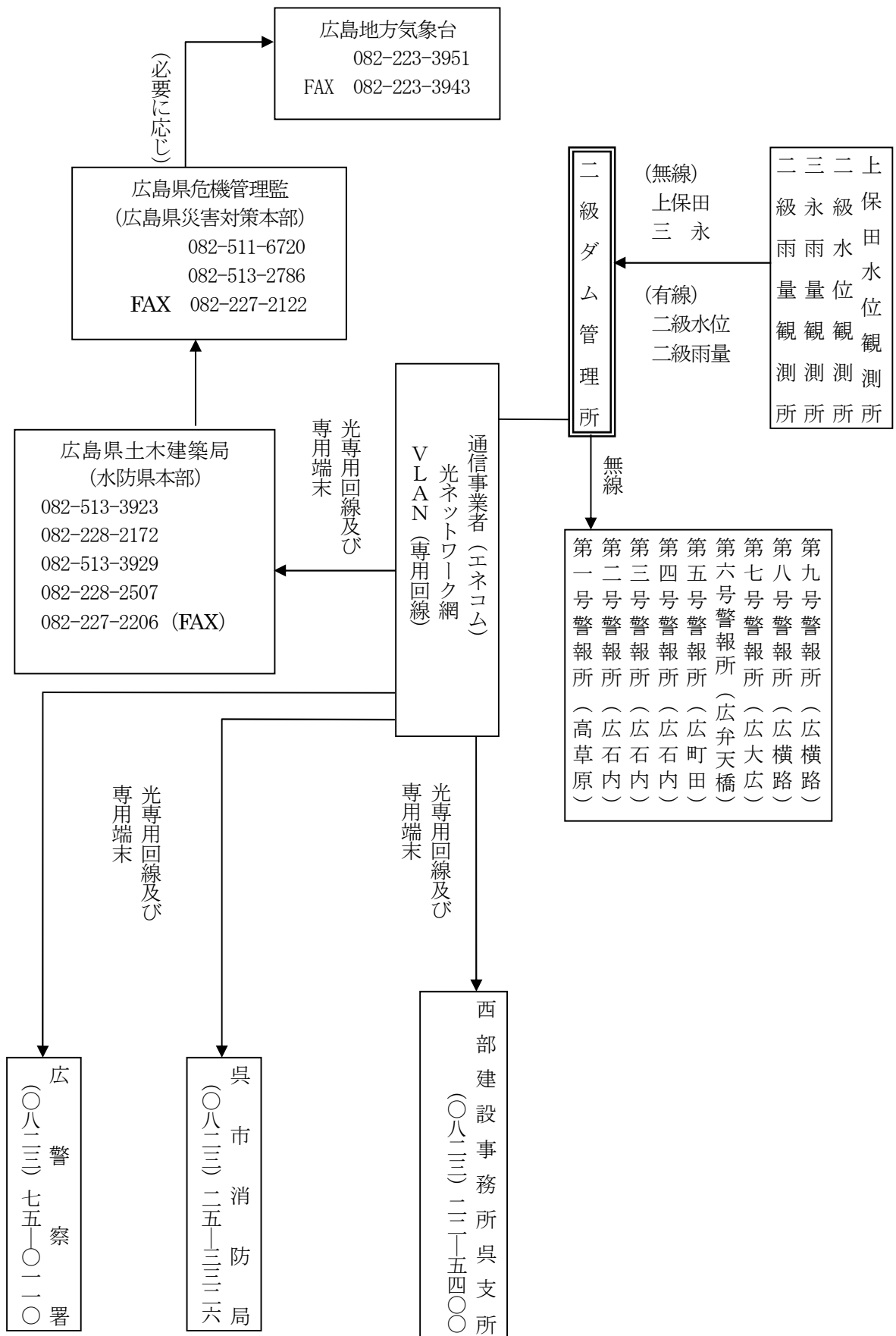
(3) 棕梨ダム水位雨量等通報系統図



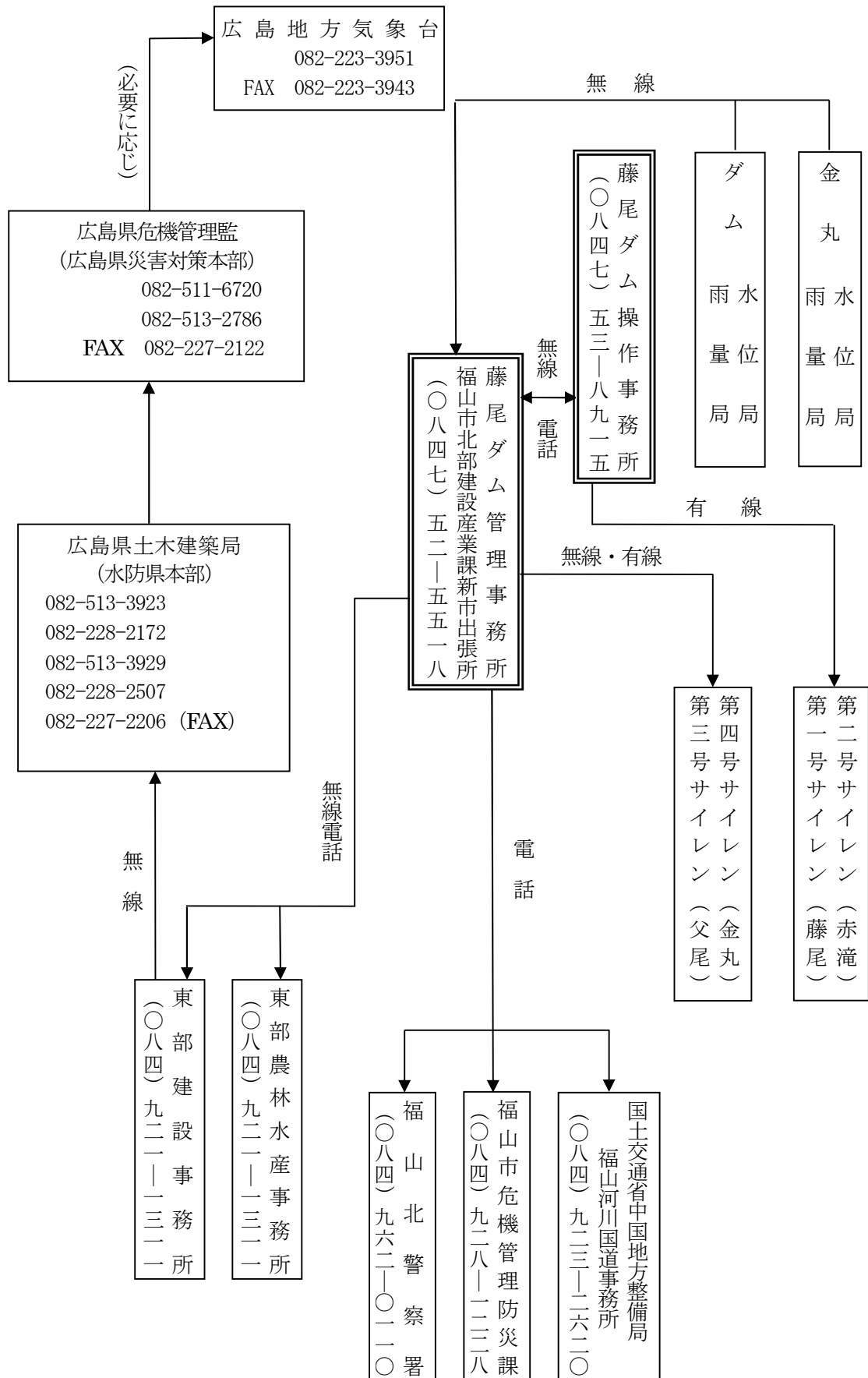
(4) 野呂川ダム水位雨量等通報系統図



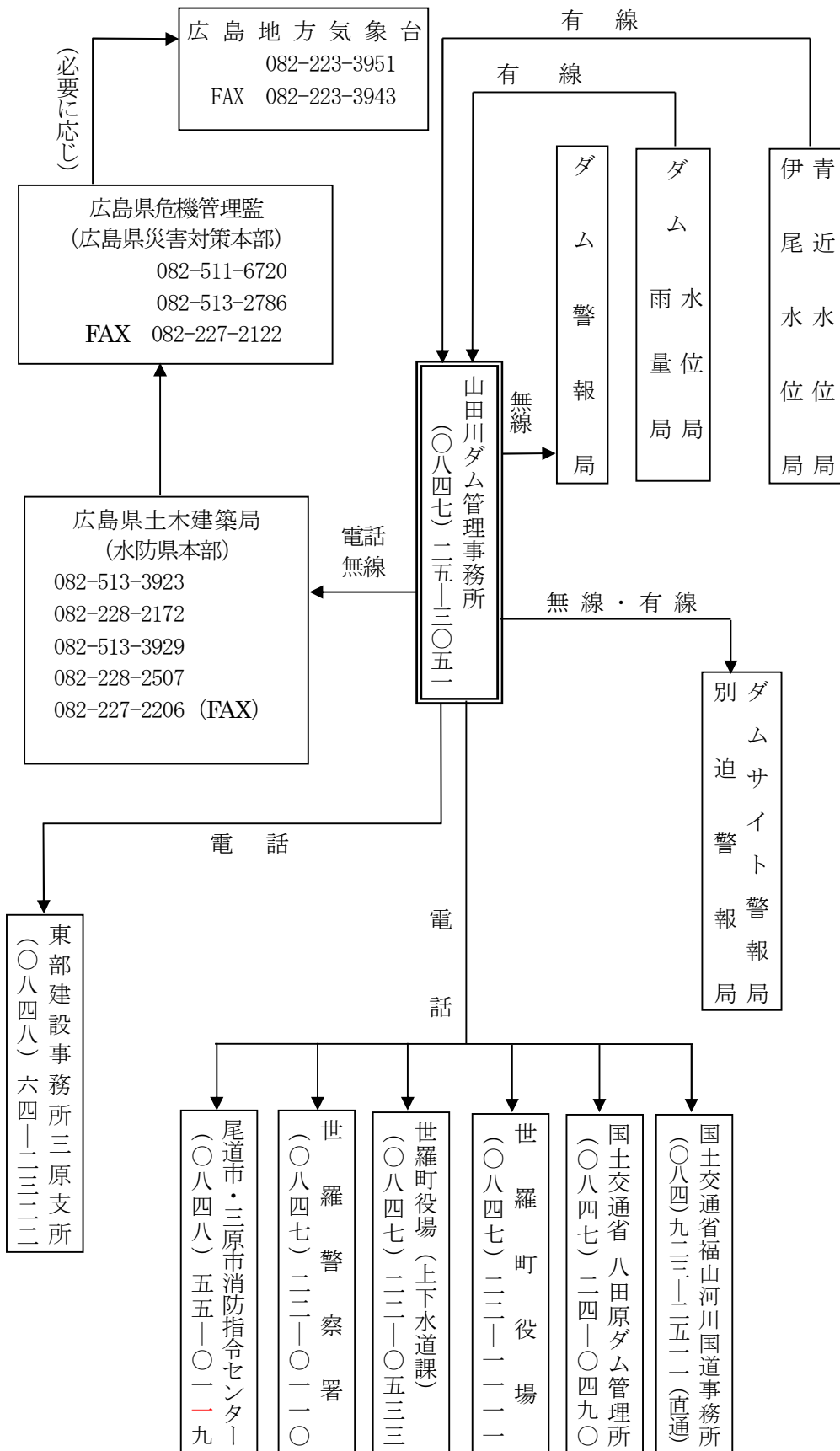
(5) 二級ダム水位雨量等通報系統図



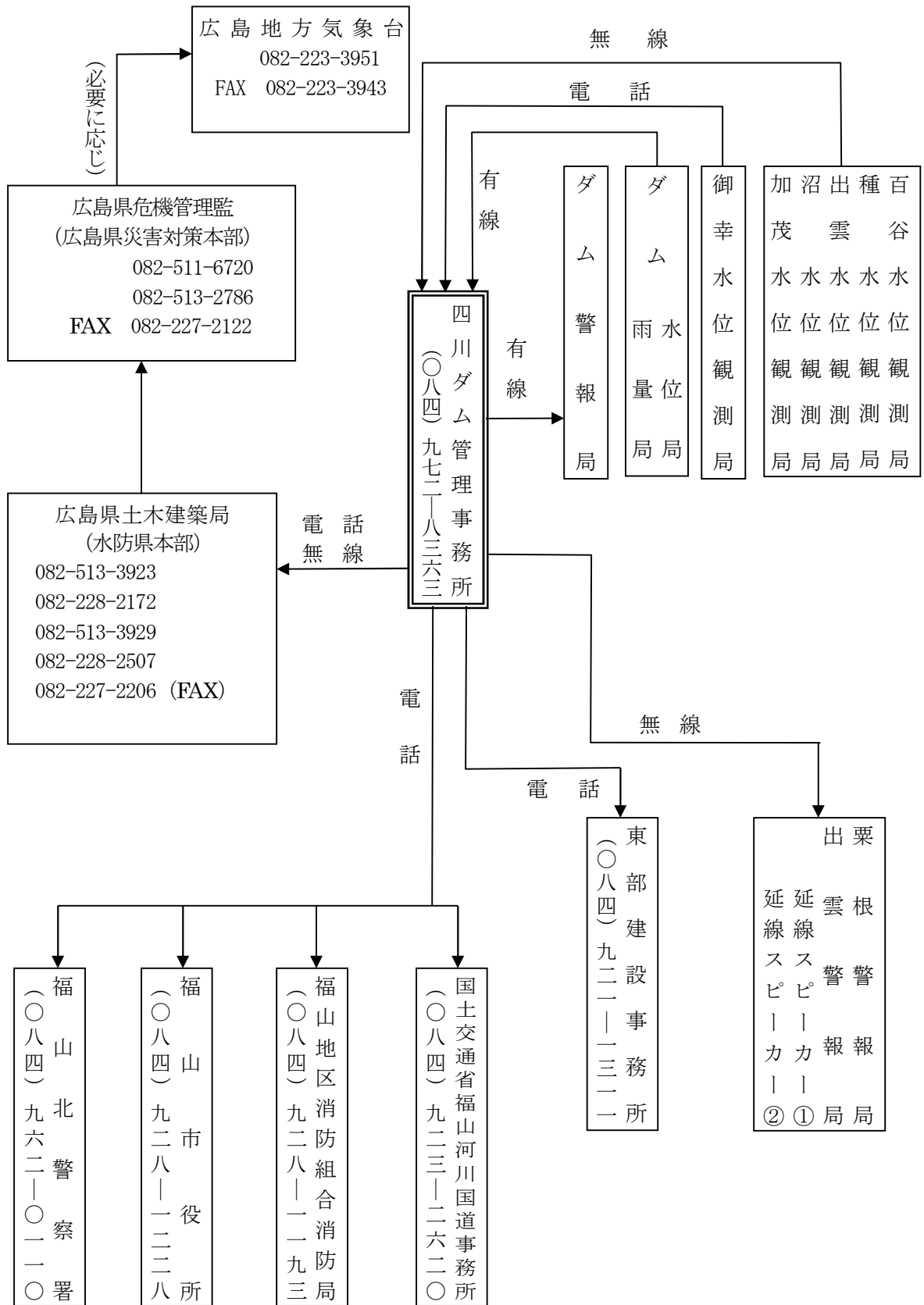
(7) 藤尾ダム水位雨量等通報系統図



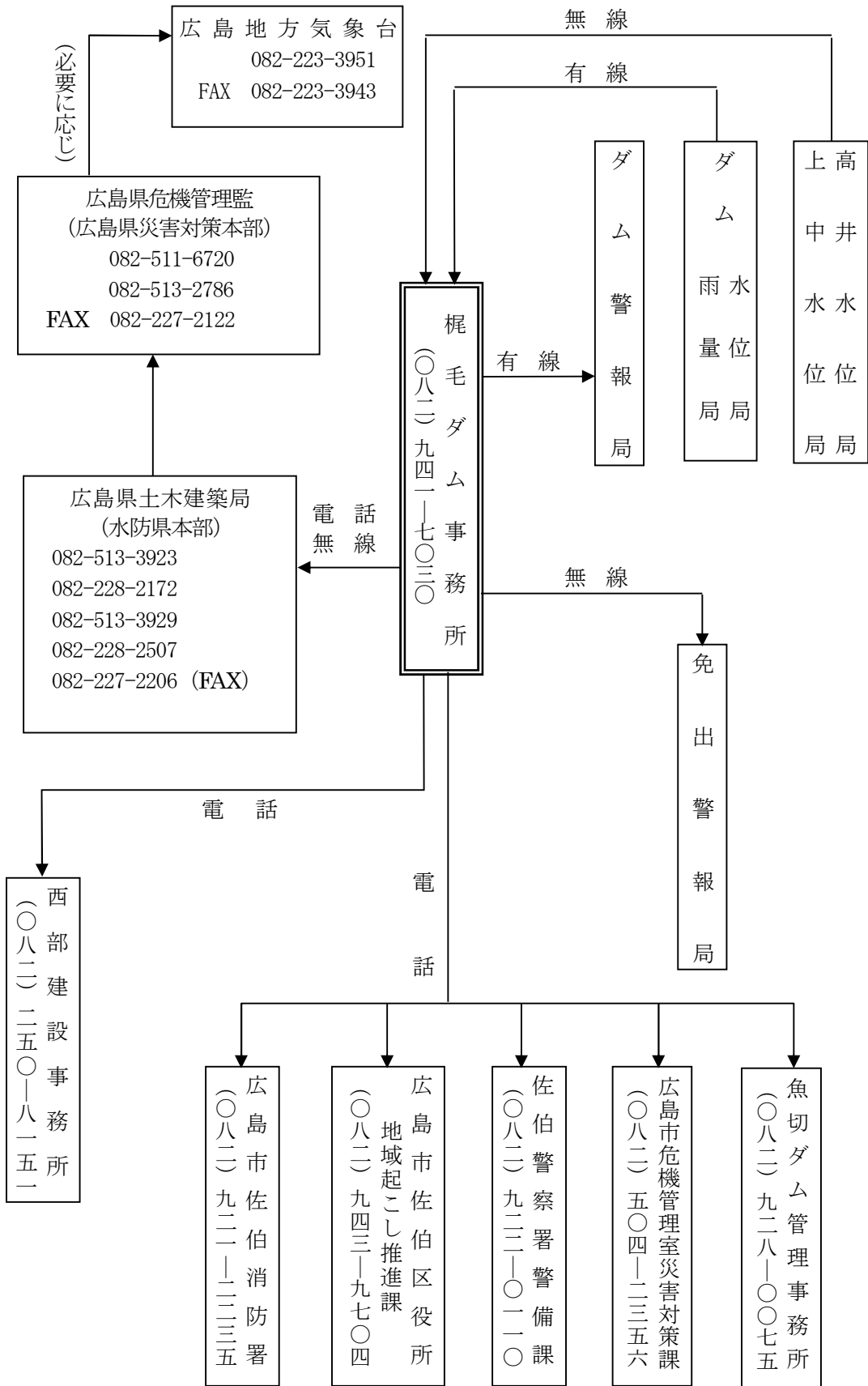
(8) 山田川ダム水位雨量等通報系統図



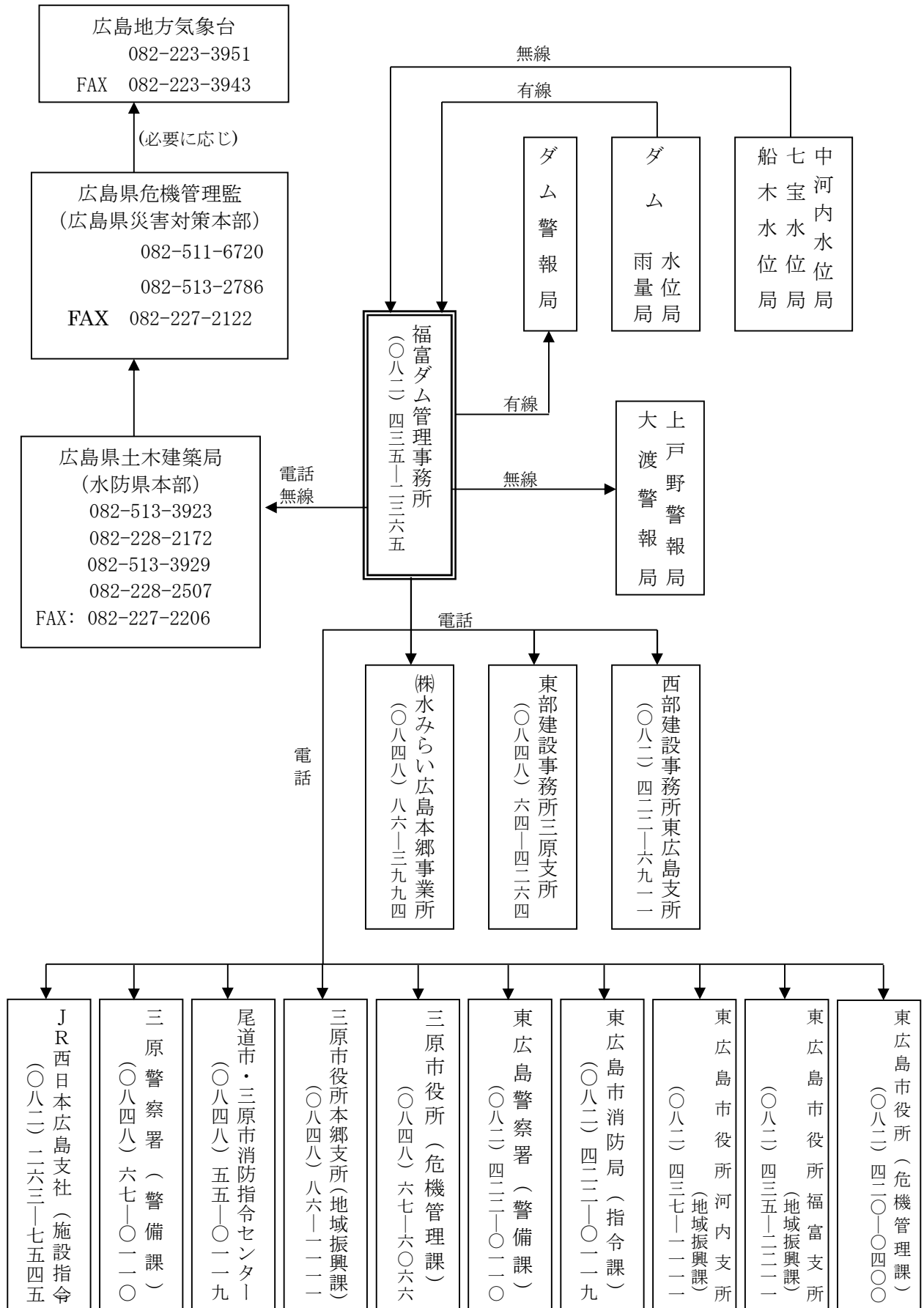
(10) 四川ダム水位雨量等通報系統図



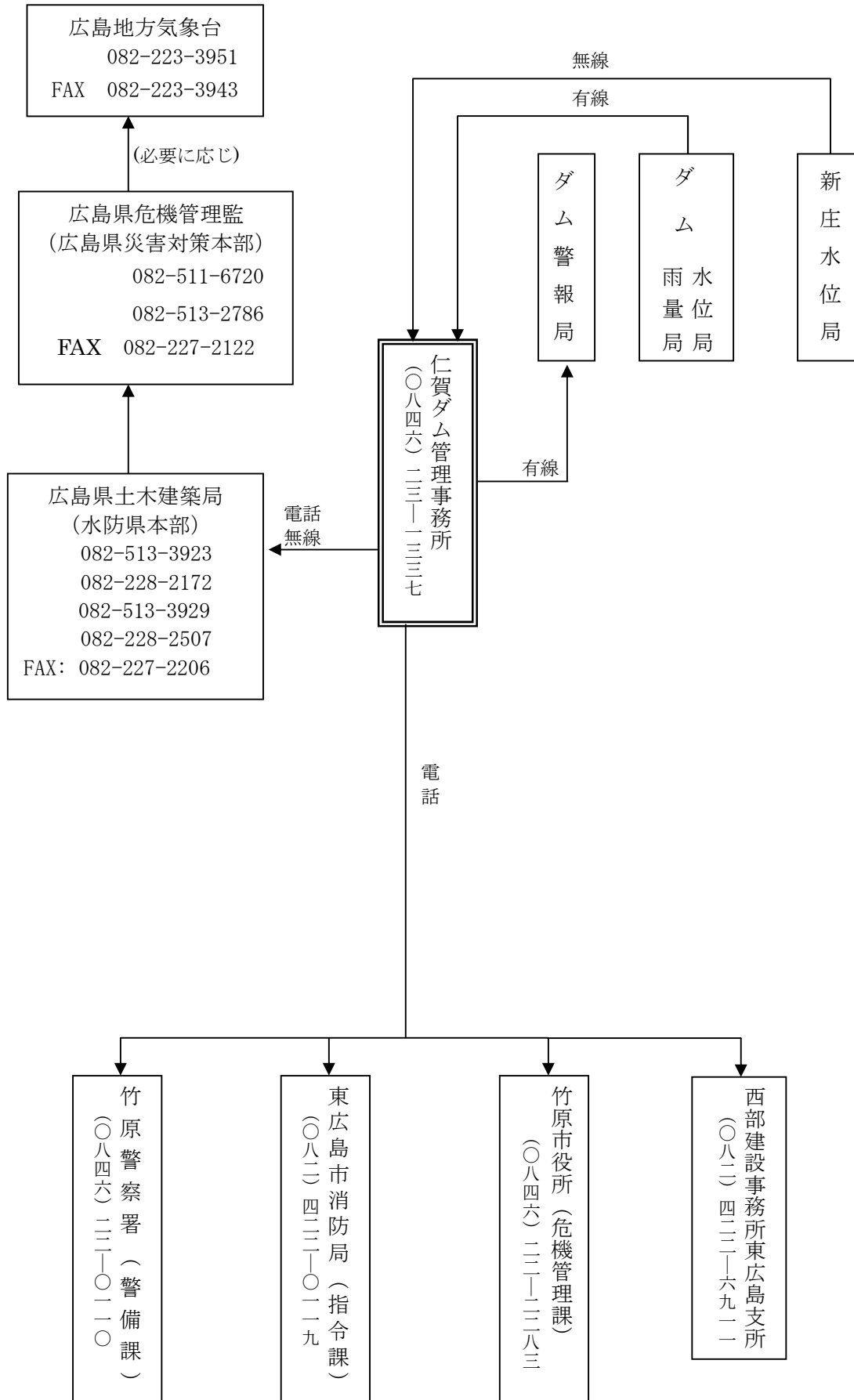
(11) 梶毛ダム水位雨量等通報系統図



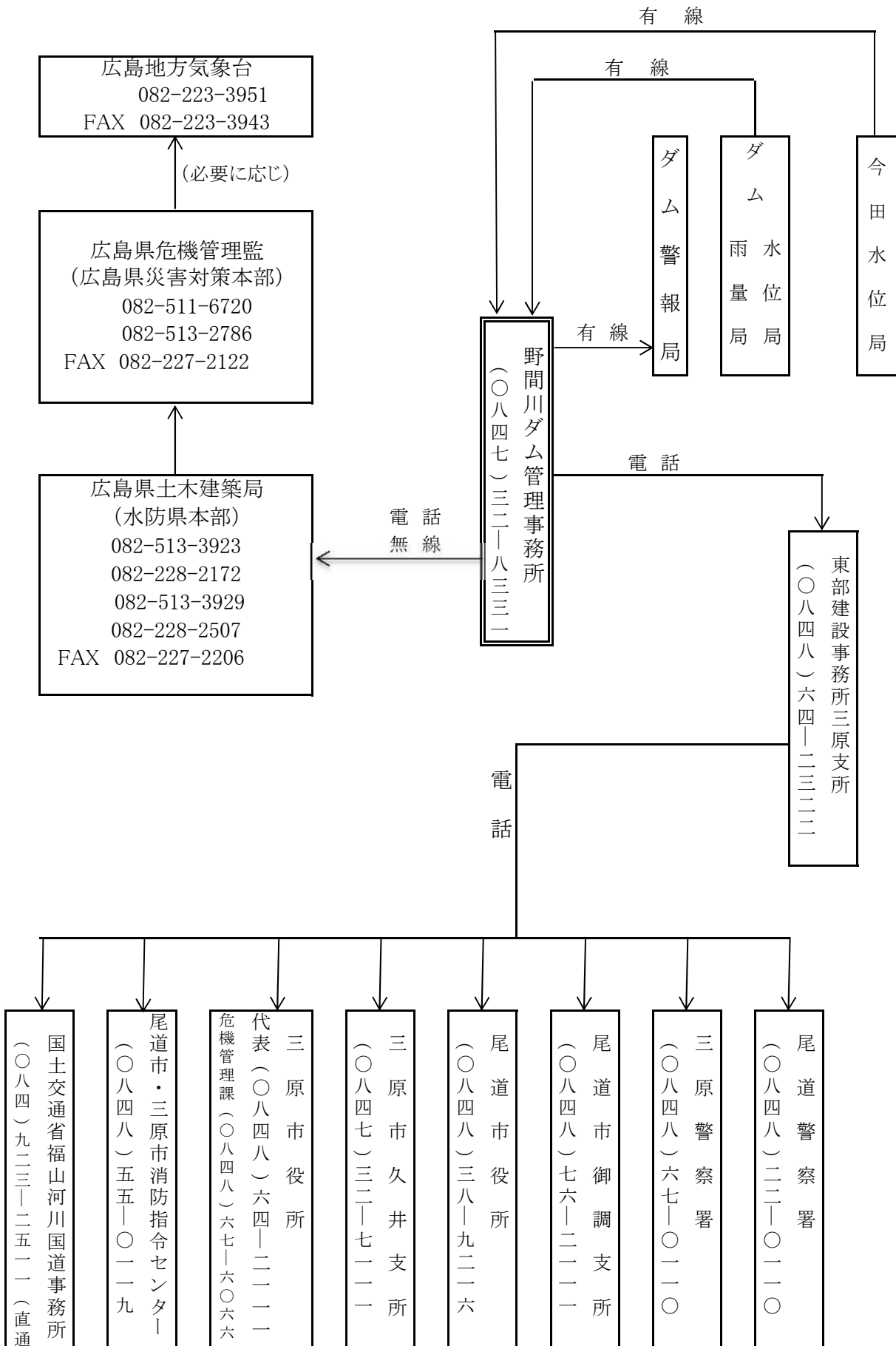
(12) 福富ダム水位雨量等通報系統図



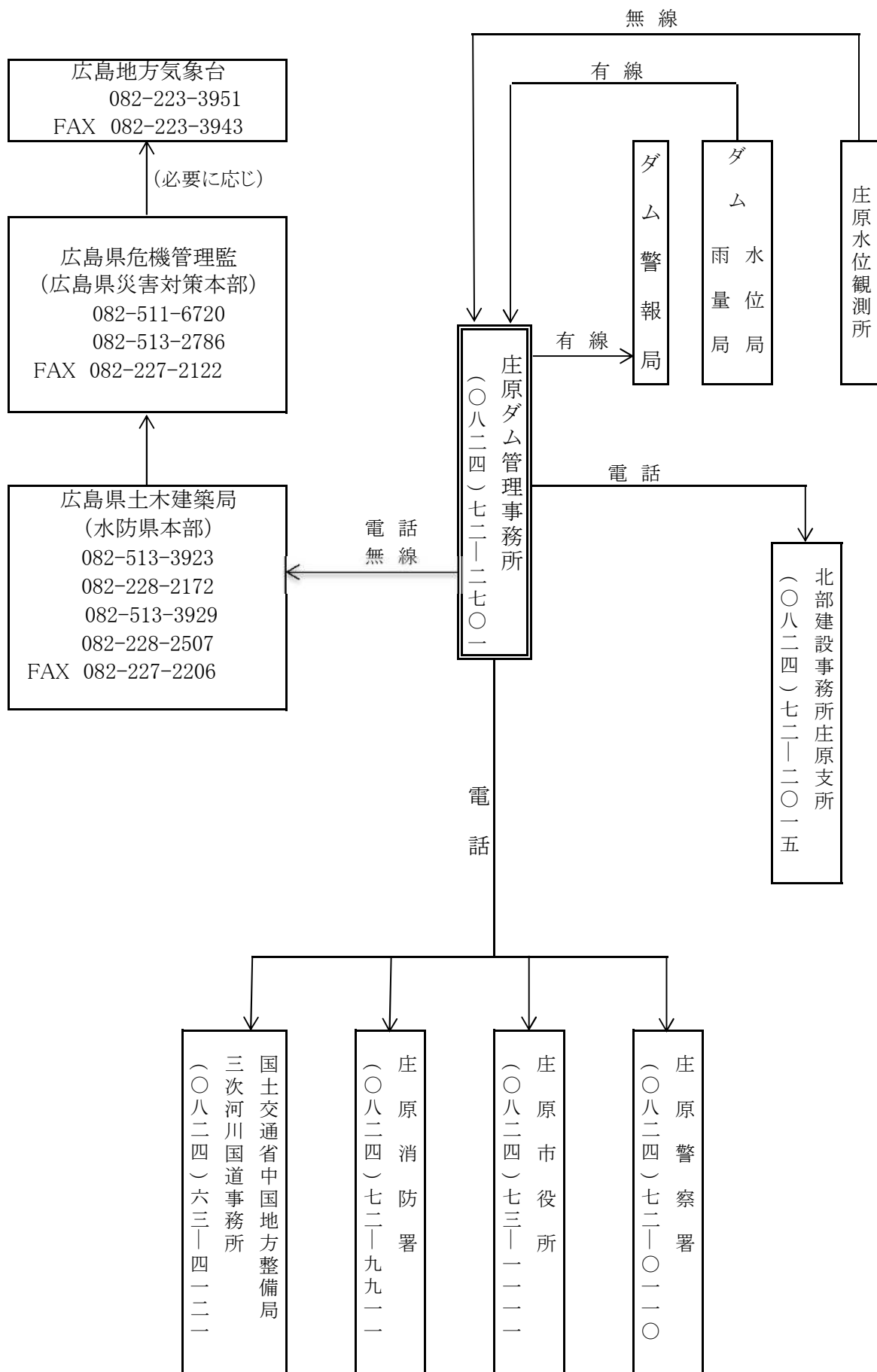
(13) 仁賀ダム水位雨量等通報系統図



(14) 野間川ダム水位雨量等通報系統図



(15) 庄原ダム水位雨量等通報系統図



別表第28 水防施設・備蓄資材一覽表

(1) 総括表

区分	水防資材			主要水防器具					備考												
	土のう等	内大型土のう	麻袋	シト	シト	なわ	ロ	杭鉄・パ丸イ太ブ		鉄線	かけや	のこぎり	くわ	スコップ	たこづち	かなづち	かすがい	なた	おの	か	防水懐中電灯
県有	26	314,310	4,530	400	3,478	392	79,217	4,732	1,093	145	74	64	44	522	1	12	1,065	49	31	57	10
市町有	262	775,854	999	660	18,527	3,331	41,334	36,832	1,262	1,044	657	317	163	6,059	163	302	120	480	382	1,291	575
計	288	1,090,164	5,529	1,060	22,005	3,723	120,551	41,564	2,355	1,189	731	381	207	6,581	164	314	1,185	529	413	1,348	585

(2) 県有水防倉庫

番号	事務所	使用箇所	管理責任者	所在地	水防資材			主要水防器具										備考								
					土のう等	内大型土のう	麻袋	シト	シト	なわ	ロ	杭鉄・パ丸イ太ブ	鉄線	か	のこぎり	くわ	スコップ		たこづち	かなづち	か	か	防水懐中電灯			
1	西部	管内全域	西部	広島市南区比治山本町16-12	33,675	145	0	750	35	400	0	20	7	0	5	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	"	"	"	安芸郡府中町大須一丁目(府中町水防倉庫内)	1,000	0	0	0	0	0	100	0	2	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	"	"	"	広島市佐伯区五日市町寺田	5,300	300	100	43	0	0	200	0	5	2	3	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	"	"	"	江田島市大柿町大原	500	200	0	20	0	150	0	0	5	0	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	"	"	"	安芸高田市吉田町吉田	5,200	525	0	200	0	6,000	300	0	19	0	7	0	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	"	"	廿日市	廿日市市林ヶ原	3,200	200	0	320	11	2,000	600	40	4	2	0	2	9	1	3	100	2	2	5	1	0	
7	"	"	呉	呉市西中央一丁目	32,880	80	0	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8	"	"	"	呉市警固屋八丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9	"	"	"	呉市郷原町(黒瀬川河川防災ステーション)	11,080	120	0	277	0	45,000	228	138	0	31	11	14	17	0	0	65	10	10	0	0	0	

番 号	事 務 所	使 用 箇 所	管 理 責 任 者	所 在 地	水			防 資 材			主 要 水 防 器 具										備 考					
					土のう等	内大型土のう	麻	シ	な	ロ	杭鉄・パ 丸イ 太ア	鉄	か	の	く	ベ	ス	た	か	か		な	お	か		
10	"	"	安芸太田	山県郡安芸太田町 下筒賀(木坂車庫)	9,990	100	0	103	55	200	718	270	6	3	15	10	6	0	0	770	0	2	1	0		
11	"	"	"	山県郡北広島町有間 (千代田基地)	6,340	100	0	120	68	5,350	150	120	5	4	6	6	15	0	0	0	0	0	5	1	0	
12	"	"	"	山県郡安芸太田町加計 (事務所)	88	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13	"	"	東広島	東広島市西条昭和町	7,075	775	0	104	5	600	50	20	7	0	2	0	2	0	2	0	2	0	0	1		
14	"	"	"	竹原市塩町一丁目	1,200	40	0	100	0	6,200	80	0	6	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
15	東部	"	三原	三原市新倉町(沼田川防 災マゼーション)	3,780	180	0	20	0	17	90	0	7	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	3	0	
16	"	"	"	三原市小泉町	20,000	0	0	220	14	0	100	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	"	"	"	世羅郡世羅町西上原	27,400	0	0	44	7	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	"	"	"	三原市円一町4-1(県三 原庁舎)	6,020	650	0	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19	"	"	東部	福山市三吉町一丁目1-1	29,640	140	100	200	50	800	1,150	445	0	0	0	0	20	0	0	50	0	0	0	0	0	
20	"	"	"	福山市加茂町下加茂他	342	342	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ストックヤード保 管分
21	"	"	"	府中市上下町二森	20,000	0	0	40	15	100	120	10	1	0	0	0	4	0	1	0	3	0	7	4		
22	北部	"	北部	三次市十日市東四丁目 6-1	52,300	330	0	600	0	700	410	10	4	12	0	2	110	0	1	30	10	2	7	0		
23	"	"	"	三次市吉舎町吉舎	1,500	0	200	0	2	200	0	5	1	1	0	1	30	0	1	50	12	3	15	0		
24	"	"	庄原	庄原市東本町一丁目(県 庄原庁舎)	33,600	200	0	37	0	7,800	16	10	16	8	10	6	18	0	4	0	10	5	9	4		
25	"	"	"	庄原市東本町二丁目(西 城川沿い)	0	0	0	0	130	0	20	0	10	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	
26	広島港湾	"	広島港湾	広島市南区出島二丁目	2,200	15	0	42	0	3,700	350	5	40	11	0	3	122	0	0	0	0	0	1	0		
				小 計	314,310	4,530	400	3,478	392	79,217	4,732	1,093	145	74	64	44	522	1	12	1,065	49	31	57	10		

※土のう等にはUVを含む。
※大型土のうには耐候性を含む。

(3) 市町有水防倉庫

西部建設事務所(本所)管内

番号	使用箇所	管理責任者	所在地	水防				資材				主要水防器具																	
				土のう等枚	内大型土のう枚	麻袋枚	シート枚	なわ巻	ロブ	杭鉄・パイ本	鉄線kg	か	け	の	く	ペ	ス	た	か	な	か	す	が	い	ま	か	防	水	懐
1	太田川	広島市	広島市東区戸坂出江二丁目	1,500	0	0	20	15	50	200	15	5	2	2	2	20	2	2	0	0	0	0	0	2	2	0	2	5	0
2	"	"	広島市東区光町二丁目	3,000	0	0	40	30	100	400	30	10	4	4	4	40	4	4	0	0	0	0	0	4	4	0	4	10	0
3	"	"	広島市西区都町	3,000	0	0	40	30	100	400	30	10	4	4	4	40	4	4	0	0	0	0	0	4	4	0	4	10	0
4	"	"	広島市西区己斐中三丁目	1,500	0	0	20	15	50	200	15	5	2	2	2	20	2	2	0	0	0	0	0	2	2	0	2	5	0
5	"	"	広島市西区三篠町三丁目	1,500	0	0	20	15	50	200	15	5	2	2	2	20	2	2	0	0	0	0	0	2	2	0	2	5	0
6	"	"	広島市西区庚午中四丁目	1,500	0	0	20	15	50	200	15	5	2	2	2	20	2	2	0	0	0	0	0	2	2	0	2	5	0
7	"	"	広島市安佐南区緑井一丁目	4,500	0	0	60	45	150	600	45	15	6	6	6	60	6	6	0	0	0	0	0	6	6	0	6	15	0
8	"	"	広島市安佐北区可部南四丁目	2,500	0	0	30	30	100	300	30	10	4	4	4	40	4	4	0	0	0	0	0	4	4	0	4	10	0
9	"	"	広島市安佐北区可部町大字勝本	500	0	0	10	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	"	"	広島市安佐南区東原一丁目	1,500	0	0	20	15	50	200	15	5	2	2	2	20	2	2	0	0	0	0	0	2	2	0	2	5	0
11	水内川	"	広島市佐伯区湯采町大字和田	3,000	0	0	40	30	100	400	30	10	4	4	4	40	4	4	0	0	0	0	4	4	0	4	10	0	
12	旧太田川	"	広島市中区舟入南六丁目	1,500	0	0	20	15	50	200	15	5	2	2	2	20	2	2	0	0	0	0	2	2	0	2	5	0	
13	"	"	広島市中区吉島西三丁目	1,500	0	0	20	15	50	200	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
14	"	"	広島市中区白島九軒町	1,500	0	0	20	15	50	200	15	5	2	2	2	20	2	2	0	0	0	0	2	2	0	2	5	0	
15	安川	"	広島市安佐南区祇園二丁目	1,500	0	0	20	15	50	200	15	5	2	2	2	20	2	2	0	0	0	0	2	2	0	2	5	0	
16	"	"	広島市安佐南区上安五丁目	1,500	0	0	20	15	50	200	15	5	2	2	2	20	2	2	0	0	0	0	2	2	0	2	5	0	
17	"	"	広島市安佐南区伴東四丁目	3,000	0	0	40	30	100	400	30	10	4	4	4	40	4	4	0	0	0	0	4	4	0	4	10	0	
18	京橋川	"	広島市南区字品海岸二丁目	1,500	0	0	20	15	50	200	15	5	2	2	2	20	2	2	0	0	0	0	2	2	0	2	5	0	
19	"	"	広島市南区の場町二丁目	3,000	0	0	40	30	100	400	30	10	4	4	4	40	4	4	0	0	0	0	4	4	0	4	10	0	
20	"	"	広島市南区字品東二丁目	1,500	0	0	20	15	50	200	15	5	2	2	2	20	2	2	0	0	0	0	2	2	0	2	5	0	
21	三篠川	"	広島市安佐北区真亀一丁目	3,000	0	0	40	30	100	400	30	10	4	4	4	40	4	4	0	0	0	0	4	4	0	4	10	0	
22	"	"	広島市安佐北区白木町大字市川字天応	3,000	0	0	40	30	100	400	30	10	4	4	4	40	4	4	0	0	0	0	4	4	0	4	10	0	
23	猿猴川	"	広島市南区東本浦町	1,500	0	0	20	15	50	200	15	5	2	2	2	20	2	2	0	0	0	0	2	2	0	2	5	0	
24	元安川	"	広島市中区大手町五丁目	1,500	0	0	20	15	50	200	15	10	4	4	4	40	4	4	0	0	0	0	4	4	0	4	10	0	

番号	使用箇所	管理責任者	所在地	水防資材				主要水防器具																																		
				土のう等 枚	内大型土のう 枚	麻袋 枚	シート 枚	帆布 卷	ロープ m	杭鉄・パイ太 本	鉄線 kg	かきや	のこぎり	くわ	ベンチ	スコップ	たこづち	かなづち	かすがい	なた	おの	かま	防水懐中電灯 個																			
52	永田川	江田島市能美町中町字黒管		0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
53	江の川	安芸高田市吉田町山手		420	0	0	7	23	20	25	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
54	"	安芸高田市吉田町上入江		519	0	0	5	6	100	50	20	8	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
55	"	安芸高田市甲田町高田原		2,764	100	0	64	0	0	50	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
56	多治比川	安芸高田市吉田町吉田		2,100	100	0	46	0	870	84	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
57	"	安芸高田市吉田町多治比		1,402	0	0	0	4	0	20	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
58	八千代町城	安芸高田市八千代町佐々井		2,567	90	0	44	0	360	80	2	4	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
59	美土里町城	安芸高田市美土里町本郷		4,850	250	0	17	10	0	9	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
60	高宮町全域	安芸高田市高宮町佐々部		2,300	70	0	36	2	0	40	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
61	向原町全域	安芸高田市向原町坂		3,200	144	0	16	4	200	32	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
62	仁保海岸	広島市南区日守那町		1,500	0	0	20	15	50	200	15	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
63	似島海岸	広島市南区似島町字家下		3,000	0	0	40	30	100	400	30	10	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
64	井口海岸	広島市西区商工センター四丁目		1,500	0	0	20	15	50	200	15	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
65	小用海岸外	江田島市江田町中央		0	0	0	15	0	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
66	三高海岸	江田島市神美町三高		400	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		小計		164,314	754	0	2,632	935	13,803	12,069	872	354	152	142	122	1,407	121	148	0	21	129	381																				

番 号	使 用 箇 所	管 理 責 任 者	所 在 地	水 防 資 材						主 要 水 防 器 具													
				土 の う 等 枚	内 大 型 土 の う 枚	麻 袋 枚	シ ト 枚	な わ 巻	ロ ー プ m	杭 鉄 ・ パ 丸 イ 太 プ 本	鉄 線 kg	か け や 丁	の こ ぎ り 丁	く わ 丁	べ ん ち 丁	ス コ ッ プ 丁	た こ づ ち 丁	か な づ ち 丁	か す が い 本	な た 丁	お の 丁	か ま 丁	防 水 懐 中 電 灯 個
45	市内全域	廿日市市	まちづくり交流センター杉之浦 (杉之浦水防倉庫)	1,600	0	0	102	0	15	74	0	6	1	10	0	29	0	0	0	2	0	3	0
46	大竹海岸	大竹市	大竹市小方一丁目	188	0	0	261	2	0	27	0	16	0	9	1	16	0	4	0	4	0	11	26
			小 計	106,933	0	0	2,457	259	1,115	1,080	0	185	126	80	6	767	0	5	0	159	57	233	101

番 号	使 用 箇 所	管 理 責 任 者	所 在 地	水 防 資 材						主 要 水 防 器 具															
				土 の う 等 枚	内 大 型 土 の う 枚	麻 袋 枚	シ ト 枚	な わ 巻 本	ロ ー プ m	杭 鉄 丸 太 本	鉄 線 kg	か け や 丁	の こ ぎ り 丁	く わ 丁	ベ ン チ 丁	ス コ ッ プ 丁	た こ づ ち 丁	か な づ ち 丁	か す が い 本	な た 丁	お の 丁	か ま 丁	防 水 機 中 電 灯 個		
26	沼田東町	〃	沼田東	400	0	0	19	2	300	0	0	16	10	0	0	7	0	0	0	0	4	5	8	0	
27	沼田西町	〃	沼田西	0	0	0	0	0	300	0	0	8	4	0	0	14	0	0	0	3	2	7	0	0	
28	須波	三原市	須波	330	0	0	23	13	200	14	0	5	8	0	0	30	0	0	0	5	6	12	0	0	
29	高坂	〃	高坂	410	0	0	31	1	200	0	0	4	2	0	0	13	0	0	0	2	2	10	0	0	
30	幸崎	〃	幸崎	1,211	0	0	55	5	500	31	0	12	10	0	0	39	0	0	0	10	8	32	0	0	
31	鷲浦	〃	鷲浦	937	0	0	15	4	100	9	0	9	6	0	0	59	0	0	0	9	2	19	0	0	
32	菅川水防倉庫	〃	三原市本郷町船木	1,300	0	0	66	0	6	80	0	5	2	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	梨和川水防倉庫	〃	三原市本郷町上北方	1,280	0	0	66	0	6	50	0	5	2	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	三次川水防倉庫	〃	三原市本郷町南方	1,400	0	0	66	0	6	46	0	5	2	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	三原川水防倉庫	〃	三原市本郷南三丁目	2,362	0	0	119	0	10	223	0	11	3	0	0	23	0	7	0	0	0	0	9	0	0
36	本郷支所	〃	三原市本郷南六丁目	640	0	0	81	0	9	80	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	久井支所	〃	三原市久井町	1,390	0	0	155	0	8	30	0	4	2	0	0	45	0	0	0	0	0	0	3	0	0
38	大和支所	〃	三原市大和町	1,000	0	0	145	0	3	0	0	4	1	0	0	13	0	0	0	0	0	0	3	0	0
39	城町第3 雨水排水 ポンプ場	〃	三原市城町三丁目	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	芦田川	世羅町	世羅町西上原123-1水防倉庫	26,000	0	0	28	6	2,600	50	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0
41	美波羅川	〃	世羅町 世羅西倉庫	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	芦田川	〃	世羅町西上原133-2 世羅町防 災センター	4,550	0	0	305	6	9,100	370	0	4	4	1	0	19	0	4	0	4	2	14	0	0	
			小 計	122,485	0	0	5,545	39	15,338	3,192	0	168	110	13	0	812	7	46	0	101	74	271	257	0	

東部建設事務所（本所）管内

番号	使用箇所	管理責任者	所在地	水				防				資				材				主要水防器具											
				土のう等枚	内大型土のう枚	麻袋枚	シート枚	シト枚	なわ巻	ロブ	杭鉄丸太本	鉄線kg	かけや丁	のこぎり丁	くわ丁	ペンチ丁	スコップ丁	たづち丁	かなづち丁	かすがい本	なた丁	おのり丁	かま	防水懐中電灯個							
1	市内全域	福山市	福山市松浜町三丁目	14,400	0	0	280	60	0	190	0	7	0	0	0	50	0	3	0	5	0	0	3	0							
2	鍛冶屋川	"	福山市水香町	4,200	0	0	73	1	0	150	0	5	0	0	10	1	0	0	0	0	0	0	5	0							
3	加茂川	"	福山市御幸町森脇	7,000	0	10	30	0	0	60	0	2	1	0	14	1	0	0	0	0	0	0	2	0							
4	市内全域	"	福山市三吉南一丁目	38,400	0	200	540	90	0	2,646	0	5	0	2	0	32	0	4	0	0	0	0	9	0							
5	大富川	"	福山市熊野町	1,500	0	0	35	7	0	0	0	4	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	3	0							
6	河手川	"	福山市瀬戸町長和	2,000	0	0	12	5	0	100	0	5	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	5	0							
7	市西部全域	"	福山市松永町三丁目	6,600	0	0	109	31	0	0	0	2	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
8	本郷川	"	福山市松永町二丁目	200	0	0	20	55	0	800	0	3	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
9	新川	"	福山市柳津町前田	2,000	0	0	0	5	0	50	0	10	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0							
10	本郷川	"	福山市本郷町下御領	500	0	300	13	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4	0							
11	藤井川	"	福山市高西町四丁目	400	0	0	15	2	0	0	0	4	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
12	羽原川	"	福山市松永町603-17	200	0	0	0	23	0	0	0	5	0	0	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
13	有地川	"	福山市芦田町下有地	3,500	0	0	60	5	0	210	0	6	0	1	18	0	1	0	0	0	0	0	0	0							
14	駅家町域	"	福山市駅家町倉光	6,800	0	10	230	0	0	46	0	2	0	0	32	0	15	0	0	0	0	0	0	0							
15	"	"	福山市駅家町今岡	4,000	0	0	100	20	0	0	0	2	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
16	加茂川	"	福山市加茂町芦原	4,500	0	0	30	10	0	170	0	8	1	0	10	0	2	0	0	3	0	13	0								
17	小田川	"	福山市山野町	2,200	0	0	20	16	0	156	0	2	4	0	16	0	2	0	3	0	0	5	0								
18	輛町域	"	福山市輛町輛	4,200	0	0	9	1	0	0	0	3	0	0	40	0	0	0	0	0	0	8	0								
19	走島	"	福山市走島町	2,000	0	0	2	0	0	0	0	4	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0								
20	田尻町域	"	福山市田尻町	1,500	0	0	2	4	0	0	0	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	2	0								
21	市東部全域	"	福山市伊勢丘六丁目	3,900	0	0	74	4	0	7	0	4	0	0	21	0	2	0	0	0	5	0	0								
22	市全域	"	福山市沖野上町五丁目	3,200	0	0	40	0	0	21	0	7	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0								
23	小田川	"	福山市山手町	1,000	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0								
24	谷尻川	"	福山市津之郷町	1,000	0	0	10	0	0	25	0	2	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0								
25	市内全域	"	福山市奈良津町	5,040	0	0	51	3	0	12	0	4	1	0	9	0	0	0	2	0	5	0	0								
26	市内東部全域	"	福山市引野町北四丁目	2,800	0	0	38	0	0	20	0	2	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0								

(4) 国土交通省有水防倉庫

太田川河川事務所

令和5年1月1日現在

管 理 者	保管場 所	材 料 名								水 防 マ ツ ト	オ イ ル フ エ ン ス	吸 着 マ ツ ト
		土 の う 袋	鉄 線	丸 太 等	鉄 パ イ プ 等	掛 矢 等	ロ ブ	シ ト	巻 枚			
己 斐 出 張 所 長	己斐出張所倉庫	15,000 耐候性 大型土嚢 660 袋詰玉石 袋2t用 80	10# 10kg 12# 2kg	木杭 45mm角 1.5m 90本 40mm角 1.2m 30本	鉄杭 φ22mm 1.2m 40本 被覆杭 φ22mm 1.5m 35本	掛矢 2 大ハンマー (3.5kg) 1	9m/m 1巻(100m) トラロープ 12m/m 2巻(200m) マニラ 3巻(600m)	ブルーシート (3.6×5.4m) 2 ブルーシート (1.8×2.7m) 2	20m/袋 4袋 15m/袋 3袋 φ150×2m (4本入) 6箱 φ110×2m (6本入) 2箱	50cm×50cm (100枚入)1箱 (50枚入)5箱 20cm×25cm (50枚入)1箱 のれん式(万国旗型) 6.5m/連×10連 2箱 5.0m/連×10連 12箱 (6.5m×4本、13m×2本) 15箱		
	草津倉庫	耐候性 大型土嚢 50 (製作済) 耐候性 土嚢 1700 (製作済)									のれん式 5.0m/連×10連 1箱	
大 芝 出 張 所 長	大芝出張所倉庫	10,200 1t土嚢 140 8# 200kg 耐候性 大型土嚢 (3年) 100	10# 400kg 8# 200kg	丸太 φ15cm 3.0m 2本 2.0m 186本 1.5m 22本 φ10cm 4.0m 381本 1.5m 70本 木杭 45mm角 0.6m 50本 1.2m 10本 1.5m 0本	鉄パイプ φ4.2cm 1.2m 14本 φ2cm 1.5m 690本 1.5m 200本 鉄杭 φ19mm 1.5m 90本	掛矢 5	5m/m 200m 4束 10m/m 12束 トラロープ 100m巻 3束	(3.6×2.4m) 100	12個 φ110×2m (6本入) 8箱 φ250×20cm 4個	65cm×65cm (100枚入) 2箱 50cm×47cm (50枚入) 8箱 50cm×50cm (50枚入) 6箱 50cm×50cm (100枚入) 6箱 20cm×25cm (80枚入) 2箱 38cm×55cm (50枚入) 1.5箱 のれん式(万国旗型) 5.0m/連×10連 7箱 6.5m/連×10連 2箱 のれん式(マット型) 50cm×50cm 8箱		
	施設管理課長	高瀬分室倉庫	0					マニラ 1巻(100m)		20m/袋 13袋	65cm×65cm(100枚入)10箱 万国旗型 (6.5m×4本、13m×2本/箱)4箱	
可 部 出 張 所 長	可部出張所倉庫	700 1t土嚢 190 1t土嚢 UV剤配合 340 耐候性 大型土嚢 80 袋詰玉石 袋材2t用 290	8# 100kg	木杭 45mm角 1.5m 60本	鉄杭 φ19mm 1.5m 200本	掛矢 6 大ハンマー (3.5kg) 2 玉掛けワイヤ リリースフック 12.5t用 2	10m/m (100m)6巻 5m/m (200m)6巻	(3.6×5.4m) 90	10 20m/袋 10袋	65cm×65cm (100枚入) 7箱 65cm×65cm (100枚入) 1箱 50cm×50cm (100枚入) 2箱 50cm×50cm (150枚入) 3箱 67cm×35cm×1.5cm 72枚 20cm×25cm (80枚入) 3箱 楕円型ネット 入り 25cm×50cm (10個入) 3箱 のれん式(万国旗型) 6.5m×4本、13m×2本/箱 5箱 50cm×50cm(5m/連・10連)1箱 11cmφ×2m/6本 2箱		
	加計出張所長	巴町倉庫	7,400 1t土嚢 70	8# 50kg	丸太 φ10cm 1.0m 50本 木杭 45mm角 0.9m 15本	鉄パイプ φ2cm 1.2m 375本 鉄杭 φ16mm 1.5m 45本	掛矢 1	30m(3分) 3巻	14	20	65cm×65cm (100枚入) 8箱 50cm×50cm (100枚入) 2箱 50cm×47cm (50枚入) 3箱 50cm×47cm 47枚 長尺物 50cm×23m(50枚/1連) 2箱 のれん式 6.5m/連×10連 1箱 5.0m/連×10連 8箱 φ9cm×2m/1本 (12本入) 3箱	
小 瀬 川 出 張 所 長	小瀬川出張所倉庫	13,880 1t土嚢 127 8# 100kg	10# 200kg 8# 50kg	丸太 φ8cm 2.0m 7本 φ10cm 1.5m 8本 木杭 40mm角 1.2m 10本 45mm角 1.0m 37本 50mm角 1.5m 54本 55mm角 1.5m 31本	鉄パイプ φ2.2cm 1.8m 99本 鉄杭 φ19mm 1.5m 38本	掛矢 4 大ハンマー (3.5kg) 1	9m/m 2巻(300m) 4m/m 1巻(100m) 12m/m 4巻(400m)	ブルーシート 107枚 防災シート 6枚	14 20m/袋 13袋	65cm×65cm (100枚入) 13箱 30cm×30cm (50枚入) 17箱 のれん式 6.5m/連×10連 8箱		
	香草倉庫	1,000 耐候性 1t土嚢 60	8# 50kg	木杭 30mm角 0.5m 7本	鉄パイプ φ2cm 1.2m 36本	掛矢 4 大ハンマー (3.5kg) 3	20m(3分) 1巻			20m/袋 6袋	20cm×25cm (80枚入) 2箱 50cm×47cm 34枚 のれん式 6.5m/連×10連 1箱 φ11cm×2m/1本 (6本入) 1箱	

水防倉庫 水防・水質事故 資材等一覧表

器材名称	規格	単位	芦田川河口堰管理支所											芦田川出張所					合計	備考
			支所内倉庫	箕島水防倉庫	予備ゲート倉庫	左岸-2k100	左岸-1k140	左岸1k800	左岸3k500	右岸5k200	右岸7k400	右岸8k600	芦田川出張所	川南水防倉庫	高麗川河川浄化施設	戸手水防倉庫	府中水防倉庫			
業務用ポリ袋	800*900*0.04	枚	350									420						770		
	800*900*0.05	枚										800						800		
シート	0.9×1.8	枚		20														20		
	1.8×1.8	枚	1															1		
	2.0×10.0	枚																13		
	5.4×5.4	枚																13		
	3.6×5.4	枚	2	54									13		91	29		189		
	5.4×7.2	枚		10														10		
	10.0×10.0	枚		10														10		
土嚢袋	袋			4,183														20,129		
	上質 400×6バック	袋		2,300									3,200		946	11,800		2,300		
	H型	袋		300														300		
	N型	袋		180														180		
	1t	袋																301		
トラロープ	1t 耐油性	袋		398									154		50	211	40	1,145		
	φ9mm 100m	巻											3					6		
	φ9mm 200m	巻											6					15		
	φ9mm 20m	巻														2		2		
	φ9mm 30m	巻														2		2		
	φ9mm 40m	巻														8		8		
	φ9mm 70m	巻														1		1		
2つ子縄	巻		4															7		
3つ子縄	10mm 200m	巻																	4	
	φ6mm 200m	巻		5															23	
バックロープ	10mm 100m	巻																	0	
	200mm*10m	巻																	0	
	金具付き	巻																	2	
	34m	巻																	1	
麻ロープ	22m	巻																	1	
	22m	巻																	1	
ビニロンロープ	12mm 6m	巻		40															40	
	12mm 50m	巻	1																1	
綿ロープ	12mm 100m	巻	1																1	
	200m	巻		1															1	
ラスロープ	6mm 200m	巻		30															35	
	1.0m×20φ 耳付	本																	20	
鋼杭	0.6m×16φ	本																	10	
	1.2m×16φ	本		786															40	1,044
	1.2m×16φ 耳付	本		12															28	40
	1.2m×16φ 緑色	本																	40	190
	N型	本																		47
松杭	φ100mm L=1.2m	本		34																34
	φ100mm L=1.5m	本		4															16	20
	φ120mm L=1.2m	本																	38	74
	φ150mm L=1.2m	本		67															12	79
塩ビ管	4m×150φ	本		20																10
	4m×100φ	本																		1
	4m×75φ	本																		1
	2m×100φ	本																		1
松丸太	φ100mm L=1.2m	本		56																56
	φ100mm L=1.5m	本		28																28
竹	L=4.0m	本																		0
鉄線	#10	本		10																15
畜産消臭剤	デリスン-C 20kg入/箱	箱											3	2						5
PEポリエチレン	100*500*500	箱																		0
投光器	100V	個	2	2																9
	水銀灯	個																		1
発電機	16個用	機																		2
	4個用	機																		1
胴長靴	大型土のう製作機	機																		4
	16個用	機																		8
一輪車	4個用	機																		0
	大型土のう製作機	機		1																4
てみ	台	1	4																	23
ジョレン	枚		10																	10
掛け矢	本		10																	27
	大	本	1	7																19
スコップ	小	本																		25
	剣先	本	3	18																85
台木	角	本		1																3
	枚																			16
ベンチ	本		4																	21
クリッパー	本	2	2																	7
	シノ	本		4																17
オオハンマー	本	2	3																	24
手掛け矢	本																			3
片手ナタ	本		1																	13
タコツチ	本		5																	27
手鋸	本	1																		1
斧	本	2																		17
ほうき	本	6	4																	10
チェーンソー	本	1																		1

水防倉庫 水防・水質事故 資材等一覧表																					
器材名称	規格	単位	芦田川河口堰管理支所										芦田川出張所					備考			
			支所内倉庫	箕島水防倉庫	予備ゲート倉庫	左岸-2k100	左岸-1k140	左岸-1k800	左岸-3k500	右岸-5k200	右岸-7k400	右岸-8k600	芦田川出張所	川南水防倉庫	高麗川河川浄化施設	戸手水防倉庫	府中水防倉庫		合計		
豊蔭田ボイラのこぎり鎌	800×900×0.04	枚	350											420					770		
	大	本	3										1						5		
	小	本	2										2						6		
ラジエーター		本		1															4		
モンキーブライヤー		本											1						1		
パイプレンヂカラーコーン		本											1						1		
吸着材	SM471508A) 規格:20095	本	6	8															24		
背負動力散布機	MD6010L	機	1										1						0		
T P L ボール	φ60 L=2.6	本																	2		
ボート		艘	1																1		
救命胴衣		着	18																24		
堰板 1	L=0.59 t=40	枚																	5		
堰板 2	L=2.120 t=90	枚																	5		
堰板 3	L=1.650 t=80	枚																	5		
堰板 4	L=0.580 t=50	枚																	5		
堰板 5	L=0.890 t=50	枚																	5		
堰板 6	L=0.690 t=50	枚																	5		
堰板 7	L=1.050 t=40	枚																	5		
堰板 8	L=1.450 t=45	枚																	6		
堰板 9	L=0.890 t=50	枚																	5		
堰板 10	L=1.550 t=40	枚																	6		
水防マット	3.5×5.0	枚												10					10		
ロープスティック(杭)	φ16×1.5m 2段	本																	78		
根固め用袋材	ポトルユニット 1 t 用	袋												80					220		
	フィルムユニット エコグリーン シンブル 3.0m×2.3m 550g(1.0kg入り)	枚												25					25		
オイルフェンス	メッシュ	枚																	0		
	Φ10 20m	本			3														3		
	ナスコA型180 18m	本																	8		
	ナスコB型200 20m	本			6					3	4			3	3				16		
	ナスコC3-A型 20m	箱												2							
	K F - 3 B 300 20m	本			9									1					10		
	OK-300型(B型) 20m	本												1					1		
	スリット 7502 φ7.5cm×2m×10本	本			1									1	1				5		
スリット 11002 φ11cm×7.5cm×2m×10本	本												6					6			
832306	本												2						2		
吸着マット	タフネルオイルプロッター 48-50型50×60×2(100kg入り) 5kg	箱	406											4					2	412	
	タフネルオイルプロッター 48-50型50×60×2(100kg入り) 10kg	箱												3					8	11	
	タフネルオイルプロッター 48-50型50×60×2(100kg入り) 5kg	箱	32																	32	
	タフネルオイルプロッター 48-50型50×60×2(100kg入り) 5kg	箱																	4	2	6
	タフネルオイルプロッター K-50 100kg入り	箱		3										9	8	61			54	1	136
	タフネルオイルプロッター EP-6500 ロール5m	箱												5							5
	タフネルオイルプロッター 5000g 53×65×1.3 100kg入り	箱																	3		3
	タフネルオイルプロッター 5000g 53×65×1.3 100kg入り	箱												15							15
	エコパッド EP-50	箱		5																	5
	エコパッド FES0 50×60×10mm	箱																		1	1
エコパッド 60×60×10mm	箱																			0	

備蓄土一覽表

第二種側帯

令和4年6月現在

河川名	左右岸	距離標・箇所	土量 (m ³)	備考
芦田川	右岸	4k100付近	2,000	
	右岸	4k650付近	500	
	左岸	2k850付近	900	
	左岸	8k000付近	550	
	右岸	10k000付近	40	
	左岸	12k000付近	1,000	
	左岸	14k450付近	880	
	右岸	20k200付近	530	
	右岸	20k450付近	460	
	右岸	23k650付近	320	
	左岸	23k800付近	2,500	
	右岸	26k250付近	240	
	左岸	27k000付近	250	
高屋川	右岸	5K300付近	260	

備蓄土

河川名	左右岸	距離標・箇所	土量 (m ³)	備考
芦田川	右岸	25k900付近	2,000	
	右岸	12k800付近	1,000	
	左岸	29k800付近	2,000	
高屋川	左岸	1k000付近	15,000	

備蓄資材一覧表

(土のう・大型土のう・根固めブロック・大型連節ブロック・袋詰玉石)

土のう

令和4年6月現在

河川名	左右岸	距離標・箇所	数量 (袋)	備考
芦田川	左岸	1k800付近	500	
	左岸	2k850付近	200	
	右岸	5k200付近	500	
	左岸	7k850付近	500	芦田川出張所
	左岸	12k050付近	500	
	右岸	12k870付近	500	
	右岸	14k700付近	500	
	左岸	17k300付近	500	
	左岸	19k800付近	500	
	右岸	20k600付近	500	
	左岸	22k200付近	500	
	右岸	23k000付近	500	
	左岸	27k000付近	500	
	左岸	28k200付近	500	
	右岸	29k400付近	500	
	高屋川	右岸	2k050付近	500
左岸		3k700付近 (川南排水機場内)	500	
右岸		7K400付近	500	

大型土のう

河川名	左右岸	距離標・箇所	数量 (袋)	備考
芦田川	左岸	-2k000	150	3年耐候性
	右岸	18k700付近	80	3年耐候性
	右岸	20k500付近	50	3年耐候性
	右岸	29k800付近	80	3年耐候性
高屋川	右岸	5k000付近	50	3年耐候性
	右岸	6k600付近	150	3年耐候性

根固めブロック

河川名	左右岸	距離標・箇所	数量 (個)	備 考
芦田川	左岸	-1k400付近	373	2t
芦田川	右岸	12k800付近	95	1tタイプ
高屋川	左岸	1k200付近	97	1t

大型連節ブロック

河川名	左右岸	距離標・箇所	数量 (個)	備 考
芦田川	右岸	12k800付近	555	ダイヤブロック
芦田川	右岸	12k800付近	240 (20袋)	ダイヤブロック(袋入) 12個/袋×20袋=240個

袋詰玉石

河川名	左右岸	距離標・箇所	数量 (袋)	備 考
高屋川	左岸	1k000付近	300	2tタイプ

水防資機材等一覧表							
器材名称	規格	単位	防災ステーション (三次出張所倉庫)	十日市排水機場 (水防倉庫)	吉田出張所倉庫	合計	備 考
土 の う 袋		枚	4,400	25,400	5,800	35,600	
ウォーターゲル土のう		枚		210		210	
平角材	90×200×5500	本		25		25	
	90×200×3000	本		20		20	
	100×300×1600	本		7		7	
台 木	90×300×600	本		16		16	
鋼管	φ20×1000	本		349		349	
	φ32×1800	本				0	
	φ48.6×1500	本		98	98	196	
	φ48.6×3000	本		44		44	
鉄筋杭	φ32×1800	本		97	146	243	
	φ32×900	本		253		253	
	φ24×1000	本		9		9	
	φ16×1200	本		11		11	
簡易土留用鉄板	435×1815	枚		60	40	100	
シート	3600×5400	枚	130	34	12	176	
	2700×2700	枚	8	8	20	36	
	3600×3600	枚		4		4	
	5400×5400	枚	6			6	
	20000×20000	枚	9	7		16	
	2700×5400	枚		9		9	
	3400×5400	枚		3		3	
水 防 マ ッ ト	3000×5000	枚			10	10	
塩 ビ 管	φ150×4000	本		3		3	
トラロープ	100m	巻		12	16	28	
	50m	巻	1			1	
	30m	巻	1			1	
クレモナロープ	φ6mm 200m	巻		12		12	
	φ9mm 200m	巻			3	3	
	φ16mm 200m	巻		1	1	2	
マニラロープ	200m	巻	2			2	
かけや		本	3	3	6	12	
ハンマー		本		1	9	10	
タコツチ	4本手	本		2		2	
ツルハシ		本		9	2	11	
斧		本		7		7	
丸スコップ		本	4	26	7	37	
角スコップ		本	4	2	3	9	
ジョレン		本			6	6	
てみ		個		5	11	16	
竹ぼうき		本		6		6	
チェンソー		台		1	1	2	
木杭	末口15cm×1800	本			25	25	
松杭	末口10cm×1200	本			121	121	
バリケード	A型	基		9	20	29	
カラーコーン		本		6		6	
コーンバー		本	13	2		15	
鉄 線	#10 30kg	巻		1		1	
土 嚢 製 作 器		台		2	2	4	
発 電 機	ポータブル	台	3		2	5	
投 光 器		台	9		4	13	
ポ ン プ	可搬式	基	1			1	
一 輪 車		台	1	5	10	16	
ボール	2m	本	10	2		12	
	3m	本	10	4		14	
合 羽		個	22			22	
袋型根固め用袋材		袋	296		200	496	
耐候性大型土嚢袋		個	164		200	364	

水防資材

(5) 水防施設

河川防災ステーション

位 置：三次市十日市東

整備主体：国

総面積：13,150㎡

設 備：水防センター 鉄筋コンクリート造2階建 延560㎡

(現地対策本部, 水防団待機室)

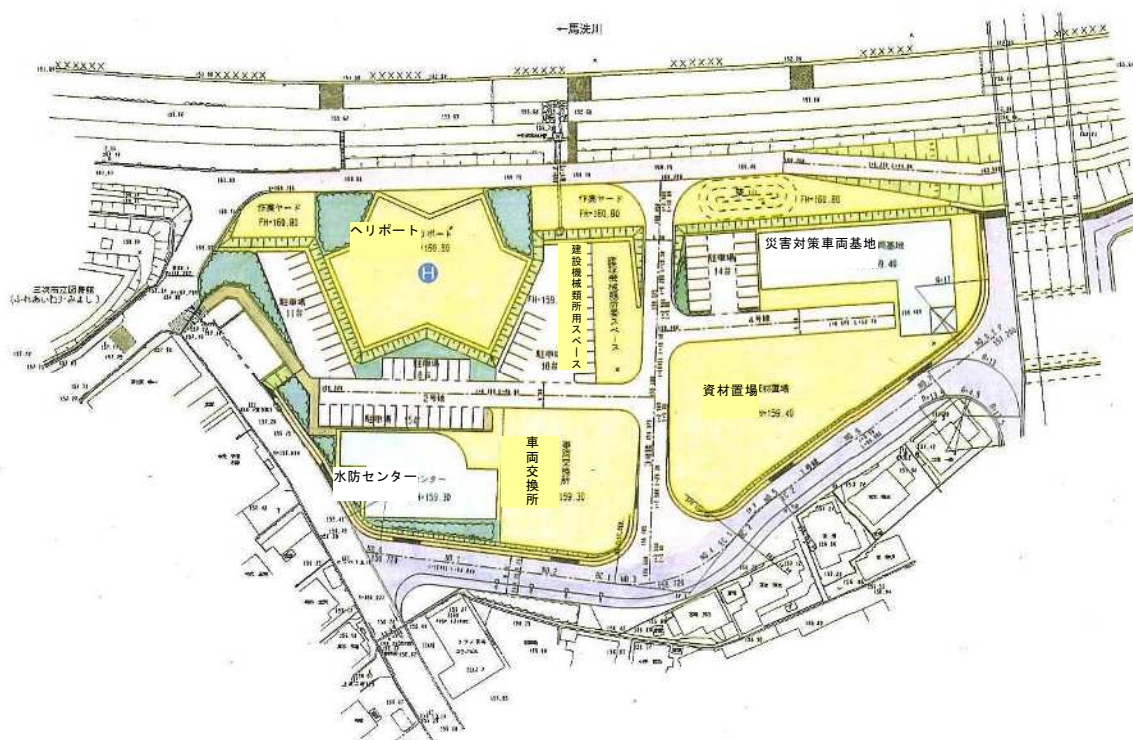
災害対策車両基地 排水ポンプ車、照明車などの車庫 730㎡

緊急時ヘリコプター離着陸スペース 1,170㎡

土砂備蓄場 580㎡

車両交換場 950㎡

河川防災ステーション



黒瀬川河川防災ステーション

位 置：呉市郷原町

整備主体：広島県・呉市

総面積：8,300㎡

設 備 水防センター 鉄骨造2階建 延311.4㎡（災害対策室，水防倉庫）

緊急時ヘリコプター離着陸スペース 814㎡

土砂備蓄場 960㎡

車両交換場 900㎡

黒瀬川河川防災ステーション配置図



沼田川河川防災ステーション

位 置：三原市新倉

整備主体：広島県・三原市

総面積：42,350㎡

設 備：水防センター 鉄筋コンクリート2階建 延498.21㎡ (災害対策室, 水防倉庫)

緊急時ヘリコプター離着陸スペース 814㎡

土砂備蓄場 85㎡

車輛交換場 900㎡



(6) 水防車輛

① 名 称 : 排水ポンプ車 30 m³/min 級 6 台

配備車両 : 【平成 13 年度配備車両】

(1) 福山 800 さ 2164 (東部建設事務所管理)

【平成 30 年度配備車両】

(2) 福山 800 す 1048 (東部建設事務所管理)

(3) 福山 800 す 1047 (東部建設事務所三原支所管理)

【令和 2 年度配備車両】

(4) 広島 800 せ 3914 (西部建設事務所管理)

【令和 5 年度配備車両】

(5) 広島 800 せ 5900 (北部建設事務所管理)

(6) 広島 800 せ 5906 (西部建設事務所呉支所管理)

保管場所 : (1) (2) 東部建設事務所 (福山市三吉町一丁目 1 番 1 号)

(3) 沼田川河川防災ステーション (三原市新倉二丁目 1 番 1 号)

(4) 西部建設事務所 (広島市南区比治山本町 16 番 12 号)

(5) 北部建設事務所 (三次市十日市東四丁目 6 番 1 号)

(6) 呉市消防局 東消防署 安浦出張所前 矢野安浦線高架下 (仮保管場所)
(呉市安浦町中央六丁目)

機 能 : 【平成 13 年度配備車両】

総排水量は、30 m³/min である。

【平成 30 年度・令和 2 年度・令和 5 年度配備車両】

総排水量は、30 m³/min である。

ただし、直列接続を行った場合は、15 m³/min となる。

② 名 称 : 水防パトロール車 (11 台)

配 備 : 各建設事務所 (支所)

所 属	登 録 番 号	仕 様
西部建設事務所	広島 800 す 6609	AT・4 駆
	広島 800 す 8476	AT・4 駆
西部建設事務所呉支所	広島 800 す 930	AT・4 駆
西部建設事務所廿日市支所	広島 800 さ 8438	AT・4 駆
西部建設事務所安芸太田支所	広島 800 す 4085	AT・4 駆
西部建設事務所東広島支所	広島 800 さ 9761	AT・4 駆
	福山 88 す 3990	MT
東部建設事務所	福山 800 さ 6455	AT・4 駆
東部建設事務所三原支所	福山 800 さ 2877	AT・4 駆
北部建設事務所	広島 800 す 2166	AT・4 駆
北部建設事務所庄原支所	広島 800 す 5045	AT・4 駆

別表第29

水防工法一覧表

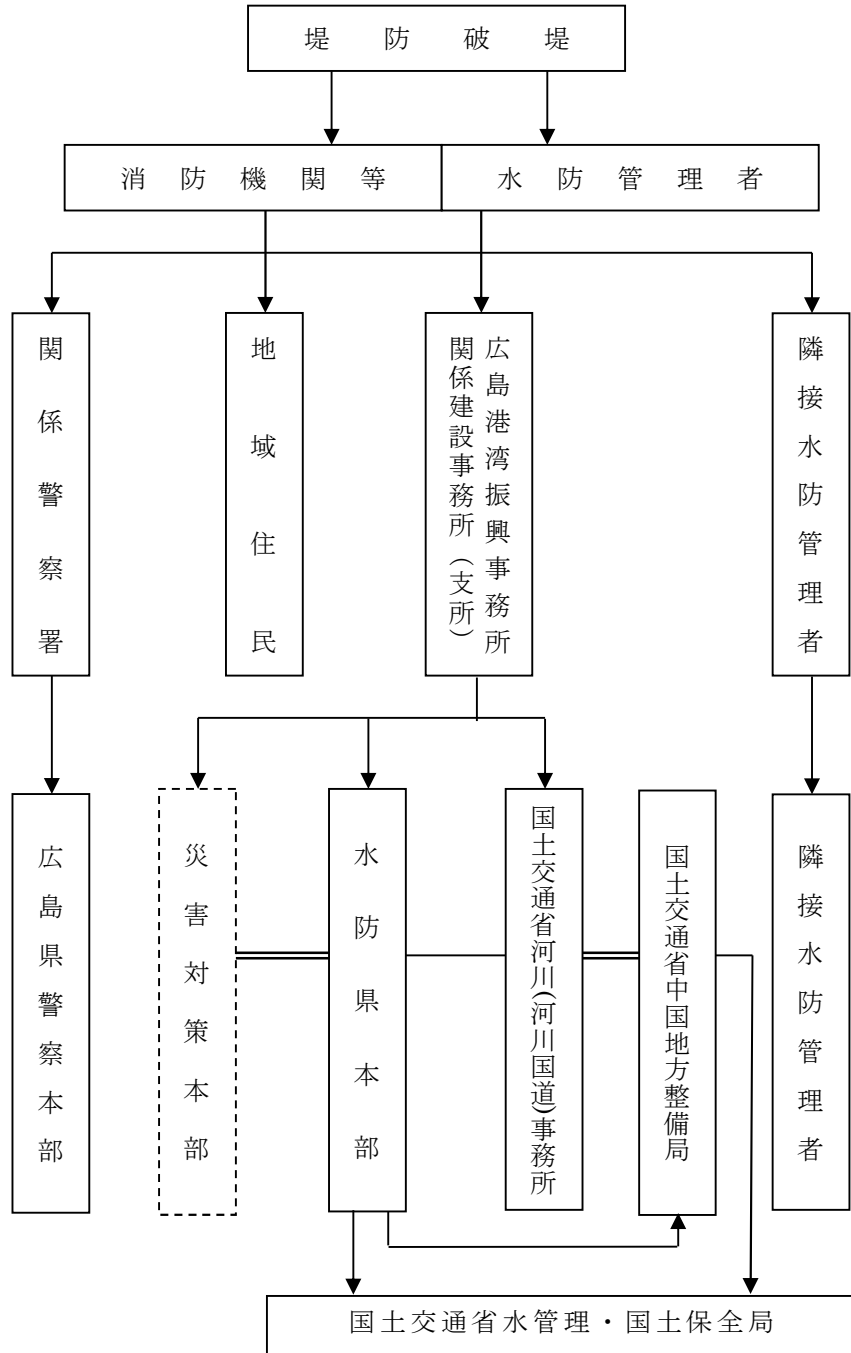
原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
水があふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏水	居住側 (川裏) 対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
漏水	川側 (川表) 対策	詰め土のう工	川側堤防斜面(川表のり面)の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側(川表)の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
漏水	川側（川表）対策	シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川（むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深の浅いところ）	土俵の代わりに土のう
深掘れ（洗掘）		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	川側堤防斜面（表のり面）に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面（のり面）を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	上端（天端）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
き裂	上端（天端） ～居住側堤防斜面（裏のり）	控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		方ぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
水防対策車		現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車	

別表第 30

決 壊 等 の 通 報



別表第 31

水 防 信 号 等

1 水防信号

水防法第 20 条第 1 項の規定による水防信号は、次のとおりである。

方法 区分	警 鐘 信 号			サ イ レ ン 信 号		
第 1 信号	● 休 止	● 休 止	● 休 止	約 5 秒 ●—	約 15 秒 休 止	約 5 秒 ●—
第 2 信号	●—●—●—	●—●—●—	●—●—●—	約 5 秒 ●—	約 6 秒 休 止	約 5 秒 ●—
第 3 信号	●—●—●—●—	●—●—●—●—	●—●—●—●—	約 10 秒 ●—	約 5 秒 休 止	約 10 秒 ●—
第 4 信号	乱 打			約 1 分 ●—	約 5 秒 休 止	約 1 分 ●—

- 備考 1 信号は適宜の時間継続すること。
 2 必要があれば、警鐘信号とサイレン信号を併用することを妨げない。
 3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させること。

(注)

- 第 1 信号 河川では量水標が警戒水位，海岸では台風襲来時の危険風向きの風速が 20メートル毎秒度に達し，高潮のおそれがあることを知らせるもの。
 第 2 信号 水防機関に属する者が直ちに出勤すべきことを知らせるもの。
 第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住するもの全員が出勤すべきことを知らせるもの。
 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

参考 県内主要ダムの放流の際の警告信号

ダ ム 名	サ イ レ ン 信 号								
小瀬川ダム・棕梨ダム	55 秒 ●—	5 秒 休 止	55 秒 ●—	5 秒 休 止	55 秒 ●—	5 秒 休 止	55 秒 ●—	5 秒 休 止	55 秒 ●—
土師ダム・野呂川ダム・弥栄ダム・八田原ダム	55 秒 ●—	5 秒 休 止	55 秒 ●—	5 秒 休 止	55 秒 ●—				
高瀬堰・芦田川河口堰・魚切ダム・御調ダム・山田川ダム・梶毛ダム・福富ダム・仁賀ダム・野間川ダム・庄原ダム	50 秒 ●—	10 秒 休 止	50 秒 ●—	10 秒 休 止	50 秒 ●—				
高暮ダム・王泊ダム・樽床ダム・立岩ダム・渡ノ瀬ダム・帝釈川ダム・三川ダム・二級ダム・南原ダム	1 分 ●—	20 秒 休 止	1 分 ●—	20 秒 休 止	1 分 ●—	20 秒 休 止	1 分 ●—		
藤尾ダム	55 秒 ●—	15 秒 休 止	55 秒 ●—	15 秒 休 止	55 秒 ●—	15 秒 休 止	55 秒 ●—		
四川ダム	1 分 ●—	10 秒 休 止	1 分 ●—	10 秒 休 止	1 分 ●—				

別表第32

水防活動実績報告書

(管理団体で水防箇所毎に作成するもの)

(作成責任者)



管理団体名												指定非指定の別					
水防実施の台風名又は豪雨名												報告年月日		年 月 日			
場 所	川 左 岸 右 岸	地先 m										人	手 当	管理団体分	県支出分	計	
		日 時		自 年 月 日 時		至 年 月 日 時											
出動人員数	水防団員		消防団員		その他		計										
	人		人		人		人										
水防作業の概況及工法	工法 箇所 m										所 要 経 費	資材費					
												器材費					
												燃料費					
												雑 費					
												計					
												合 計					
水防の結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口			使 用 資 材	かます					
		m	ha	ha	戸	m	m	人				俵					
	被害	m	ha	ha	戸	m	m	人				むしろ					
												な わ					
												丸 太					
他の団体からの応援状況												立退きの状況及びそれを指示した理由					
居住者の出動状況												水防功労者氏名年令所属及びその功績概要					
警察の援助状況												堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じた時はその場所及び損傷状況					
現場の指導者職氏名												水防活動に関する自己批判					
水防関係者の死傷												備 考					

別表第 33

令和〇〇年台風第〇号における水防活動
(広島県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日)

○概要

〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量 100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約 12 時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み (300 袋) ・避難誘導 (20 世帯) ・排水作業 (3 件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸 (〇〇地先) 堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸 (〇〇地先) 月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸 (〇〇地先) 積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

別表第34

洪水浸水想定区域

1 国土交通大臣指定

洪水予報河川名		関係市町名	指定公表年月日	公表場所 (連絡先・ホームページアドレス)
水系	河川			
太田川	太田川	広島市 安芸太田町 府中町	平成29年4月19日	中国地方整備局河川部河川計画課 広島市中区上八丁堀6-30 TEL082-221-9231 整備局ホームページ http://www.cgr.mlit.go.jp 太田川河川事務所調査設計課 広島市中区八丁堀3-20 TEL082-222-9245 http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/
	根谷川	広島市	平成29年4月19日	中国地方整備局河川部河川計画課 広島市中区上八丁堀6-30 TEL082-221-9231 整備局ホームページ http://www.cgr.mlit.go.jp 太田川河川事務所調査設計課 広島市中区八丁堀3-20 TEL082-222-9245 http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/
	三篠川	広島市	平成29年4月19日	中国地方整備局河川部河川計画課 広島市中区上八丁堀6-30 TEL082-221-9231 整備局ホームページ http://www.cgr.mlit.go.jp 太田川河川事務所調査設計課 広島市中区八丁堀3-20 TEL082-222-9245 http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/
	天満川	広島市	平成29年4月19日	中国地方整備局河川部河川計画課 広島市中区上八丁堀6-30 TEL082-221-9231 整備局ホームページ http://www.cgr.mlit.go.jp 太田川河川事務所調査設計課 広島市中区八丁堀3-20 TEL082-222-9245 http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/
	旧太田川	広島市 府中町	平成29年4月19日	中国地方整備局河川部河川計画課 広島市中区上八丁堀6-30 TEL082-221-9231 整備局ホームページ http://www.cgr.mlit.go.jp 太田川河川事務所調査設計課 広島市中区八丁堀3-20 TEL082-222-9245 http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/
	元安川	広島市	平成29年4月19日	中国地方整備局河川部河川計画課 広島市中区上八丁堀6-30 TEL082-221-9231 整備局ホームページ http://www.cgr.mlit.go.jp 太田川河川事務所調査設計課 広島市中区八丁堀3-20 TEL082-222-9245 http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/
	古川	広島市	平成29年4月19日	中国地方整備局河川部河川計画課 広島市中区上八丁堀6-30 TEL082-221-9231 整備局ホームページ http://www.cgr.mlit.go.jp 太田川河川事務所調査設計課 広島市中区八丁堀3-20 TEL082-222-9245 http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/

洪水予報河川名		関係市町名	指定公表年月日	公表場所 (連絡先・ホームページアドレス)
水系	河川			
江の川	江の川	三次市 安芸高田市	平成28年6月14日	中国地方整備局河川部河川計画課 広島市中区上八丁堀6-30 TEL082-221-9231 整備局ホームページ http://www.cgr.mlit.go.jp 三次河川国道事務所調査設計課 三次市十日市西6-2-1 TEL0824-63-4121 http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/
	馬洗川	三次市	平成28年6月14日	中国地方整備局河川部河川計画課 広島市中区上八丁堀6-30 TEL082-221-9231 整備局ホームページ http://www.cgr.mlit.go.jp 三次河川国道事務所調査設計課 三次市十日市西6-2-1 TEL0824-63-4121 http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/
	西城川	三次市	平成28年6月14日	中国地方整備局河川部河川計画課 広島市中区上八丁堀6-30 TEL082-221-9231 整備局ホームページ http://www.cgr.mlit.go.jp 三次河川国道事務所調査設計課 三次市十日市西6-2-1 TEL0824-63-4121 http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/
	神野瀬川	三次市	平成28年6月14日	中国地方整備局河川部河川計画課 広島市中区上八丁堀6-30 TEL082-221-9231 整備局ホームページ http://www.cgr.mlit.go.jp 三次河川国道事務所調査設計課 三次市十日市西6-2-1 TEL0824-63-4121 http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/
芦田川	芦田川	福山市 府中市	平成29年4月19日	中国地方整備局河川部河川計画課 広島市中区上八丁堀6-30 TEL082-221-9231 整備局ホームページ http://www.cgr.mlit.go.jp 福山河川国道事務所調査設計第一課 福山市三吉町4-4-13 TEL084-923-2620 http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/
	高屋川	福山市	平成29年4月19日	中国地方整備局河川部河川計画課 広島市中区上八丁堀6-30 TEL082-221-9231 整備局ホームページ http://www.cgr.mlit.go.jp 福山河川国道事務所調査設計第一課 福山市三吉町4-4-13 TEL084-923-2620 http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/
小瀬川	小瀬川	大竹市	平成28年6月14日	中国地方整備局河川部河川計画課 広島市中区上八丁堀6-30 TEL082-221-9231 整備局ホームページ http://www.cgr.mlit.go.jp 太田川河川事務所調査設計課 広島市中区八丁堀3-20 TEL082-222-9245 http://www.cgr.mlit.go.jp/oitagawa/

2 県知事指定

※公表場所（連絡先・ホームページアドレス）
 広島県土木建築局道路河川管理課及び河川課
 広島市中区基町10番52号 電話082-513-3929
<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/>

(1) 洪水予報河川

級	河川名		関係市町名	指定公表年月日	区間
	水系	河川			
二級	黒瀬川	黒瀬川	呉市	平成29年5月18日	左岸 右岸 呉市郷原町高草原（二級ダム）から呉市広多賀谷（海）まで 呉市郷原町大横山（二級ダム）から呉市阿賀南（海）まで
二級	沼田川	沼田川	三原市	平成29年5月18日	左岸 右岸 三原市本郷町船木字兼広1359番9地先から三原市円一町（海）まで 三原市本郷町船木字藤附1211番2地先から三原市和田沖町（海）まで

(2) 水位周知河川

級	河川名		関係市町名	指定公表年月日	区間
	水系	河川			
二級	八幡川	八幡川	広島市 廿日市市	令和3年3月29日	左岸 右岸 広島市佐伯区五日市町大字上河内（魚切ダム）から広島市西区商工センター（海）まで 広島市佐伯区五日市町大字上河内（魚切ダム）から広島市佐伯区海老山南（海）まで
二級	二河川	二河川	呉市	令和3年3月29日	左岸 右岸 呉市上二河町79番地先から呉市宝町7番1地先（海）まで 呉市莊山田村字青山11710番地先から呉市築地町1番3地先（海）まで
一級	太田川	安川	広島市	平成29年4月19日	左岸 右岸 呉市栲原町字荒蒔916番地先から呉市焼山松ヶ丘一丁目725番3地先まで 呉市栲原町字幸向1355番2地先から呉市焼山町字此原10720番15地先まで
一級	太田川	三篠川	広島市 安芸高田市	平成29年4月19日	左岸 右岸 広島市安佐南区沼田町伴（奥畑川合流点）から広島市安佐南区中須（古川合流点）まで 広島市安佐南区沼田町伴（大塚川合流点）から広島市安佐南区古市（古川合流点）まで 安芸高田市向原町坂字岩倉山（出口橋）から広島市安佐北区狩留家町字黒王（県管理区間下流端）まで 安芸高田市向原町坂字出口（出口橋）から広島市安佐北区狩留家町字六宗（県管理区間下流端）まで

河川名		河川	関係市町名	指定公表年月日	区間	
級	水系				左岸	右岸
一級	太田川	根谷川	広島市	平成29年4月19日	左岸	広島市安佐北区大林町宇浜ヶ谷(大薄川合流点)から広島市安佐北区可部町下町屋字土居(県管理区間下流端)まで 広島市安佐北区大林町宇浜ヶ谷(大薄川合流点)から広島市安佐北区可部八丁目(県管理区間下流端)まで
一級	太田川	水内川	広島市	平成30年5月18日	左右岸	広島市佐伯区湯来町多田(月見橋)から広島市佐伯区湯来町下(太田川合流点)まで
二級	瀬野川	瀬野川	広島市 海田町	令和2年5月22日	左岸 右岸	広島市安芸区上瀬野町字五百田643番1地先から安芸郡海田町明神町(海)まで 広島市安芸区上瀬野町字小田村474番1地先から広島市安芸区船越南五丁目(海)まで
二級	黒瀬川	黒瀬川	呉市 東広島市	平成30年5月18日	左右岸	東広島市八本松町正力(笹橋)から呉市郷原町(二級ダム)まで
二級	賀茂川	賀茂川	竹原市	令和2年6月19日	左右岸	竹原市仁賀町(仁賀ダム)から竹原市竹原町(海)まで
二級	野呂川	野呂川	呉市	令和3年3月29日	左右岸	呉市安浦町大字原畑(野呂川ダム)から呉市安浦町大字中畑(海)まで
一級	芦田川	芦田川	世羅町	令和3年3月29日	左岸 右岸	世羅郡世羅町京丸(広瀬橋)から世羅郡世羅町川尻2423番6地先まで 世羅郡世羅町京丸(広瀬橋)から世羅郡世羅町川尻10058番5地先まで
一級	芦田川	砂川	福山市 府中市	令和2年5月22日	左岸 右岸	府中市元町688番1地先(県管理区間上流端)から府中市中須町(芦田川合流点)まで 府中市本山町119番1地先(県管理区間上流端)から府中市中須町(芦田川合流点)まで
一級	芦田川	出口川	府中市	令和2年5月22日	左岸 右岸	府中市出口町地先(古池)から府中市府川町(芦田川合流点)まで 府中市出口町地先(古池)から府中市土生町(芦田川合流点)まで
一級	芦田川	御調川	尾道市 府中市	令和2年5月22日	左右岸	尾道市御調町津蟹地先(御調ダム)から府中市父石町(芦田川合流点)まで
二級	沼田川	沼田川	三原市 東広島市	平成30年5月18日	左岸 右岸	東広島市福富町久芳(福富ダム)から三原市本郷町船木字兼広1359番9地先まで 東広島市福富町久芳(福富ダム)から三原市本郷町船木字兼附1211番2地先まで
二級	沼田川	天井川	三原市	令和3年3月29日	左右岸	三原市小泉町大字甲原(甲原橋)から三原市和田一丁目(沼田川合流点)まで
二級	和久原川	和久原川	三原市	令和3年3月29日	左岸 右岸	三原市中之町七丁目(西田橋)から三原市古浜二丁目12番地先(海)まで 三原市中之町六丁目(西田橋)から三原市城町三丁目13番10地先(海)まで
二級	藤井川	藤井川	三原市 尾道市 福山市	令和2年5月22日	左岸 右岸	三原市深町字加羅谷10134番地先から福山市南今津町(海)まで 三原市深町字白畑10210番地先から福山市高西町川尻(海)まで

河川名			関係 市町名	指定公表年月日	区間	
級	水系	河川				
二級	本郷川	本郷川	尾道市 福山市	令和2年5月22日	左岸 右岸	尾道市原田町小原字中間411番地先から福山市南松永町二丁目(海)まで 尾道市原田町梶山田字宗延4653番地先から福山市南今津町(海)まで
二級	三津大川	三津大川	東広島市	令和2年6月19日	左右岸	東広島市安芸津町三津(昭和池)から東広島市安芸津町三津(海)まで
一級	芦田川	瀬戸川	福山市	平成30年5月18日	左右岸	福山市瀬戸町地頭分(瀬戸池)から福山市草戸町(芦田川合流点)まで
一級	芦田川	高屋川	福山市	令和2年5月22日	左岸 右岸	福山市神辺町大字上御領(県境)から福山市神辺町字平野(県管理区間下流端)まで 福山市神辺町大字上御領(県境)から福山市神辺町大字川北(県管理区間下流端)まで
一級	芦田川	吉野川	福山市	令和2年5月22日	左右岸	福山市馱家町大字法戒寺(西川合流点)から福山市御幸町大字中津原(高屋川合流点)まで
一級	芦田川	加茂川	福山市	令和2年5月22日	左岸 右岸	福山市加茂町栗根(栄橋)から福山市神辺町大字川南(高屋川合流点)まで 福山市加茂町栗根(栄橋)から福山市御幸町大字中津原(高屋川合流点)まで
一級	芦田川	箱田川	福山市	令和2年5月22日	左右岸	福山市神辺町大字東中条(道々原池)から福山市神辺町川北(高屋川合流点)まで
一級	芦田川	有地川	福山市	令和2年5月22日	左右岸	福山市芦田町大字柞磨(紺屋橋)から福山市馱家町(芦田川合流点)まで
一級	芦田川	神谷川	福山市	令和2年5月22日	左右岸	福山市新市町大字藤尾(藤尾発電所付近)から福山市新市町大字新市(芦田川合流点)まで
二級	羽原川	羽原川	福山市	令和2年5月22日	左岸 右岸	福山市神村町字奥田上2260番地先から福山市柳津町三丁目(海)まで 福山市神村町字奥田上2023番地先から福山市柳津町一丁目(海)まで
二級	山南川	山南川	福山市	令和2年5月22日	左岸 右岸	福山市沼隈町大字上山南(横倉川合流点)から福山市沼隈町大字草深(海)まで 福山市沼隈町大字上山南(横倉川合流点)から福山市沼隈町大字常石(海)まで
二級	手城川	手城川	福山市	平成30年5月18日	左右岸	福山市春日町浦上(春日池)から福山市東手城町二丁目(海)まで
一級	太田川	府中大川	広島市 府中町	平成29年4月19日	左岸 右岸	広島市東区上温品(第二東山橋)から安芸郡府中町新地(猿俣川合流点)まで 広島市東区上温品(第二東山橋)から広島市南区大州(猿俣川合流点)まで
一級	太田川	鈴張川	広島市	平成29年4月19日	左右岸	広島市安佐北区安佐町鈴張(西谷川合流点)から広島市安佐北区安佐町飯室(太田川合流点)まで
二級	永慶寺川	永慶寺川	廿日市市	令和3年3月29日	左岸 右岸	廿日市市大野鯛ノ原573地先から廿日市市下の浜(海)まで 廿日市市大野水口766地先から廿日市市大野二丁目(海)まで

河川名		関係 市町名	指定公表年月日	区間	
				左岸	右岸
二級	御手洗川	廿日市市	令和3年3月29日	左岸 右岸	廿日市宮内東畑口2378の2地先から廿日市市串戸一丁目(海)まで 廿日市市宮内西畑口乙3495地先から廿日市市地御前一丁目(海)まで
二級	可愛川	廿日市市	令和3年3月29日	左岸 右岸	廿日市市平良一丁目1184の3地先から廿日市市住吉二丁目(海)まで 廿日市市平良二丁目169の1地先から廿日市市下平良二丁目(海)まで
二級	岡ノ下川	広島市 廿日市市	令和3年3月29日	左岸 右岸	広島市佐伯区千同(新岡の下橋)から広島市佐伯区築々園(海)まで 広島市佐伯区千同(新岡の下橋)から広島市佐伯区美の里(海)まで
一級	江の川	北広島町	平成30年5月18日	左岸 右岸	山県郡北広島町蔵迫字二から山県郡北広島町壬生(江の川合流点)まで 山県郡北広島町蔵迫字明智878番地先から山県郡北広島町丁保余原(江の川合流点)まで
一級	芦田川	福山市	平成30年5月18日	左岸 右岸	福山市赤坂町赤坂字正田7543番地先から福山市津之郷町津之郷(瀬戸川合流点)まで 福山市赤坂町赤坂字田之迫7658番地先から福山市瀬戸町山北(瀬戸川合流点)まで
一級	芦田川	福山市	令和2年5月22日	左右岸	福山市馱家町大字服部本郷693番2地先から福山市馱家町大字坊寺(芦田川合流点)まで
一級	太田川	広島市	平成30年5月18日	左岸 右岸	広島市安佐北区可部町上町屋(上南原橋)から広島市安佐北区三入一丁目(根谷川合流点)まで 広島市安佐北区可部町南原(上南原橋)から広島市安佐北区可部八丁目(根谷川合流点)まで
一級	太田川	安芸太田町	平成29年4月19日	左岸 右岸	山県郡安芸太田町吉和郷字流田412番4から山県郡安芸太田町戸河内(県管理区間下流端)まで 山県郡安芸太田町吉和郷字原尻457番から山県郡安芸太田町戸河内(県管理区間下流端)まで
一級	江の川	安芸高田市	平成30年5月18日	左岸 右岸	安芸高田市吉田町多治比字長後林1244番地先から安芸高田市吉田町吉田(江の川合流点)まで 安芸高田市吉田町多治比字隠地1733番地先から安芸高田市吉田町吉田(江の川合流点)まで
一級	江の川	北広島町	平成30年5月18日	左岸 右岸	山県郡北広島町本郷字蜂ヶ丸から山県郡北広島町有田(志路原川合流点)まで 山県郡北広島町本郷字蜂ヶ丸から山県郡北広島町丁保余原(志路原川合流点)まで
一級	江の川	三次市	令和2年5月22日	左岸 右岸	三次市君田町泉吉田311番地先から三次市山家町(県管理区間下流端)まで 三次市君田町西入君から三次市布野町下布野(県管理区間下流端)まで
一級	江の川	三次市	令和2年5月22日	左右岸	三次市布野町横谷(吸谷川合流点)から三次市布野町下布野(神野瀬川合流点)まで

河川名		河川	関係市町名	指定公表年月日	区間	
					左岸	右岸
一級	江の川	馬洗川	三次市	令和2年1月16日	左岸	三次市吉舎町吉舎川之内(戸張川合流点)から三次市南畑敷町(県管理区間下流端)まで 三次市吉舎町丸田(戸張川合流点)から三次市四拾貫町(県管理区間下流端)まで
一級	江の川	国兼川	三次市 庄原市	平成30年5月18日	左岸 右岸	三次市和南町989番4地先から三次市高杉町(馬洗川合流点)まで 庄原市尾引町字甲平沖151番1地先から三次市四拾貫町(馬洗川合流点)まで
一級	江の川	美波羅川	三次市	令和2年1月16日	左岸 右岸	三次市三和町(吉原川合流点)から三次市江田川之内町(馬洗川合流点)まで 三次市三和町(吉原川合流点)から三次市塩町(吉原川合流点)まで
一級	江の川	上下川	三次市	令和2年1月16日	左岸 右岸	三次市吉舎町安田460番地先から三次市向江田町(馬洗川合流点)まで 三次市吉舎町上安田1321番地先から三次市向江田町(馬洗川合流点)まで
一級	江の川	板木川	三次市	令和2年1月16日	左岸 右岸	三次市三和町(上板木川合流点)から三次市上志和地町(江の川合流点)まで 三次市三和町(上板木川合流点)から三次市下志和地町(江の川合流点)まで
一級	江の川	西城川	三次市 庄原市	令和2年5月22日	左岸 右岸	庄原市水越町(庄原市市境)から三次市三次町(馬洗川合流点)まで 庄原市口和町金田(庄原市市境)から三次市三次町(馬洗川合流点)まで
一級	江の川	北藪川	庄原市	平成30年5月18日	左岸 右岸	庄原市西城町八鳥字法京寺1689番10地先から庄原市掛田町字助蔵風呂(川北川合流点)まで 庄原市西城町熊野字別所8番4地先から庄原市門田町字中原(川北川合流点)まで
一級	江の川	戸郷川	三次市	令和2年1月16日	左右岸	三次市十日市町字成光1番2地先(成光池)から三次市十日市西(江の川合流点)まで
一級	江の川	比和川	庄原市	平成30年5月18日	左岸 右岸	庄原市新庄町字竜王329番1地先から庄原市掛田町字水門田(西城川合流点)まで 庄原市新庄町字増根田339番2地先から庄原市西本町四丁目(西城川合流点)まで
一級	江の川	成羽川	庄原市	令和元年6月21日	左岸 右岸	庄原市比和町字流田687番2地先から庄原市比和町字長泉寺927番1地先まで 庄原市比和町字忍地沖1005番1地先から庄原市比和町字名南原(布見川合流点)まで
一級	高梁川	入野川	庄原市	令和元年6月21日	左岸 右岸	庄原市東城町川西字植松5195番9地先から庄原市東城町川東字撰川内806番3地先まで 庄原市東城町川西字陰地1019番2地先から東城町久代字下滝5011番17地先まで
二級	沼田川	仏通寺川	東広島市	令和2年6月19日	左岸 右岸	東広島市会山字久保田849地先から東広島市河内町中河内(沼田川合流点)まで 東広島市会山字友安谷401番1地先から東広島市河内町中河内(沼田川合流点)まで
二級	沼田川	梨和川	三原市	令和3年3月29日	左岸 右岸	三原市高坂町訃山(白馬渡橋)から三原市長谷三丁目(沼田川合流点)まで 三原市高坂町訃山(白馬渡橋)から三原市長谷五丁目(沼田川合流点)まで
二級	沼田川	梨和川	三原市	令和3年3月29日	左岸 右岸	三原市本郷町上北方(尾原川合流点)から三原市本郷町本郷(沼田川合流点)まで 三原市南方三丁目(尾原川合流点)から三原市沼田西町小原(沼田川合流点)まで

級	河川名		関係市町名	指定公表年月日	区間
	水系	河川			
二級	沼田川	菅川	三原市	令和3年3月29日	左右岸 三原市本郷町船木(追付川合流点)から三原市本郷町船木(沼田川合流点)まで
二級	西野川	西野川	三原市	令和3年3月29日	左岸 三原市西宮一丁目3番1地先から三原市港町三丁目4番7地先(海)まで
二級	沼田川	棕梨川	三原市	平成29年3月27日	右岸 三原市宮浦二丁目2番25地先から三原市円一丁目1番地先(海)まで
			東広島市	平成29年3月27日	左右岸 三原市大和町上草井(大飯橋)から三原市大和町和木(翔竜大橋)まで 東広島市河内町中河内(奥条水位観測所)から沼田川合流点まで

(3) 洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの（水防法第14条第2項第3号）

河川名			関係市町名	指定公表年月日
級	水系	河川		
一級	太田川	太田川	廿日市市	令和4年1月13日
一級	太田川	御幸川	安芸太田町	令和4年1月13日
一級	太田川	三滝川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	山本川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	東山本川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	新安川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	京橋川	広島市	令和4年9月5日
一級	太田川	二又川	府中町	令和4年9月5日
一級	太田川	猿猴川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	榎川	府中町	令和4年9月5日
一級	太田川	八幡川	府中町	令和4年1月13日
一級	太田川	中山川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	戸坂川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	矢口川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	落合川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	諸木川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	奥畑川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	前原川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	大塚川	広島市	令和4年1月13日

河川名			関係市町名	指定公表年月日
級	水系	河川		
一級	太田川	堂の迫川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	三篠川	東広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	奥迫川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	太田川	小河原川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	麻下川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	湯坂川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	河津川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	関川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	半川	東広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	東川	東広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	乗本川	東広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	冠川	東広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	栄堂川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	見坂川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	太田川	有坂川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	太田川	大土川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	太田川	根谷川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	桐原川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	太田川	山倉川	北広島町	令和4年1月13日
一級	太田川	青松川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	山倉川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	青松川	北広島町	令和4年1月13日

河川名			関 係 市町名	指定公表年月日
級	水系	河川		
一級	太田川	大毛寺川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	行森川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	吉山川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	小河内川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	小河内川	北広島町	令和4年1月13日
一級	太田川	高山川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	西宗川	安芸太田町	令和4年1月13日
一級	太田川	吉木川	北広島町	令和4年1月13日
一級	太田川	水内川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	伏谷川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	打尾谷川	広島市	令和4年1月13日
一級	太田川	丁川	安芸太田町	令和4年1月13日
一級	太田川	滝山川	北広島町	令和4年1月13日
一級	太田川	大佐川	安芸太田町	令和4年1月13日
一級	太田川	松原川	北広島町	令和4年1月13日
一級	太田川	馬ノ原川	北広島町	令和4年1月13日
一級	太田川	大暮川	安芸太田町	令和4年1月13日
一級	太田川	細見川	北広島町	令和4年1月13日

河川名			関 係 市町名	指定公表年月日
級	水系	河川		
一級	太田川	高野川	北広島町	令和4年1月13日
一級	太田川	才乙川	北広島町	令和4年1月13日
一級	太田川	筒賀川	安芸太田町	令和4年1月13日
一級	太田川	柴木川	安芸太田町	令和4年1月13日
一級	太田川	柴木川	北広島町	令和4年1月13日
一級	太田川	板ヶ谷川	安芸太田町	令和4年1月13日
一級	太田川	津谷川	廿日市市	令和4年1月13日
一級	江の川	江の川	北広島町	令和4年1月13日
一級	江の川	作木川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	長瀬川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	直会川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	田草川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	式敷川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	生田川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	島之尾川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	福田川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	用地川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	房後川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	新迫川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	宮迫川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	宮野川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	沼川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	吐口川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	桑田川	安芸高田市	令和4年1月13日

河川名			関 係 市町名	指定公表年月日
級	水系	河川		
一級	江の川	馬ノ谷川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	神野瀬川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	中郷川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	奥門田川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	和南原川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	毛無川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	馬洗川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	西城川	世羅町	令和4年1月13日
一級	江の川	大坪谷川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	火の坪川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	枝郷川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	穴笠川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	萩川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	竹地川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	麻志川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	湯木川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	藤根川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	比和川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	古頃川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	甲之邑川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	絞り川	庄原市	令和4年1月13日

河川名			関 係 市町名	指定公表年月日
級	水系	河川		
一級	江の川	元常川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	布見川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	比和谷川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	新開谷川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	川北川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	大津恵川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	池の内川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	板橋川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	宮内川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	大戸川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	山家川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	大屋川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	八鳥川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	熊野川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	小鳥原川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	高尾川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	六の原川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	権現川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	恵木谷川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	岩屋寺谷川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	大谷川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	宗祐川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	四十貫川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	芋面川	三次市	令和4年1月13日

河川名			関 係 市町名	指定公表年月日
級	水系	河川		
一級	江の川	岩倉川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	国兼川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	菅田川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	一ノ谷川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	木戸川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	本郷川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	市村川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	学校川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	美波羅川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	五反田川	世羅町	令和4年1月13日
一級	江の川	木乗川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	飯田川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	吉原川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	中村川	東広島市	令和4年1月13日
一級	江の川	敷地川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	大谷川	世羅町	令和4年1月13日
一級	江の川	上後川	世羅町	令和4年1月13日
一級	江の川	冠川	世羅町	令和4年1月13日
一級	江の川	大坪川	世羅町	令和4年1月13日
一級	江の川	見田川	世羅町	令和4年1月13日
一級	江の川	黒羽田川	世羅町	令和4年1月13日

河川名			関 係 市町名	指定公表年月日
級	水系	河川		
一級	江の川	江ノ河内川	世羅町	令和4年1月13日
一級	江の川	井田川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	上下川	府中市	令和4年1月13日
一級	江の川	本村川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	仮屋谷川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	下谷川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	上谷川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	野谷川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	田総川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	木屋川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	森藤川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	長谷川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	長谷川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	亀谷川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	耳高川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	黒目川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	領家川	庄原市	令和4年1月13日
一級	江の川	領家川	神石高原町	令和4年1月13日
一級	江の川	抜湯川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	宇賀川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	六宗川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	友森川	三次市	令和4年1月13日

河川名			関 係 市町名	指定公表年月日
級	水系	河川		
一級	江の川	小童川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	小塚川	府中市	令和4年1月13日
一級	江の川	長田川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	沖江川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	後迫川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	片野川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	矢井川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	恵木谷川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	三玉川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	吉舎谷川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	檜の川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	戸張川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	滝川	世羅町	令和4年1月13日
一級	江の川	水香川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	安田川	世羅町	令和4年1月13日
一級	江の川	水別川	世羅町	令和4年1月13日
一級	江の川	黒淵川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	鹿田川	世羅町	令和4年1月13日
一級	江の川	山福田川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	溝熊川	世羅町	令和4年1月13日
一級	江の川	三田川	世羅町	令和4年1月13日

河川名			関 係 市町名	指定公表年月日
級	水系	河川		
一級	江の川	片丘川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	小似川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	宮地川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	上村川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	板木川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	陰地川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	今出原川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	岡城川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	庄谷川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	火の谷川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	永屋川	三次市	令和4年1月13日
一級	江の川	今井谷川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	大土川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	馬通川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	高地川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	本村川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	吉田迫川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	金口川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	竹ノ内川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	矢賀川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	上河内川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	小谷川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	戸島川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	山田川	安芸高田市	令和4年1月13日

河川名			関 係 市町名	指定公表年月日
級	水系	河川		
一級	江の川	貴船川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	多治比川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	後相合川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	西浦川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	奈良谷川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	於手保川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	河内川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	室坂川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	砂田川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	油川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	簸ノ川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	大又川	安芸高田市	令和4年1月13日
一級	江の川	四通川	北広島町	令和4年1月13日
一級	江の川	出原川	北広島町	令和4年1月13日
一級	江の川	志路原川	北広島町	令和4年1月13日
一級	江の川	都合谷川	北広島町	令和4年1月13日
一級	江の川	大塚川	北広島町	令和4年1月13日
一級	江の川	田原川	北広島町	令和4年1月13日
一級	芦田川	芦田川	三原市	令和4年1月13日
			世羅町	令和4年1月13日
一級	芦田川	福川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	小田川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	猪之子川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	加屋川	福山市	令和4年1月13日

河川名			関 係 市町名	指定公表年月日
級	水系	河川		
一級	芦田川	論田川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	高屋川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	西川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	新川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	百谷川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	四川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	六反田川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	六間川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	今信川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	中溝川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	天王前川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	深水川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	貝谷川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	堂々川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	竹田川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	狭間川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	清水川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	小山田川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	本永谷川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	西谷川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	今岡川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	才町川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	向永谷川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	市原川	福山市	令和4年1月13日

河川名			関 係 市町名	指定公表年月日
級	水系	河川		
一級	芦田川	久田谷川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	堀町川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	戸手川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	神谷川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	神谷川	神石高原町	令和4年1月13日
一級	芦田川	木曾丸川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	金名川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	見谷川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	藤尾川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	父尾川	福山市	令和4年1月13日
一級	芦田川	出口川	府中市	令和4年1月13日
一級	芦田川	御調川	三原市	令和4年1月13日
一級	芦田川	御調川	尾道市	令和4年1月13日
一級	芦田川	大塔川	尾道市	令和4年1月13日
一級	芦田川	白太川	府中市	令和4年1月13日
一級	芦田川	江国川	尾道市	令和4年1月13日
一級	芦田川	山田川	尾道市	令和4年1月13日
一級	芦田川	綾目川	尾道市	令和4年1月13日
一級	芦田川	宮前川	尾道市	令和4年1月13日
一級	芦田川	諸原川	尾道市	令和4年1月13日
一級	芦田川	八幡川	三原市	令和4年1月13日
一級	芦田川	野間川	尾道市	令和4年1月13日
一級	芦田川	野間川	三原市	令和4年1月13日

河川名			関 係 市町名	指定公表年月日
級	水系	河川		
一級	芦田川	野間川	尾道市	令和4年1月13日
一級	芦田川	泉川	三原市	令和4年1月13日
一級	芦田川	阿字川	府中市	令和4年1月13日
一級	芦田川	諸田川	府中市	令和4年1月13日
一級	芦田川	永野川	府中市	令和4年1月13日
一級	芦田川	宇津戸川	世羅町	令和4年1月13日
一級	芦田川	矢熊川	世羅町	令和4年1月13日
一級	芦田川	矢多田川	府中市	令和4年1月13日
一級	芦田川	矢多田川	神石高原町	令和4年1月13日
一級	芦田川	国留川	府中市	令和4年1月13日
一級	芦田川	宇根川	府中市	令和4年1月13日
一級	芦田川	井永川	府中市	令和4年1月13日
一級	芦田川	山田川	世羅町	令和4年1月13日
一級	芦田川	砂田川	世羅町	令和4年1月13日
一級	芦田川	赤屋川	世羅町	令和4年1月13日
一級	芦田川	乙川	世羅町	令和4年1月13日
一級	芦田川	神崎川	世羅町	令和4年1月13日
一級	芦田川	有美川	世羅町	令和4年1月13日
一級	芦田川	手綱川	世羅町	令和4年1月13日
一級	芦田川	青山川	世羅町	令和4年1月13日
一級	芦田川	京丸川	世羅町	令和4年1月13日
一級	芦田川	弁城川	世羅町	令和4年1月13日
一級	芦田川	田打川	世羅町	令和4年1月13日
一級	芦田川	篠川	三原市	令和4年1月13日

河川名			関 係 市町名	指定公表年月日
級	水系	河川		
一級	高梁川	小田川	福山市	令和4年1月13日
一級	高梁川	高尾川	神石高原町	令和4年1月13日
一級	高梁川	矢川	福山市	令和4年1月13日
一級	高梁川	成羽川	庄原市	令和4年1月13日
一級	高梁川	仁吾川	神石高原町	令和4年1月13日
一級	高梁川	尾戸川	神石高原町	令和4年1月13日
一級	高梁川	天田川	神石高原町	令和4年1月13日
一級	高梁川	細田川	神石高原町	令和4年1月13日
一級	高梁川	父賀川	神石高原町	令和4年1月13日
一級	高梁川	帝釈川	庄原市	令和4年1月13日
一級	高梁川	福柹川	神石高原町	令和4年1月13日
一級	高梁川	阿下川	神石高原町	令和4年1月13日
一級	高梁川	安田川	神石高原町	令和4年1月13日
一級	高梁川	大谷川	神石高原町	令和4年1月13日
一級	高梁川	牧川	神石高原町	令和4年1月13日
一級	高梁川	間瀬川	神石高原町	令和4年1月13日
一級	高梁川	高光川	神石高原町	令和4年1月13日
一級	高梁川	青井谷川	神石高原町	令和4年1月13日
一級	高梁川	本郷川	神石高原町	令和4年1月13日
一級	高梁川	宮地川	神石高原町	令和4年1月13日
一級	高梁川	未渡川	庄原市	令和4年1月13日

河川名			関 係 市町名	指定公表年月日
級	水系	河川		
一級	高梁川	下谷川	神石高原町	令和4年1月13日
一級	高梁川	福代川	庄原市	令和4年1月13日
一級	高梁川	戸宇川	庄原市	令和4年1月13日
一級	高梁川	栗田川	庄原市	令和4年1月13日
一級	高梁川	田黒川	庄原市	令和4年1月13日
一級	高梁川	内堀川	庄原市	令和4年1月13日
一級	高梁川	道後川	庄原市	令和4年1月13日
一級	高梁川	持丸川	庄原市	令和4年1月13日
一級	小瀬川	小瀬川	大竹市	令和4年1月13日
一級	小瀬川	玖島川	廿日市市	令和4年1月13日
一級	小瀬川	中山川	廿日市市	令和4年1月13日
一級	小瀬川	氏森川	廿日市市	令和4年1月13日
一級	小瀬川	市野川	廿日市市	令和4年1月13日
一級	小瀬川	林川	廿日市市	令和4年1月13日
一級	小瀬川	小原川	廿日市市	令和4年1月13日
一級	小瀬川	七瀬川	廿日市市	令和4年1月13日
一級	小瀬川	大虫川	廿日市市	令和4年1月13日
二級	黒瀬川	黒瀬川	東広島市	令和4年1月13日
二級	黒瀬川	長谷川	呉市	令和4年1月13日
二級	黒瀬川	イラスケ川	東広島市	令和4年1月13日
二級	黒瀬川	笹野川	東広島市	令和4年1月13日
二級	黒瀬川	光路川	東広島市	令和4年1月13日

河川名			関 係 市町名	指定公表年月日
級	水系	河川		
二級	黒瀬川	神洗川	東広島市	令和4年1月13日
二級	黒瀬川	猿田川	東広島市	令和4年1月13日
二級	黒瀬川	竹保川	東広島市	令和4年1月13日
二級	黒瀬川	松板川	東広島市	令和4年1月13日
二級	黒瀬川	小田山川	東広島市	令和4年1月13日
二級	黒瀬川	檜山川	東広島市	令和4年1月13日
二級	黒瀬川	古河川	東広島市	令和4年1月13日
二級	黒瀬川	角脇川	東広島市	令和4年1月13日
二級	黒瀬川	温井川	東広島市	令和4年1月13日
二級	黒瀬川	戸坂川	東広島市	令和4年1月13日
二級	黒瀬川	中川	東広島市	令和4年1月13日
二級	黒瀬川	原比川	東広島市	令和4年1月13日
二級	黒瀬川	半尾川	東広島市	令和4年1月13日
二級	黒瀬川	番蔵川	東広島市	令和4年1月13日
二級	黒瀬川	深堂川	東広島市	令和4年1月13日
二級	黒瀬川	田房川	東広島市	令和4年1月13日
二級	黒瀬川	三永川	東広島市	令和4年1月13日
二級	黒瀬川	高尾川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	沼田川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	生田川	三原市	令和4年1月13日
二級	沼田川	駒月川	三原市	令和4年1月13日
二級	沼田川	大添川	三原市	令和4年1月13日
二級	沼田川	本谷川	三原市	令和4年1月13日
二級	沼田川	仏通寺川	三原市	令和4年1月13日

河川名			関 係 市町名	指定公表年月日
級	水系	河川		
二級	沼田川	梨和川	三原市	令和4年1月13日
二級	沼田川	三次川	三原市	令和4年1月13日
二級	沼田川	尾原川	三原市	令和4年1月13日
二級	沼田川	善入寺川	三原市	令和4年1月13日
二級	沼田川	菅川	三原市	令和4年1月13日
二級	沼田川	棕梨川	三原市	令和4年1月13日
二級	沼田川	小田川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	大草川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	平坂川	三原市	令和4年1月13日
二級	沼田川	細川	三原市	令和4年1月13日
二級	沼田川	徳良川	三原市	令和4年1月13日
二級	沼田川	安田川	三原市	令和4年1月13日
二級	沼田川	前谷川	三原市	令和4年1月13日
二級	沼田川	黒谷川	三原市	令和4年1月13日
二級	沼田川	能良川	三原市	令和4年1月13日
二級	沼田川	霜降川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	西原川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	入寺川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	大谷川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	門谷川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	杣木川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	杵原川	東広島市	令和4年1月13日

級	河川名		関 係 市町名	指定公表年月日
	水系	河川		
二級	沼田川	宮領川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	正原川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	胡麻川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	二百石川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	道免川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	蔵田川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	後畑川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	宇山川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	造賀川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	桑井川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	谷河内川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	東丁田川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	西能良川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	包丁川	東広島市	令和4年1月13日
二級	沼田川	火打坂川	東広島市	令和4年1月13日
二級	八幡川	八幡川	広島市	令和4年1月13日
二級	石内川	石内川	広島市	令和4年1月13日
二級	梶毛川	梶毛川	広島市	令和4年1月13日
二級	木末川	木末川	広島市	令和4年1月13日
二級	野呂川	野呂川	呉市	令和4年1月13日
二級	中切川	中切川	呉市	令和4年1月13日
二級	木谷郷川	木谷郷川	東広島市	令和4年1月13日
二級	三畝川	三畝川	東広島市	令和4年1月13日

級	河川名		関 係 市町名	指定公表年月日
	水系	河川		
二級	賀茂川	賀茂川	竹原市	令和4年1月13日
二級	葛子川	葛子川	竹原市	令和4年1月13日
二級	田万里川	田万里川	東広島市	令和4年1月13日
二級	高野川	高野川	三原市	令和4年1月13日
二級	蛇道川	蛇道川	竹原市	令和4年1月13日
二級	本川	本川	呉市	令和4年1月13日
二級	永田川	永田川	東広島市	令和4年1月13日
二級	才越川	才越川	東広島市	令和4年1月13日
二級	田之上川	田之上川	竹原市	令和4年1月13日
二級	大正川	大正川	江田島市	令和4年1月13日
二級	大川	大川	江田島市	令和4年1月13日
二級	小鹿野川	小鹿野川	尾道市	令和4年1月13日
二級	高田川	高田川	江田島市	令和4年1月13日
二級	大長川	大長川	呉市	令和4年1月13日
二級	原田川	原田川	呉市	令和4年1月13日
二級	原下川	原下川	大崎上島町	令和4年1月13日
二級	小原川	小原川	大崎上島町	令和4年1月13日
二級	熱田川	熱田川	大崎上島町	令和4年1月13日
二級	沖田川	沖田川	尾道市	令和4年1月13日
二級	重井川	重井川	尾道市	令和4年1月13日
二級	倉崎川	倉崎川	尾道市	令和4年1月13日

河川名			関 係 市町名	指定公表年月日
級	水系	河川		
二級	大河原川	大河原川	尾道市	令和4年1月13日
二級	田中川	田中川	江田島市	令和4年1月13日
二級	瀬野川	瀬野川	広島市	令和4年1月13日
			東広島市	令和4年1月13日
二級	三迫川	三迫川	海田町	令和4年1月13日
二級	畑賀川	畑賀川	広島市	令和4年1月13日
			海田町	令和4年1月13日
二級	熊野川	熊野川	広島市	令和4年1月13日
			熊野町	令和4年1月13日
二級	桃坂川	桃坂川	東広島市	令和4年1月13日
二級	平谷川	平谷川	熊野町	令和4年1月13日
二級	堺川	堺川	呉市	令和4年1月13日
二級	内神川	内神川	呉市	令和4年1月13日
二級	矢野川	矢野川	広島市	令和4年1月13日
二級	総頭川	総頭川	坂町	令和4年1月13日
二級	大谷川	大谷川	呉市	令和4年1月13日
二級	尾崎川	尾崎川	広島市	令和4年1月13日
二級	尾崎川	尾崎川	海田町	令和4年1月13日
二級	千川	千川	三原市	令和4年1月13日
二級	木梨川	木梨川	尾道市	令和4年1月13日
二級	木門田川	木門田川	尾道市	令和4年1月13日
二級	小原川	小原川	尾道市	令和4年1月13日
二級	鍋田川	鍋田川	福山市	令和4年1月13日
二級	新川	新川	福山市	令和4年1月13日

河川名			関 係 市町名	指定公表年月日
級	水系	河川		
二級	横倉川	横倉川	福山市	令和4年1月13日
二級	栗原川	栗原川	尾道市	令和4年1月13日
二級	大田川	大田川	尾道市	令和4年1月13日
二級	才戸川	才戸川	福山市	令和4年1月13日
二級	本谷川	本谷川	福山市	令和4年1月13日

別表第 35

雨水出水浸水想定区域

1 市長指定

排水施設等	関係市町村	指定公表年月日	浸水想定区域 公表 HP アドレス
新千田ポンプ場	広島市	令和2年7月31日	https://www.city.hiroshima.lg.jp/ site/gesuido/2779.html